

# 河内長野市地域防災計画

(資料編)

河内長野市防災会議



## 目 次

### 条 例

- 1 河内長野市防災会議条例…………… 1
- 2 河内長野市災害対策本部条例…………… 3
- 3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 4

### 要 綱

- 1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱…………… 8

### 様 式

- 1-1 発信用紙（災害警戒本部）…………… 11
- 1-2 発信用紙（災害対策本部）…………… 12
- 2-1 受信用紙（災害警戒本部）…………… 13
- 2-2 受信用紙（災害対策本部）…………… 14
- 3-1 災害概況速報（災害警戒本部）…………… 15
- 3-2 災害概況速報（災害対策本部）…………… 16
- 4 災害受信・現場報告記録…………… 17
- 5-1 要請情報（災害警戒本部）…………… 18
- 5-2 要請情報（災害対策本部）…………… 19
- 6-1 避難所の報告用紙…………… 20
- 6-2 避難者カード…………… 21
- 7 医療救護班診療記録…………… 22
- 8 被害状況等報告様式…………… 23
- 9 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）…………… 26
- 10 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）…………… 29
- 11 り災証明書…………… 31
- 12-1 緊急通行車両事前届出書…………… 32
- 12-2 緊急通行車両事前届出済証…………… 33
- 12-3 緊急通行車両確認申請書…………… 34
- 13 自衛隊の災害派遣要請要求書…………… 35
- 14 公用令書…………… 36
- 15 参集途上における被害状況報告様式…………… 39
- 16 義援金受領書…………… 41
- 17 災害関連義援金・義援物資受付名簿…………… 42
- 18 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式…………… 43

## 1 災害対策本部関係

1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法	52
1-2-1 災害警戒本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）	53
1-2-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）	54
1-3 災害警戒（災害対策）本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）	55
1-4 動員報告書	56
1-5 緊急配備体制における初期活動（地震）	57
1-6 災害初期活動（風水害）	58

## 2 地震・気象情報関係

2-1 災害履歴実態図	59
2-2 過去 10 年間の火災件数と損害額	60
2-3 活断層分布図及び活断層一覧	61
2-4 気象庁震度階級関連解説表	62
2-5 市役所内の気象情報機器	65
2-6 関係機関雨量観測所一覧	66
2-7 水位観測所一覧	67
2-8 雨量計・水位計位置図	68

## 3 被害情報関係

3-1 被害状況等報告基準	69
3-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準	72
3-3 災害時の広報文例	77

## 4 通信関係

4-1 通信連絡窓口	91
4-2 市防災行政無線系統及び設置場所	96
4-3 大阪府防災行政無線局番号一覧	98
4-4 非常通信経路	99

## 5 輸送関係

5-1 公用車の保有状況	100
5-2 緊急交通路路線（図面と路線一覧表）	101
5-3 緊急通行車両確認証明書及び標章	105
5-4 災害時用臨時ヘリポート	106

## 6 医療・社会福祉関係

6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧	108
6-2 市内歯科医院一覧	111
6-3 主な薬品調達先	113
6-4 市営斎場	114

## 7 消防関係

7-1 消防本部・署組織図	115
7-2 消防団組織図	117
7-3 消防本部・消防署の事務分掌	118
7-4 施行令規制防火対象物数	120
7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）	121
7-6 消防力の現状	122
7-7 消防機関拠点位置図	126
7-8 消防の非常警備体制と非常招集	127
7-9 消防相互応援協定締結状況	128

## 8 避難関係

8-1 避難場所一覧	129
8-2 避難の勧告・指示の伝達系統	131

## 9 水防関係

9-1 市内各河川の状況	132
9-2 水防ため池一覧	133
9-3 滝畑ダムの概要	134
9-4 土砂災害用語の定義	135
9-5 山地災害用語の定義	138
9-6 土砂災害危険箇所等一覧	139

## 10 備蓄関係

10-1 緊急給水拠点整備図	158
10-2 水道災害備品備蓄状況	159
10-3 市備蓄状況及び備蓄目標	160
10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧	161
10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧	162

<b>11 清掃関係</b>	
11-1 ごみ処理施設	163
11-2 市内し尿処理施設	163
<b>12 応援関係</b>	
12-1 災害時応援協定	164
12-2 大阪府水道震災対策相互応援協定	170
<b>13 建築物関係</b>	
13-1 耐震安全性の分類	173
13-2 応急仮設住宅建設候補地	174
<b>14 地震被害想定関係</b>	
地震被害想定概要	175
<b>15 河内長野市自主防災組織一覧表</b>	
河内長野市自主防災組織一覧表	182
<b>16 河内長野市防災会議委員名簿</b>	
河内長野市防災会議委員名簿	183

# 条 例





## 条例 1 河内長野市防災会議条例

### 河内長野市防災会議条例

昭和38年5月27日  
条例第8号

改正 昭和43年10月21日 条例第36号  
平成2年3月31日 条例第8号  
平成12年3月28日 条例第4号  
平成12年12月26日 条例第32号  
平成15年9月26日 条例第22号  
平成24年12月21日 条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、河内長野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務や組織について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河内長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく、政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公益的事業を営む法人の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、2人、7人、7人以内及び2人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例による改正後の河内長野市防災会議条例により、最初に任命された第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年5月29日までとする。

## 条例 2 河内長野市災害対策本部条例

### 河内長野市災害対策本部条例

〔 昭和38年5月27日  
条 例 第 9 号 〕

改正 平成24年12月21日条例第50号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、河内長野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

( 部 )

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

### ○河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和49年9月30日 〕  
〔 条例第22号 〕

改正 昭和56年9月29日 条例第32号  
昭和62年9月30日 条例第15号  
平成24年3月28日 条例第19号

平成3年12月26日 条例第30号  
平成23年12月28日 条例第27号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸付け、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されていた者をいう。

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、令第1条に規定する災害（以下この条及び第5条から第7条までの規定において、単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- 2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしている者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によって生計

を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(死亡の推定及び支給の制限)

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第8条 第5条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第9条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ、又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際して、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書の場合は5年）とする。

（貸付利率）

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還方法等）

第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項並びに第8条から第11条までの規定によるものとする。

（償還免除）

第13条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第12条で定める場合は、この限りではない。

（規則への委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和62年9月30日条例第15号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第6条から第8条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた災害による障害者に対して支給する災害障害見舞金について適用する。

3 新条例第10条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、昭和61年7月10日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成24年3月28日条例第19号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。





# 要 綱



## 要綱 1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

### 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

〔平成13年3月13日〕  
〔要綱第8号〕

改正 平成14年9月19日要綱第42号  
平成19年5月10日要綱第36号  
平成22年3月15日要綱第12号  
平成24年3月27日要綱第8号  
平成25年6月13日要綱第43号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条及び河内長野市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対し、防災資機材等の整備及び自主防災活動の推進に必要な助成を行うことにより、防災体制を確立し、もって市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(助成事業及び助成対象団体)

第3条 この要綱による助成事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その助成対象団体はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 育成事業 自主防災組織又は自主防災組織を結成する予定のもので、助成することが必要と認めるもの
- (2) 活動推進事業 既存の自主防災組織であって、助成することが必要と認める自主防災組織  
(助成対象年度)

第3条の2 育成事業の助成対象年度は、第6条の規定による申請のあった日の属する年度から5箇年を限度とする。

(助成対象)

第4条 育成事業の助成対象は、次に掲げる防災資機材等とする。

- (1) 防災物資等 別表第1に掲げるもの
  - (2) 備蓄倉庫 別表第2に掲げる面積
- 2 活動推進事業の助成対象は、次に掲げる経費とする。
- (1) 別表第3に掲げる自主防災活動に要する経費
  - (2) 別表第4に掲げる消耗品等の購入に要する経費  
(助成金の額)

第5条 育成事業の助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額とする。

- (1) 防災物資等 購入費の2分の1の額とする。ただし、40世帯未満の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1助成対象団体につき、30,000円を限度とし、40世帯以上の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1世帯当たり750円を限度とする。
  - (2) 備蓄倉庫 事業費の2分の1の額とする。ただし、1平方メートル当たり20,000円を限度とする。
- 2 活動推進事業の助成金の額は、自主防災組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額の範囲内で、前条第2項に規定する経費の2分の1の額とする。ただし、1年度当たり10万円を限度とする。
- 3 育成事業の助成を受けている期間内に活動推進事業を実施する場合は、第1項の育成事業助成金の額の範囲内で、当該育成事業助成金の額の一部を活動助成事業に充当できるものとする。ただし、充当できる金額は、前項の活動推進事業の助成金の額の範囲内とする。
- 4 第1項に規定する助成金の額は、第3条の2の助成対象年度の間における額とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体（以下「助成団体」という。）は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に河内長野市自

主防災組織育成事業計画書（様式第2号）又は河内長野市自主防災組織活動推進事業計画書（様式第2号の2）を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により助成団体に通知しなければならない。

（申請内容の変更申請等）

第8条 助成団体は、申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の変更交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該変更交付申請に係る書類を審査し、その変更決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により助成団体に通知しなければならない。

（助成金の交付等）

第10条 助成金の交付を受けようとする助成団体は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書（様式第7号）及び河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実績報告書（様式第8号）に、領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

（防災資機材等の管理）

第11条 育成事業の助成を受けた助成団体は、十分な注意を払い、助成金の交付を受けた防災資機材等を維持管理しなければならない。

（防災資機材等の譲渡の禁止）

第12条 育成事業の助成を受けた助成団体は、前条に規定する防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年9月19日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年5月10日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日要綱第12号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日要綱第8号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月13日要綱第43号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

防災物資等
ヘルメット、ロープ、ハンマー、鋸、ツルハシ、バール、消火器、コードリール、かけや、消火バケツ、スコップ、ボルトクリッパー、金バサミ、てこ棒（角材）・カマセ木、リヤカー、レンジャー手袋、防塵マスク、防護メガネ、モンキーレンチ、タガネ、ミニカッター、腕章、救急セット、担架、ハンドマイク、防水シート、ジャッキ、脚立、簡易トイレ、救命工具収納箱、エンジンチェンソー、投光器、発電機、エンジンカッター、油圧ジャッキその他市長が必要と認めた物資等

別表第2（第4条関係）

助成団体を構成する世帯の数	面積
100世帯未満	10平方メートル以内
100世帯以上500世帯未満	20平方メートル以内
500世帯以上1,000世帯未満	30平方メートル以内
1,000世帯以上1,500世帯未満	40平方メートル以内
1,500世帯以上2,000世帯未満	50平方メートル以内
2,000世帯以上	60平方メートル以内

別表第3（第4条関係）

- (1) 自主防災活動の計画づくりに要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
- (2) 自主防災活動の勉強会に要する経費
- (3) 防災教室・講演会の開催に要する経費
- (4) 広報啓発に関する経費（啓発ポスター、チラシ印刷代等）
- (5) 防災診断、防災マップづくりに要する経費（白地図代、印刷代等）
- (6) 地域防災訓練及びその他自主防災活動事業に要する経費

別表第4（第4条関係）

ガソリン、灯油、消火器充てん費用、救急セット補充品、その他市長が認める活動に必要な消耗品等



様 式









様式2-1 受信用紙（災害警戒本部）

受信用紙（No.）

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		警対総務部 本部 班 長	本部長室 審 議	庁 内 放 送
					要否	要否
	電話	所属				
件 名 ..... 年 月 日 時 分  河内長野市災害警戒本部受第 号						
本文						
本信に対する措置の大要						

河内長野市災害警戒本部

様式2-2 受信用紙（災害対策本部）

受信用紙（No.）

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		災対総務部 本部班長	本部長室 審議	庁内 放送
					要否	要否
	電話	所属				
件名 ..... 年 月 日 時 分 河内長野市災害対策本部受第 号						
本文						
本信に対する措置の大要						

河内長野市災害対策本部

### 様式3-1 災害概況速報（災害警戒本部）

#### 災害概況速報

（河内長野市災害警戒本部No.            ）

（第    報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。  
（住民通報、その他民間通報、消防・警察官  
通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年    月    日    時分
所属名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害 の 概 況	災害種別	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害			発生日時	年    月    日    時分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等)									
被 害 の 状 況	※町丁目番									
	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
	負傷者	人	計	人	半壊		棟	床上浸水	棟	
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)										
応 急 対 策 の 状 況	(応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

### 様式3-2 災害概況速報（災害対策本部）

#### 災害概況速報

（河内長野市災害対策本部No.            ）

（第    報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。  
（住民通報、その他民間通報、消防・警察官  
通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年    月    日    時分
所属名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害 の 概 況	災害種別	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害			発生日時	年    月    日    時分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等)									
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)										
応 急 対 策 の 状 況	(応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

## 様式4 災害受信・現場報告記録

### 災害受信・現場報告記録

(河内長野市災害警戒本部No. )

				災害No.		
受 信 欄	受付日時	平成 年 月 日 AM : PM :	受信者	部 : 氏名 :	部	
	連絡者	氏名 住所	TEL	□住民□消防□警察□他 ( )		
	被害場所	河内長野市				
	被害状況 (通報内容)					
現 場 報 告 欄	現場確認	平成 年 月 日 AM : PM :	確認者	部 : 氏名 :	部	
	被災者	<input type="checkbox"/> 連絡者と同じ	住所			
		<input type="checkbox"/> 右記氏名TEL				
	他機関の出動	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 住民 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> 他 ( )				
	現場報告事項①状況②処理内容③他			被害分類		
				<input type="checkbox"/> 被害無し 人的被害 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 軽症 住家 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水(土砂) <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床下浸水(土砂) <input type="checkbox"/> 一部破損 非住家 <input type="checkbox"/> 公共機関 <input type="checkbox"/> 他 道路 <input type="checkbox"/> 路肩崩れ <input type="checkbox"/> 法面崩れ <input type="checkbox"/> 冠水 <input type="checkbox"/> 他 橋梁 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 破損 河川水路 <input type="checkbox"/> 河川溢水 <input type="checkbox"/> 水路溢水 <input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 崖崩れ		

注：被害分類は必ず記載のこと。





## 様式5-2 要請情報（災害対策本部）

### 要 請 情 報

（河内長野市災害対策本部No.                    ）

（第 報）災害名

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年    月    日    時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（                    ）
	内 容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入）  ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量 ・ 回数 ・ 又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場 所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	そ の 他 必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要 請 に い た つ た 理 由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

様式6-1 避難所の報告用紙

避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

整理番号 ー

避難所名		開設・閉鎖日時 月 日 時 分現在
避難所派遣職員名		報告日時 月 日 時 分現在
避難者状況（実人数） 人		
[避難者合計]		人（男 人 女 人）
内 訳	負傷者	人（重傷者 人 軽傷者 人）
	幼少・高齢者	人（乳幼児 人 児童 人 高齢者 人）
	障がい者	人
	その他	人
応急物資の状況		
[毛布等]		
[食料]		
[飲料水]		
[生活用品]		
これまでの活動状況		
今後の活動予定		
その他の状況		
[施設の被害状況]		
[ライフラインの被害状況]		
[職員の参集状況]		

様式6-2 避難者カード

避難者カード（兼 安否確認票） (No. )

避難所

※みなさまの安否確認の問い合わせについて、ご希望の番号にチェックをつけてください。

- 1 下記の情報を公表しないでください。
- 2 下記の情報を公表しても結構です。（インターネットでも検索できます。）
- 3 一部の項目だけ回答しても結構です。

（回答してもよい項目にチェックをつけてください。インターネット検索時、チェックした項目のみ表示されます。

《□氏名 □住所(町名まで) □性別 □年齢 □避難所》

※問い合わせには、本人が特定できた場合のみお答えします。

※1世帯で1枚記入（下線の引かれた項目は、必ず記入してください。）

		確認者
避難した日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
退去した日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
避難生活区画		
住 所	〒 ー 河内長野市	

避難者全員を記入してください。

フリガナ 氏名 (NAME)	性別	年齢	身体 の 状況	避難場所	電話 (携帯) 番号 (インターネット検索用)	備 考
カワチ ハナコ 河内 花子 看護師	男・女 <input checked="" type="checkbox"/> 女	56	<input checked="" type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input checked="" type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	
	男・女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	
	男・女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	
	男・女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	
	男・女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	
	男・女		<input type="checkbox"/> 無事です <input type="checkbox"/> 被害があります	<input type="checkbox"/> この避難所 <input type="checkbox"/> 自宅	— —	

※電話番号及び携帯番号は検索用にのみ利用し公表はしません。

※本情報は、災害時のみ利用とし、災害対策本部の廃止後に消去します。

# 様式7 医療救護班診療記録

## 医療救護班診療記録

河内長野市

救護所名	地区	医師	班長	
		氏名	班員	
		担当職員名		

年月日	住所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	程度	措置概要	備考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・ ・		

1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2 重症：入院1月以上を要する中症：入院治療を要する軽症：入院治療を要しない

## 様式8 被害状況等報告様式

第4号様式(その1)  
〔災害概況即報〕

災害名(第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	河内長野市
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊棟	一部破損棟	
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県) 大阪府			(市町村) 河内長野市			

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

市町村名		区 分 被 害	
災害名 報告番号	災害名 第 ( ) 月 日 時現在)	田	流失・埋設 ha
	報告者名	畑	冠 水 ha 流失・埋設 ha 冠 水 ha
人的被害	死者	文教施設	箇所
	行方不明者	病院	箇所
住家被害	全壊	道路	箇所
	半壊	橋りょう	箇所
非住家被害	一部損壊	河川	箇所
	床上浸水	港湾	箇所
住家被害	床上浸水	砂防	箇所
	床上浸水	清掃施設	箇所
非住家被害	床上浸水	崖くずれ	箇所
	床上浸水	鉄道不通	箇所
非住家被害	床上浸水	被書船舶	隻
	床上浸水	水道	戸
非住家被害	床上浸水	電話	回線
	床上浸水	電気	戸
非住家被害	床上浸水	ガス	戸
	床上浸水	ブロック塀等	箇所
非住家被害	床上浸水	り災世帯数	世帯
	床上浸水	り災者数	人
非住家被害	床上浸水	建物	件
	床上浸水	危険物	件
非住家被害	床上浸水	その他	件
	床上浸水	火災発生	件

※被害額は省略することができる。

区分	被害	被害額		消防職員出動延人数	消防団員出動延人数
		千円	人		
公立文教施設		千円			
農林水産業施設		千円			
公共土木施設		千円			
その他の公共施設		千円			
小計		千円			
その他		千円			
被害発生場所					
被害発生年月日					
災害の種類概況					
応急対策の状況					
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況					
・避難の勧告・指示の状況					
・避難所の設置状況					
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況					
・自衛隊の派遣要請、出動状況					
・災害ボランティアの活動状況					
備考					

※被害額は省略することができる。



様式9 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）

緊急・詳細 報告用

※緊急報告は網掛け部分を記入

第 報

災害報告（地すべり）

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	おおさか 大阪府 [都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名			
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分					
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離		km					
	連続雨量		mm		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	最大24時間雨量		mm/24hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	最大時間雨量		mm/hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
地すべり規模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
		保全対象人家戸数		戸		公共施設						
移動状況	最大時間移動量（時速）		m or mm		年 月 日 時 ~ 時		観測地点					
	移動総量		m or mm		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		観測地点					
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	変 状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無	危険度 [ A・B・C ]		所管		[ 国土・林・農 ]			
	地すべり防止区域		指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無		有・無	所管 [ 国土・林・農 ]		
被害状況	人的被害	死者	《 》 < > 名		被害者 年齢	才		農地被害	(種類・面積)			
		行方不明	《 》 < > 名			才						
		負傷者	《 》 < > 名			才						
	人家被害	全壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸	(公共施設・災害時要援護者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)				
		半壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
	一部損壊		《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他												
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)												
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)												
										災害関連緊急事業申請の有無		[有・無・調査中]
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域								
	保安林	土石流危険渓流 [ I・II・準ずる ]		建築基準法による災害危険区域								
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域								
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所		宅地造成工事規制区域								
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域									
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域									
	災害対策基本法防災計画区域											
その他 ( )												
報告者	①	所属	氏名		③	所属	氏名					
	②	所属	氏名		④	所属	氏名					

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒



地区名 \_\_\_\_\_

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

災害報告（がけ崩れ）

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 [都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名									
	発 生 日 時		[ 不明・調査中・確認済 ]		年 月 日		時 分											
気象状況	異常気象名			観測所名			災害発生場所からの距離		km									
	連続雨量			mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時											
	最大24時間雨量			mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時											
	最大時間雨量			mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時											
崩壊の状況	自然斜面		H=	m		横断面 (別途添付しても良い)			概況平面図 (別途添付しても良い)									
	人工斜面		H=	m														
	勾配		$\theta_1$	度														
	拡大の見込み			[ 有・無 ]														
	保全対象人家戸数			戸														
被害状況	高さ	m	巾	m		被害者 年齢		才 才 才 (公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)										
	面積	m <sup>2</sup>	勾配	$\theta_2$ 度														
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>															
	がけ下端の堆積深		m															
	がけ下端と被害家屋 までの距離		①家屋	m														
			②家屋	m														
	被害家屋位置の堆積 深		①家屋	m														
			②家屋	m														
崩土の到達距離		m																
その他																		
被害状況	人的被害	死者	《 》	< >名		被害者 年齢		才 才 才 (公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)										
		行方不明	《 》	< >名														
		負傷者	《 》	< >名														
	物的被害	全壊・流出	《 》	< >戸							木造	《 》	< >戸		RC	《 》	< >戸	
		半壊	《 》	< >戸							木造	《 》	< >戸		RC	《 》	< >戸	
一部損壊		《 》	< >戸		木造	《 》	< >戸		RC	《 》	< >戸							
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)													
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道 ・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)																
その他																		
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)																		
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)																		
										災害関連緊急事業申請の有無		[有・無・調査中]						
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]														
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域														
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域														
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域														
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域															
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域															
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号													
	その他 ( )																	
報告者	①	所属	氏名		③	所属	氏名											
	②	所属	氏名		④	所属	氏名											

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※写真は別途e-mailにて送付すること

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式10 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 [都・道・府・県]		[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名
ふりがな 河川名	[1級・2級・その他]		水系	川	[沢・川・谷]	
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時 分
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）					
気象状況	異常気象名			観測所名		
	連続雨量	mm	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時 ~ 年 月 日 時
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない		流域面積	km <sup>2</sup>	河床勾配 1/
被害状況	人的被害	死者名	被害者年齢	農地被害	(種類・面積) 概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明名				
		負傷者名				
	人家被害	全壊・流出戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)			
		半壊戸				
		一部損壊戸				
	床上浸水戸					
	床下浸水戸					
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)		
	公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)				
	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	市道を埋塞		水路埋塞		
二次災害の可能性	(有・無)					
保全対象	km下流に人家 戸 ( 人)		道路名等			
	(その他) ha					
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)						
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)						
						災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)		地すべり防止区域 [国土・林・農]		
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]		急傾斜地崩壊危険区域		
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域		
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域		
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造造成工事規制区域		
	その他 ( )					
報告者	① 所属		氏名		③ 所属	氏名
	② 所属		氏名		④ 所属	氏名

\* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況がわかるポンチ絵、関連記事

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

\* 写真は別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

### 災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 「調査中・確認済・不明」	観測所名及び溪流（谷出口）との距離	観測所名	距離	km						
	連続雨量	（緊急報告に記載）								
	最大24時間雨量	（緊急報告に記載）								
	最大時間雨量	（緊急報告に記載）								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）	mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
積雪・融雪状況	観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。							
	風向（災害発生時）									
	風力（災害発生時）	m/s								
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]	人家戸数	戸								
	人口	人								
	耕地面積	ha								
	災害時要援護者関連施設	1有・2無	施設名							
	公共施設	1有・2無	施設名							
土石流氾濫区域の面積	m <sup>2</sup>									
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]	人的被害	死者	名	名						
		行方不明	名	名						
		負傷者	名	名						
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸				
		半壊	戸	戸	木造	戸				
		一部損壊	戸	戸	木造	戸				
	特別警戒区域	警戒区域								
特別警戒区域	警戒区域									
特別警戒区域	警戒区域									
防災計画	市町村地域 溪流名	[ 無・有 ]								
	防災計画へ避難場所の記載	[ 無・有 ]	施設名							
	避難経路	[ 無・有 ]								
	表示板設置	[ 無・有 ] ( 箇所)								
	警戒避難基準雨量の設定	[ 無・有 ]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr				
現地調査結果	土砂流出状況	[ 無・有 ]	氾濫面積	m <sup>2</sup>	氾濫区域 I	m <sup>2</sup>	氾濫区域 II	m <sup>2</sup>	氾濫区域 III	m <sup>2</sup>
		平均堆積深	m	m	m					
		最大堆積深	m	m	m					
		氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m							
		氾濫終息点の勾配	度							
		最大礫径	m							
	流域内の既存施設	[ 無・有 ]	合計	基	(透過型)		(不透過型)			
		(砂防)	基		基		基			
		(治山)	基		基		基			
	(所管不明)	基		基		基				
天然ダム	[ 無・有 ]									
崩壊地付近の亀裂	[ 無・有 ]									
流木の堆積場所	[ 無・有 ]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ( )								
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)	[ 確認済・不明 ]	市町村（部署名）								
		住民								
		その他								

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式11 り災証明書

河長危第 号

〒 ー  
河内長野市

様

り災証明書

※太線の中を記入して下さい

り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日		男女	--
		世帯主	男女	--		男女	--
			男女	--		男女	--
り災場所等	町 (マンション等名称: )						
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: ) <input type="checkbox"/> 貸家			<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅			

り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊・流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部破損・床下浸水
り災原因	平成 年 月 日 発生した _____ による

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 年 月 日

市 長 印

(裏面)

<り災証明について>

- この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。  
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。  
※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません
- 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。  
※表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。  
この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

様式12-1 緊急通行車両事前届出書

(表)

緊急通行車両事前届出書 ( ) 第 号 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏 名 印				
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他( )			
	名称( )			
業務の内容	1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他( )			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>その他の都道府県( )</td> </tr> </table>	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無	その他の都道府県( )
	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無		
その他の都道府県( )				
車両の使用者	住 所 ( ) 局 番			
	氏 名			
番号欄に表示されている番号				
出 発 地				

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

様式12-2 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

( ) 第 号  
年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
  - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
  - (2) 当該車両が廃車となったとき。
  - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様式12-3 緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書													
年 月 日													
大阪府知事 大阪府公安委員会 殿													
申請者住所 (電話番号) 氏 名 印													
行政機関等の名称等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 指定行政機関</td> <td style="width: 50%;">2 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td>3 地方公共団体（執行機関を含む。）</td> <td>4 指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>5 指定地方公共機関</td> <td>6 その他（ ）</td> </tr> </table>	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関	5 指定地方公共機関	6 その他（ ）						
1 指定行政機関	2 指定地方行政機関												
3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関												
5 指定地方公共機関	6 その他（ ）												
名 称 （ ）													
業 務 の 内 容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 警報の発令</td> <td style="width: 33%;">2 消防等の応急措置</td> <td style="width: 33%;">3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td>4 児童等の教育</td> <td>5 施設等の応急復旧</td> <td>6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td>7 社会秩序の維持</td> <td>8 緊急通行の確保</td> <td>9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10 その他（ ）</td> </tr> </table>	1 警報の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等	10 その他（ ）		
1 警報の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等											
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生											
7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等											
10 その他（ ）													
番号標に表示されている番号													
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）													
車両の 使用者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住 所	( ) 局 番	氏 名									
住 所	( ) 局 番												
氏 名													
通 行 日 時													
通 行 経 路	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地										
出 発 地	目 的 地												
備 考													



## 様式13 自衛隊の災害派遣要請要求書

□知事への依頼書様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

## 様式14 公用令書

従事第	号			
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり <span style="font-size: 2em;">[</span> 従事 <span style="font-size: 2em;">]</span> を命ずる。				
協 力 <span style="font-size: 2em;">]</span>				
処分権者氏名			印	
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

保管第	号			
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法 <span style="font-size: 2em;">[</span> 第 7 1 条 <span style="font-size: 2em;">]</span> の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
第78条第1項 <span style="font-size: 2em;">]</span>				
年 月 日		処分権者氏名		印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 [ 第 7 1 条  
第78条第1項 ]

の規定に基づき、次のとおり

管 理  
を 使 用 す る。  
収 用

年 月 日

処分権者氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 [ 第 7 1 条  
第78条第1項 ]

の規定に基づく公用令書（ 年 月

日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

変 更 し た 処 分 の 内 容

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

取消し第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 [ 第 7 1 条 ] の規定に基づく公用令書 ( 年 月 日第 号 )  
第78条第1項

にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

様式15 参集途上における被害状況報告様式

その1

参集施設		日 時	年 月 日 時より 時
参集ルート 及び方法	自宅（      市町村）      →      →      →      →当施設 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他（      ）		
所属・氏名	部      班      係 ・ 氏名		
各施設の被害状況等		必要な対策（物資・資材含）等	
市民・災害時要援護者に対する救出・応援救護の状況			
建物・施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
〇〇地区（町）の全体的な状況			
避難場所の状況			
その他			



様式16 義援金受領書

義 援 金 受 領 書

受領書No. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
様

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ として  
上記金額を受領いたしました。

平成 年（ 年） 月 日

河内長野市災害対策本部長  
河内長野市長

様式17 災害関連義援金・支援金受付名簿

災害関連義援金・義援物資受付名簿

【災害名

】

整理番号 \_\_\_\_\_

受領書No.	月 日	氏 名	〒	住所	電話番号	金額（円）	持・振	※
1	/						持・振	
2	/						持・振	
3	/						持・振	
4	/						持・振	
5	/						持・振	
6	/						持・振	
7	/						持・振	
8	/						持・振	
9	/						持・振	
0	/						持・振	
1	/						持・振	
2	/						持・振	
3	/						持・振	
4	/						持・振	
5	/						持・振	
6	/						持・振	
7	/						持・振	
8	/						持・振	
9	/						持・振	
0	/						持・振	

※欄は、礼状済に○印を記入する。



様式18 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式

様式第1号（第6条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書

年 月 日

河内長野市長 様

氏 名

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を受けたいので、事業計画書を添えて申請します。

様式第2号（第6条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業計画書

防災資機材 等の名称	防災資機材 等の額	財源内訳			適 用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災 組織の規模 世帯
総 額					

年 月 日

河内長野市自主防災組織育成事業計画書

自主防災組織名 \_\_\_\_\_

計画の内容	経 費	財源内訳			備 考
		市補助金	自己負担	そ の 他	
自主防災活動の内容 (※1)					自主防災組織の規模  世帯
消耗品等の購入の内容 (※2)					
合 計					

(※1) 別表第3における掲げる項目別に列挙すること。

(※2) 明細目録（品目・数量・額）を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市長指令 第 年 月 日 号

氏 名 様

河内長野市長 印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、  
年 月 日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動  
推進事業助成金の交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額 円

(内訳)

育成事業助成金 円

活動推進事業助成金 円

(交付条件)

注 申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出してください。

様式第4号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日

氏 名 様

河内長野市長 印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、

年 月 日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動  
推進事業助成金の交付を下記の理由により却下する。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書

年 月 日

河内長野市長 様

氏 名

年 月 日付けの河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書の申請内容に変更があったので、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	自主防災組織の規模の変更	変更前世帯数 世帯	変更後世帯数 世帯
	河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業計画の内容の変更	変更内容	

様式第6号（第9条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市長指令 第 年 月 日  
年 月 日

氏 名 様

河内長野市長 印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第9条の規定により、  
年 月 日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動  
推進事業助成金の変更交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額 円

(内訳)

育成事業助成金 円

活動推進事業助成金 円

(交付条件)

様式第7号（第10条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書

年 月 日

河内長野市長 様

氏 名 印

年 月 日付け河内長野市長指令 第 号で交付決定のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

注 領収書等を添付すること。



様式第8号（第10条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実践報告

年 月 日

河内長野市長 様

氏 名

河内長野市自主防災組織育成及び活動推進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

(1) 育成事業

防災資機材等の名称	防災資機材等の額	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災組織の規模 世帯
総 額					

(2) 活動推進事業

実施内容	経 費	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災組織の規模 世帯
総 額					



# 1 災害対策本部関係



資料1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	庁内放送、電話及び防災行政無線	(総務部情報班)
関係機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	(総務部情報班)
市民	広報車等	(広報部)
報道機関	口頭・電話及び文書	(広報部)

資料1-2-1 災害警戒本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）

災害警戒本部

本部長	副市長
副本部長	副市長 教育長

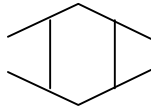
副市長：情報通信・交通輸送総

括責任者

教育長：副市長の補佐



本部長 兼 各部長	市長補佐官
	総務部長 総合政策部長 会計管理者
副市長 兼 各部長	市民生活部長
	健康長寿部長 子ども・福祉部長
	都市づくり部長
	環境共生部長
	産業経済部長
	消防長・消防団長
	教育推進部長
	生涯学習部長
	上下水道部長
	議会事務局長 行政委員会総合事務局長



災害時部署	通常時部署	業務概要
応急対策グループ		
本部班 (本部事務局) 各部より1名 情報班	危機管理課	災害対策本部会議の運営・庶務、防災行政無線の管理、国・府・近隣市町村等への応援要請
	総務部 会計課 都市づくり部	災害情報収集・集約、車両等の確保
	広報部 総合政策部	広報、外部応援動員の調整
専門活動グループ		
生活部	市民生活部 市民協働課 子ども・福祉部 健康長寿部	救護物資の受け入れ、ボランティアの受け入れ、避難勧告等
医療・福祉部	子ども・福祉部 健康長寿部	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送
環境部	環境共生部	清掃・し尿対策、管轄施設被害調査
交通・住宅部	都市づくり部 上下水道部	物資輸送、管轄施設被害調査（道路、橋梁、上水道、下水道、河川施設等）
	産業経済部	食糧品・日用品の調達、管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部	消防本部・消防団	救急・救助・応急対策
避難・福祉部	教育推進部 生涯学習部 (健康長寿部) (市民生活部) (環境共生部) 子ども・福祉部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	避難所の開設、地域住民との協力 管轄施設・文化財被害調査
	上下水道部	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）

資料1-2-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）

災害対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長 副市長 教育長

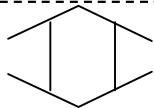
副市長：情報通信・交通輸送総

括責任者

教育長：副市長の補佐



本部長 兼 各部長	市長補佐官 総務部長 総合政策部長 会計管理者
市民生活部長	市民生活部
健康長寿部長 子ども・福祉部長 都市づくり部長	市民協働課 子ども・福祉部 健康長寿部
環境共生部長 産業経済部長	子ども・福祉部 健康長寿部
消防長・消防団長 教育推進部長 生涯学習部長	環境共生部 都市づくり部 上下水道部
上下水道部長	産業経済部
議会事務局長 行政委員会総合事務局長	消防本部・消防団 教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部 教育推進部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員



災害時部署	通常時部署	業務概要
応急対策グループ	危機管理課	災害対策本部会議の運営・庶務、防災行政無線の管理、国・府・近隣市町村等への応援要請
総務部	総務部 会計課 都市づくり部	災害情報収集・集約、車両等の確保
広報部	総合政策部	広報、外部応援動員の調整
専門活動グループ		
生活部	市民生活部 市民協働課 子ども・福祉部 健康長寿部	救援物資の受け入れ、ボランティアの受け入れ、避難勧告等
医療・福祉部	子ども・福祉部 健康長寿部	医療・助産、災害時要援護者対策、連体の収容・搬送
環境部	環境共生部	清掃・し尿対策、管轄施設被害調査
交通・住宅部	都市づくり部 上下水道部	物資輸送、管轄施設被害調査（道路、橋梁、上水道、下水道、河川施設等）
食糧日用品部	産業経済部	食糧品・日用品の調達、管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部	消防本部・消防団	救急・救助、応急対策
避難・福祉部	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部 教育推進部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	避難所の開設、地域住民との協力 管轄施設・文化財被害調査
上下水道部	上下水道部	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）

資料1-3 災害警戒(災害対策)本部の部及び班の役割分担 (地震・風水害)

災害時部署		通常時部署	業務内容			
応急対策グループ						
総務部	本部班 (本部事務局)	危機管理課	災害対策本部の運営・庶務、防災行政無線の管理、情報の集約、本部から各部への命令・指令の伝達			
	情報班	情報管理係	総務部	国・自衛隊・府・近隣市町村・防災関連機関への応援要請、作業員の確保		
		情報収集整理係	総務部	災害時優先電話の管理、情報網確保 (庁内携帯電話、アマチュア無線等)、外部電話の一括受理・転配送 (本部、それぞれの部署へ)		
		物資管理係	総務部 会計課	府・防災関連機関・市民情報係・各専門活動グループからの情報収集・集約		
車両管理係		総務部 都市づくり部	資材・機材確保、義援金の保管 車両の一元管理、車両・燃料の確保、配車手配、緊急輸送車の確認			
広報部	本部班	総合政策部	情報収集整理係との連携、広報活動の手配			
	広報班	総合政策部	本部からの伝達を受け市民へ広報、関係機関・マスコミへの情報発信			
	人員班	総合政策部	外部応援動員の調整			
	給食班	総合政策部	職員の食糧・日用品配給			
専門活動グループ						
生活部	本部班	市民情報係	市民生活部	情報収集整理係との連携、市民・団体等からの情報収集、苦情受付		
		ボランティア係	市民協働課 子ども・福祉部	情報収集整理係との連携、ボランティアの受け入れ、関係機関との連絡・協調		
	専門活動班	広報係 救援係	市民生活部 健康長寿部	避難勧告等 救援物資の受け入れ、ボランティアへの協力、支援		
医療・福祉部	本部班	健康長寿部	健康長寿部	情報収集整理係との連携、医師 (医師会、病院等) との連携、遺体収容の手配		
	専門活動班	健康長寿部 子ども・福祉部	健康長寿部 子ども・福祉部	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送		
環境部	本部班	環境共生部	環境共生部	情報収集整理係との連携、清掃・し尿の状況把握、遺体火葬の手配		
	専門活動班	清掃係	環境共生部	清掃・し尿対策、遺体の火葬		
		被害調査係	環境共生部	環境共生部	管轄施設被害調査	
交通・住宅部	本部班	都市づくり部	都市づくり部	情報収集整理係との連携、車両の配置・運用、輸送に必要な資材・機材の確保 (業者との調整)、応急仮設住宅の建設		
	専門活動班	物資輸送係	都市づくり部	物資の輸送		
		交通確保係	都市づくり部	都市づくり部	物資輸送のための緊急交通確保	
		被害調査係	都市づくり部 上下水道部	都市づくり部 上下水道部	管轄施設被害調査 (道路、橋梁、河川等)	
食糧日用品部	本部班	産業経済部	産業経済部	情報収集整理係との連携、食糧品・日用品の調達 (大規模小売店等との調整)、農協支店との協力		
	専門活動班	食糧品配給係	産業経済部	産業経済部	食糧品・日用品の確保、市民への配給	
		被害調査係	産業経済部	産業経済部	管轄施設被害・利用調査 (公園、広場等)	
消防部	本部班	消防本部	消防本部	情報収集整理係との連携、消火・救急・救助		
		消防団	消防団			
避難・福祉部	本部班	教育推進部	教育推進部	情報収集整理係との連携、避難所の開設手配		
	専門活動班	避難所係	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 健康長寿部 市民生活部 環境共生部	避難所の開設・運営の補助、地域住民との協力	
			被害調査係	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 市民生活部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	教育推進部 生涯学習部 子ども・福祉部 市民生活部 議会事務局 行政委員会行政事務局 派遣職員	管轄施設被害調査、文化財被害調査
上下水道部	本部班	上下水道部	上下水道部	情報収集整理係との連携、飲料水の確保・配給、管轄施設被害調査 (上水道、簡易水道、下水道)		
	専門活動班	飲料水確保係	上下水道部	上下水道部	管轄施設の応急復旧	
		飲料水配給係 被害調査係	上下水道部 上下水道部	上下水道部 上下水道部	飲料水の確保・配給 管轄施設被害調査 (上水道、簡易水道、下水道)	





資料1-5 緊急配備体制における初期活動（地震）

対応時間	初期活動（勤務時間外）	初期活動（勤務時間内）
各部署において、緊急配備体制要員として指名を受けたもの  〈本庁〉への参集者	(参集途上) 被害状況の把握 (参集途上での確認) 人命救助  (参集後) 災害対策本部設置の準備	災害対策本部設置の準備
〈各施設〉への参集者 (各施設毎に、2名)	防災行政無線の管理 災害時優先電話の管理 職員からの情報収集・集約 市民・団体からの情報収集・集約 車両の確保 府・自衛隊・その他関係機関との連絡 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備 緊急交通路の確保、その他交通規制のための準備 その他、市長補佐官の指示事項  施設の被害状況の把握、報告 避難所開設の準備（状況把握・報告）	
消防本部 消防団	通信施設等の障害の確認、消防車両等の安全の確保 119番受付体制の強化 震災時組織体制の発令 非常召集の伝達（自主参集の場合を除く） 119番受付、巡回、各地区消防団及び関係機関からの情報収集等 人命安全上、部隊運営上重要な情報の選別 当直部隊による火災・救急・救助活動の実施	
上下水道部	飲料水確保のための施設応急措置	

※緊急配備体制要員とは、各々の勤務地から自宅までの距離が2km以内の職員をいう。

資料1-6 災害初期活動（風水害）

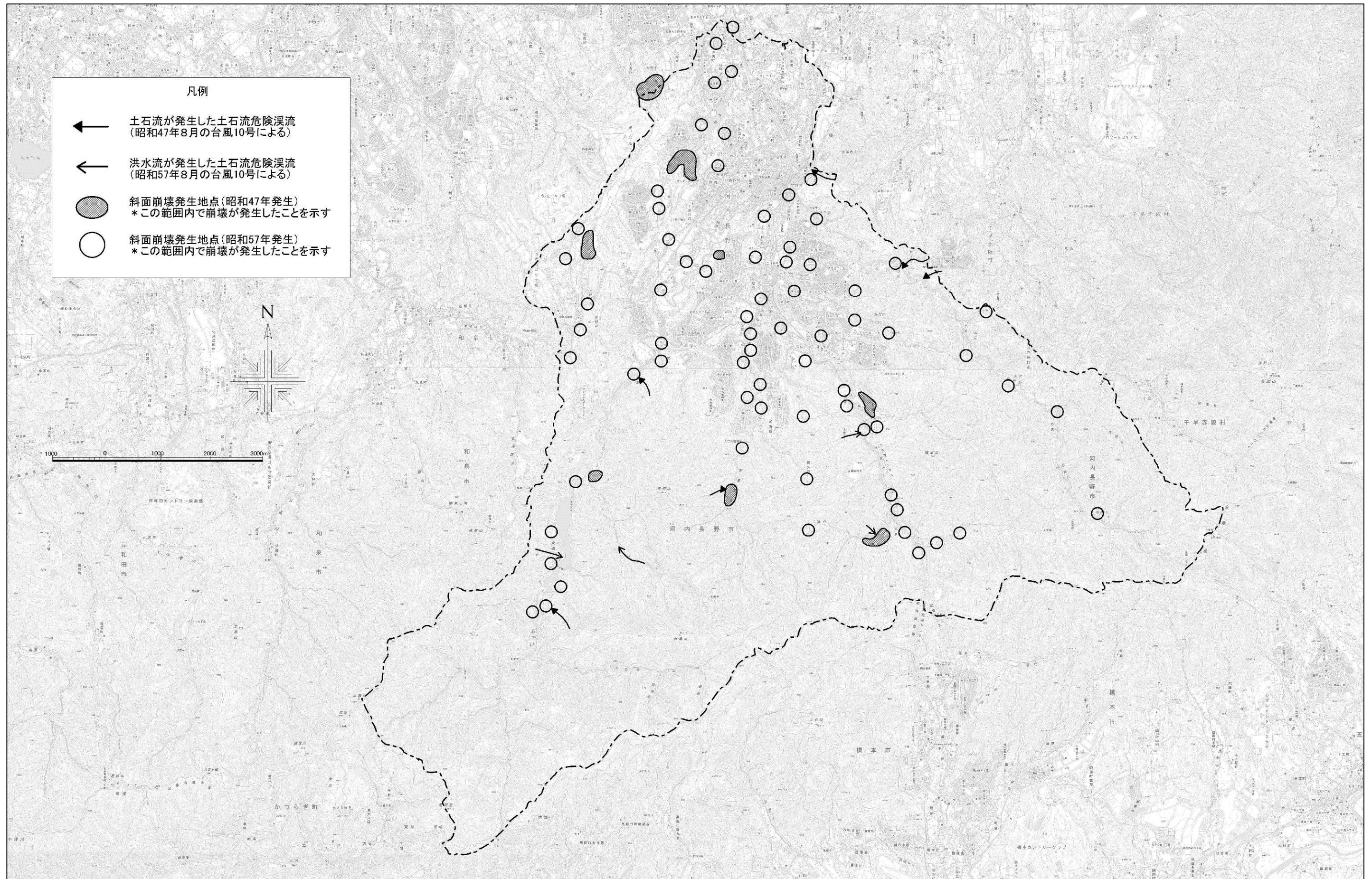
		風 水 害 時 初 期 活 動
応急対策グループ		
総務部	本部班	災害対策本部設置の通知（庁内及び関係機関） 災害対策本部会議の運営・庶務、情報の集約 災害対策本部会議決定事項の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・関係機関への応援要請
	情報班	関係機関・各専門活動グループからの情報収集・集約 資機材の確保
広報部		災害対策本部設置の公表（市民及び報道機関） 各部署間の調整
専門活動グループ		
生活部		市民・団体等からの情報収集、問い合わせ電話への対応 避難勧告、危険地域住民への呼びかけ等 救援物資の受入れ、配給
医療・福祉部		医師（医師会、病院）との連携 救護班による活動
環境部		管轄施設被害調査（農・林業施設等）
交通・住宅部		風水害危険箇所の見まわり 管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川施設等）
食糧日用品部		食料・生活必需品の調達・配給
消防部		救急・救助、風水害危険箇所の応急対策
避難・福祉部		避難所の開設
上下水道部		管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）



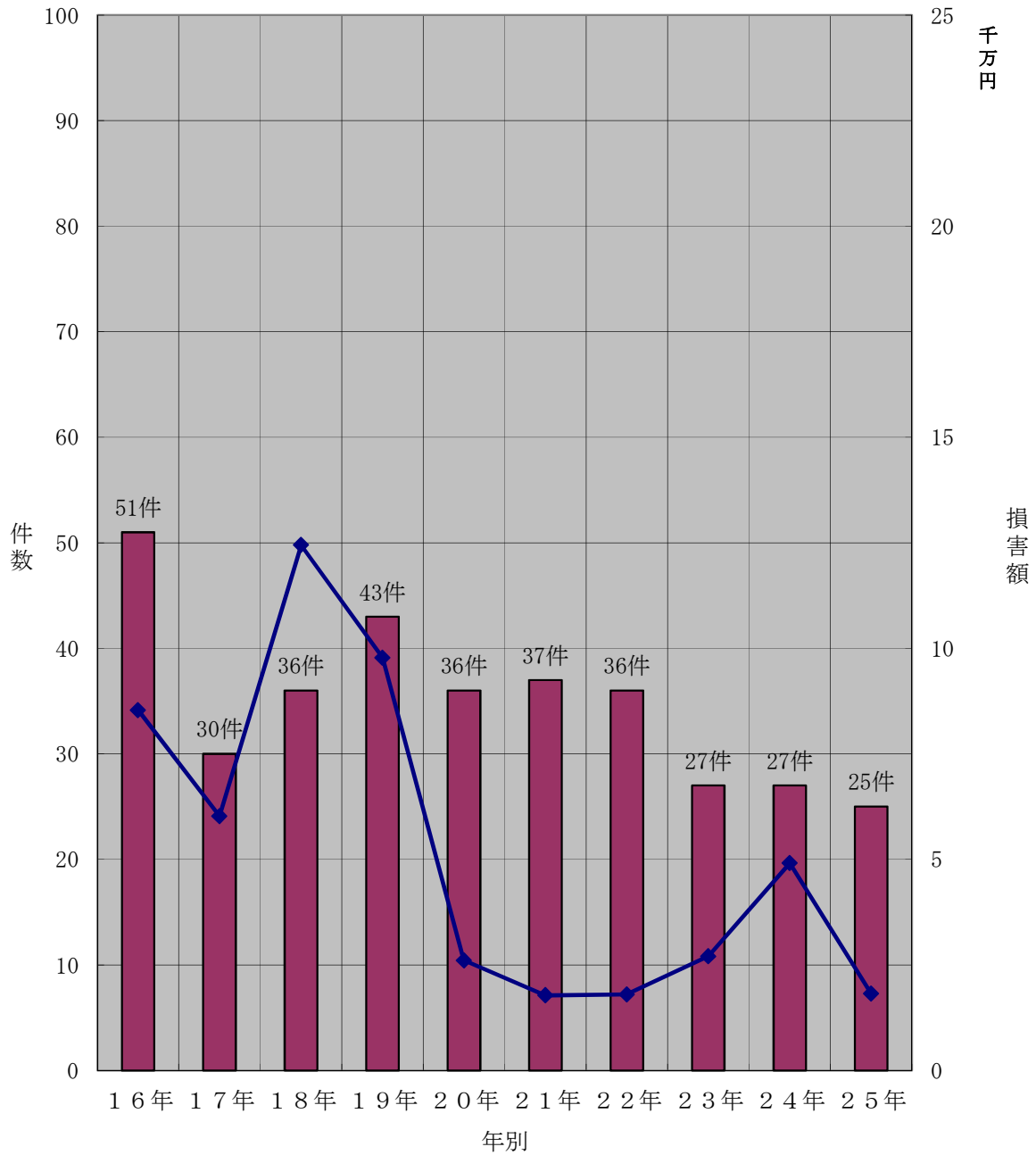
## 2 地震・気象情報関係



資料2-1 災害履歴実態図



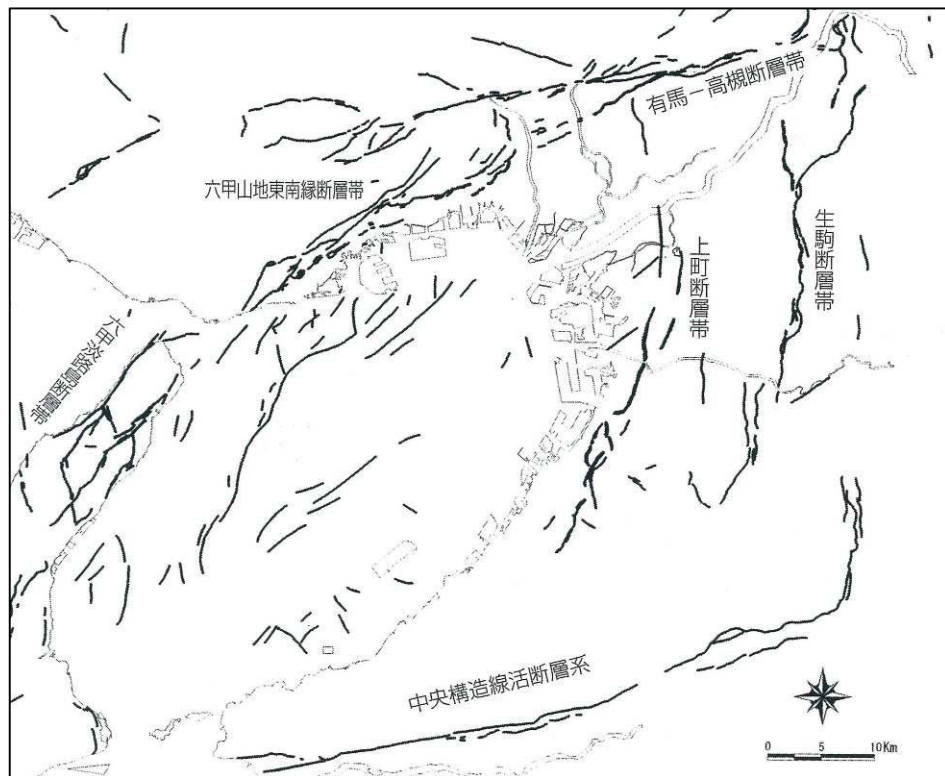
資料2-2 過去10年間の火災件数と損害額





## 資料2-3 活断層分布図及び活断層一覧

### 活断層分布図



大阪湾と周辺の構造図（海上保安庁、1995及び都市圏活断層図、1996より北田編集）  
出典：「近畿の活断層」（平成12年3月発行）

### 活断層一覧

断層	確実度	活動度	地震発生確率（％） （*は「ほぼ」と表記）		
			30年以内	50年以内	100年以内
上町断層帯	I	B	2～3	3～5	6～10
生駒断層帯	I	B	0～0.1*	0～0.2*	0～0.6*
有馬高槻断層帯	I	A	0～0.02*	0～0.04*	0～0.2*
中央構造線断層帯 （金剛山地東縁-和泉山脈南縁）	I	A	0～5*	0～9*	0～20*
六甲・淡路島断層帯	I	A～B	0～0.9*	0～2*	0～5*

#### 確実度

I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

#### 活動度

A：第四紀における平均変位速度が1000年当たり1m～10mのもの

B：第四紀における平均変位速度が0.1m～1mのもの

※確実度、活動度は、「近畿の活断層」（平成12年3月）による。

※地震発生確率は、地震調査研究推進本部が発表した長期評価  
（上町断層帯(H25.3.10)、生駒断層帯(H13.6.17)、有馬高槻断層帯(H13.7.11)、中央構造  
線断層帯(H23.2.18)、六甲・淡路島断層帯(H17.1.12))による。

## 資料2-4 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月31日改定

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路などで安全確認の為、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。地震管制装置付きのエレベーターは、安全の為自動停止する。	軟弱な地盤で、亀裂や液状化が生じることがある。山地で落石、やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れや山崩れ、地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	大きな地割れやがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。	

資料2-5 市役所内の気象情報機器

	観測地点	データの取得方法
・土石流テレメーター 監視装置 (テレメーター雨量計)	市内12ヶ所 観測局 *下表に示す	監視装置操作 (8階無線室) ・モニター表示及びプリント ・電話応答装置(電話番号は関係者に通知) ・危機管理課に予警報表示器及び雨量情報端末あり
・雨量情報表示盤	市内2ヶ所(天野、石見川)	
・大阪府防災行政無線による通報及びファクシミリ		危機管理課にて放送聴取 防災ファクシミリ
・大阪府防災情報システム端末による情報取得		8階無線室の端末操作

\*観測局リスト

No.	区分	局名	場所
9	観測局	千代田	千代田小学校屋上
10	〃	赤峰	赤峰市民広場駐車場
11	〃	天野	国道170号天野山トンネル上部
12	〃	加賀田	加賀田小学校屋上
13	〃	美加の台	美加の台中学校敷地内
14	〃	大師	市民総合体育館屋上
15	〃	西高	河内長野市営斎場敷地内
16	〃	天見	関西電力金剛開閉所内
18	〃	岩湧山	加賀田(岩湧寺西側)
19	〃	鳩原	太井480-甲
20	〃	岩瀬	岩瀬1507-1 市道千早口鳩原線清瀬橋東詰
21	〃	石見川	石見川502-2 国道310号

庁外の雨量計

・水道施設

日野浄水場

西代浄水場

・消防署

南出張所

(雨量の他、風向風速計を設置)

資料2-6 関係機関雨量観測所一覧

所轄	観測所名	所在地	管理者	備考
大阪府	小山田	河内長野市小山田第2公園内	富田林土木事務所長	
	滝畑ダム	河内長野市滝畑1576-3	南河内農と緑の総合事務所長	近畿地整大和川河川でデータ傍受
	関屋橋	河内長野市滝畑239-1	〃	
	寺ヶ池	河内長野市木戸町451-1, 451-2	〃	
近畿地方整備局	滝畑 (たきはた)	河内長野市滝畑137	大和川河川事務所長	
		河内長野市日野1572-6		
	天見	河内長野市天見1430	〃	
大阪管区 气象台	河内長野	河内長野市日野452	大阪管区气象台長	

資料2-7 水位観測所一覧

大阪府地域防災計画 関連資料 (平成20年修正)

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 OP+(m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
滝尻橋	1	石川			○ 55 (無)	1.30 1.60		河内長野市 滝畑	南河内農と 緑の総合事 務所長	所員 TEL0721 (62)3672	TP+ 20.482	H7.7.4 2.55	デジタル
諸越橋	1	"	○		○ 55 (無)	1.75 2.50	左岸 10.373 右岸 10.383	河内長野市 未広町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	88.475	H7.7.14 3.17	超音波式
滝畑ダム	1	"	○		○ 55 (無)	TP+ 263.25	-	河内長野市 滝畑	南河内農と 緑の総合事 務所長	所員 TEL0721 (62)3672	TP+ 233.7		
関屋橋	1	"			○ 55 (無)	1.20 1.50	-	"	"	"	TP+ 281.95		水研62型 雨量計 併設
平和橋	1	天見川	○	○	○ H12 (無)	0.5 1.5	左岸 3.27 右岸 3.27	河内長野市 三日市町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	107.99		水晶 水圧式





### 3 被害情報関係



資料3-1 被害状況等報告基準

区分		報告基準
人的被害	死者	当該被災が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。
	重傷者	1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	1ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。なお、このうち損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分	報告基準	
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繁留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のため施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

区分		報告基準
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
火	災 発 生	地震または火災噴火の場合のみ報告する。
公 立	文 教 施 設	公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業	施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
公 共	土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
そ の 他 の 公 共 施 設 被 害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公 共 施 設 被 害 市 町 村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 業 被 害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料3-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準

平成25年10月1日現在

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。</li> <li>2 学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置又は天幕を設営し実施する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置</li> <li>2 賃金職員等雇上費</li> <li>3 消耗器材費</li> <li>4 建物、器物の使用謝金</li> <li>5 光熱水費</li> <li>6 借上費、購入費</li> <li>7 仮設便所等の設置費</li> </ol>	<p>(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円以内</p> <p>(冬期加算額) 別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる。</li> <li>2 避難にあたっての輸送費は別途計上</li> </ol>
応急仮設住宅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</li> </ol>	整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費等の一切の経費	<p>(基準面積) 1戸当り29.7㎡</p> <p>(基準額) 1戸当り 2,401,000円以内</p> <p>(集会施設) 50戸以上設置の場合設置可能であり、規模及び費用は別途定める。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者等を収容する福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。</li> <li>2 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</li> <li>3 供与期間、最高2年以内</li> </ol>
炊出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に収容された者</li> <li>2 住家に被害を受けて炊事のできない者</li> </ol>	主食費、副食費、燃料費、雑費、調理済食糧購入費等	1人1日当り 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者が一時縁故地等へ避難する場合、3日分の現物を支給することができる。</li> </ol>
飲料水の供給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水の購入費</li> <li>2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費</li> <li>3 修繕費及び燃料費</li> <li>4 浄水用の薬品及び資材費</li> </ol>	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送費、人件費は別途計上</li> </ol>

救助の種類	対象		支出費目		費用の限度額		期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具、その他必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		被害の実情に応じ 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料		1 夏季(4月～9月) 冬期(10月～3月) 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	
	区分	季別	1人(円)	2人(円)	3人(円)	4人(円)	5人(円)	6人以上1人を増すごとに加算(円)
	全壊 全焼 流失	夏季	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		冬期	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏季	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬期	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医療	1 医療の途を失った者(応急的処置)		1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護		1 救護班使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	1 救護班において行う。 2 急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所又は柔道整復師法に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師において医療を行うことができる。 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
助産	1 災害発生の 日以前又は以 後7日以内に 分べんした者 であって災害 のため助産の 途を失った者	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼそ 他の衛生材料	1 救護班等 使用した衛生材料 の実費 2 助産師 慣行料金の8割以 内の額	分べんし た日から 7日以内	1 妊婦等の移 送費は別途計 上
被災者の 救出	1 現に生命、 身体が危険な 状態にある者 2 生死不明の 状態にある者	1 救出のために必要 な機械器具等の借 上費、購入費、修 繕費及び燃料費	当該地域における通 常の実費	災害発生 の日から 3日以内	1 期間内に生 死が明らか にならない場 合は、以後「死 体の捜索」と して取扱う 2 輸送費、賃 金職員雇上費 は別途計上
被災した 住宅の応 急修理	1 住宅が半壊 (焼)し、自 らの資力によ り応急修理を することがで きない者 2 大規模な補 修を行わなけ れば居住す ることが困難 である程度に 住家が半壊し た者	居室、炊事場、便所 等日常生活に必要最 小限度の部分に現物 をもって行う	1 1世帯当り 520,000円以内	災害発生 の日から 1ヵ月以 内	
生業に必 要な資金 の貸与	1 住家が全 壊、全焼又は 流失し、生業 の手段を失っ た世帯	1 必要な機材、器 具又は購入するた めの費用	1 生業費 1件当たり 3,000,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	災害発生 の日から 1ヵ月以 内	1 具体的事業 計画があり、 償還能力のあ る者に対して 貸与する。 2 貸与期間は 2年以内、無 利子とする。



救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	1 住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	被害の実情に応じ 1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学生 1人当り 4,400円 高等学校等生徒 1人当り 4,800円	災害発生の日から1ヵ月以内（教科書）、15日以内（その他の学用品）	
埋葬	1 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱	1 体当たり 大人（12才以上） 201,000円以内 小人（12才未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の 捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	1 洗浄、縫合、消毒等 2 一時保存 3 検案	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300円以内 （一時保存） 既存建物 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 （検案） 救護班以外は、慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 輸送費、人夫賃は別途計上 3 死体の一時保存用ドライアイス購入等の経費は通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	1 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内、但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	
輸送費及び賃金職員雇上費等	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	救助のための輸送費及び賃金職員雇上費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	実費弁償に要した	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間内	1 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める。 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者に対しては、地域の慣行料金による支出実績に手数料3%の額を加算した額以内とする。
		医師、歯科医師	17,400円以内		
		薬剤師	11,900円以内		
		保健師、助産師、看護師	11,400円以内		
		土木技術者、建築技術者	17,200円以内		
		大工、左官、トビ職	20,700円以内		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、大阪府知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 資料3-3 災害時の広報文例

広報文例の一覧（目次）

広報時期	例 番 号	内 容 の あ ら ま し
発生時	1	地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）
	1-1	地震発生直後から30分後位の場合
	1-2	地震発生30分後以降2時間以内の場合
	1-3	地震発生後2時間～6時間以内の場合
	1-4	地震発生後6時間以降の場合
	2	火災地区住民への避難指示の伝達
	3	崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達
	4	水災地区住民への避難指示の伝達
	5	市民相談所の開設の周知のための広報
	6	安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）
	7	道路状況と交通規制
	8	交通機関の運行状況
	9	避難所の開設状況
復旧時	10	救護所の開設状況
	11	応急給水の連絡
	12	水利用にあたっての住民への協力要請
	13	飲料水・食糧等の供給状況
	14	学校等の再開状況
	15	電気の復旧状況
	16	ガスの復旧状況
	17	水道の復旧状況
	18	電話の復旧状況
	19	道路の復旧状況
	20	バスの運行状況
	21	ごみ・し尿の収集状況
	22	防犯・防火の広報
	23	防疫・保健衛生の広報
	24	市民相談所の開設状況

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-1 地震発生直後から30分後位の場合

- こちらは、河内長野市役所です。ただいま大きな地震がありました。  
市役所の震度は〇〇です。  
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。  
電気器具のスイッチも切して下さい。ふろ場に火の気はありませんか。  
停電の場合、照明には懐中電灯を使って下さい。  
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、ガスが漏れている場合引火することもあります。  
分電盤のブレーカーを切ってください。  
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。  
携帯ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、河内長野市役所です。
  
- こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。  
皆さん落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。  
消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。  
お子さんは無事ですか。  
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。  
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。  
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。  
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。  
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。  
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。  
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、河内長野市役所です。
  
- こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。  
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。  
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。  
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。  
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。  
以上、河内長野市役所です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。  
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはいて下さい。  
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。  
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。  
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。  
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。  
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。  
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。  
以上、河内長野市役所です。
  - こちらは、河内長野市役所です。  
皆さんおちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。  
消しわすれた火はありませんか。  
電話はかかりにくくなっています。  
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。  
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめて下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、河内長野市役所です。
  - こちらは、河内長野市役所です。  
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。  
余震がまだ続いています。  
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。  
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。  
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。  
トイレの水は流さないで下さい。  
タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。  
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。  
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。  
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。  
以上、河内長野市役所です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………
- (3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-3 地震発生2時間～6時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。

家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。

小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。

ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。

● こちらは、河内長野市役所です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震がまだ続いています。

余震に気をつけて下さい。

身のまわりが落ち着いたら、近所の人たちが無事か確かめて下さい。

もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。

お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。あれば声をかけてあげて下さい。

まず火の元を消すようにしてあげて下さい。

ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。

電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

● こちらは、河内長野市役所です。

大阪地方の地震はおさまりした。

河内長野市付近の震度は「震度〇」と発表されました。

あなたが、しばらくの間、してはならないことは以下のとおりです。

- 電話は使わない。
- 水はむだにしない。
- 見物にでかけない。
- 必要もないのに表に出ない。
- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
- タバコはしばらく、吸わない。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

以上、河内長野市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-4 地震発生6時間以降の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようところがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
亡くなった方及び重傷の方は○人です。  
そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で△人です。  
半壊又は全壊した家屋は○棟です。  
そのうちわけは、○○地区で○棟、△△地区で△棟です。  
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。  
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。
- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。  
しばらくの間自分たちだけでやるように準備して下さい。  
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。  
復旧には何日もかかることが予想されます。  
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。  
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。  
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせします。（……………）  
  
(3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

[例文2] 火災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難の用意をしてください。  
○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。  
(○○地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。)  
飛び火に注意してください。  
お年寄りや子どもさんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。  
くりかえしてお知らせします。(……………)  
以上、河内長野市災害対策本部です。

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難指示が発令されました。  
現在○○地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。  
(○○地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。)  
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難して下さい。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文3] 崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難指示が発令されました。  
○○地区は、崖くずれの危険があります。  
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。  
避難先は、○○(小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など)です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)



[例文4] 水災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難の用意をしてください。  
現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。  
お年寄りや子どもさんを安全な△△（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）へ早めに避難させてください。  
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。  
火の元を消してください。  
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。  
以上、河内長野市災害対策本部です。

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難指示が発令されました。  
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が浸水しています。  
（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が浸水のおそれがあります。）  
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。  
避難先は、〇〇（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

[例文5] 市民相談所の開設の周知のための広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
市民相談所の設置場所についてお知らせします。  
○ 市民相談所は、市役所1階フロア内に設置したほか、各避難所でも相談の受付を行います。どうぞご利用下さい。  
○ 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。  
どうぞご利用下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文6] 安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
    - △△地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
    - 市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。  
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
    - ◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
    - ◇◇幼稚園、◇◇小学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
    - ◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（◇◇）に待機しています。
    - △△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。  
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれて  
います。
    - △△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。  
△△ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれていま  
す。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文7] 道路状況と交通規制

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
道路交通情報についてお知らせします。  
（その1）  
現在、府内の道路は地震のため  
○○○○以南の道路と○○○○○自動車道は全て車の通行が禁止されております。  

○次に、市内の全ての道路（○○通り、○○街道）も○○のため通行が禁止されて おります。
------------------------------------------------

  
ドライバーの皆さんは、カーラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。  
  
（その2）  
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。  
市民の皆さん！車は使用しないで下さい。  
  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文8] 交通機関の運行状況

(その1)

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
交通機関の運行状況についてお知らせします。  
現在、府内のJR・私鉄・バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。  
各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その2)

- 河内長野市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。  
現在、府内のJR・私鉄は次の路線で運転が一部再開されております。

〇〇線全区間      〇〇線全区間  
〇〇線              〇〇・〇〇間      〇〇線〇〇・〇〇間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。  
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文9] 避難所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
避難所の設置場所についてお知らせします。  
河内長野市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、……  
……………(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。  
なお、ケガをされた方々のために、避難所には(〇〇、〇〇に)救護所や臨時市民相談所を開設しております。あわせてご利用下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文10] 救護所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
救護所の設置場所についてお知らせします。  
河内長野市では、負傷された方々のために、臨時救護所を〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・・・・・・・・・・・・・・（近くの小学校や中学校など）に開設しました。  
自分たちで応急処置できないケガの方は、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校・・・・・・・・の救護所へ連れて行って下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文11] 応急給水の連絡

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は地震のため断水しております。  
市では、〇〇公園・〇〇小学校（〇〇浄水場、〇〇配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文12] 水利用にあたっての住民への協力要請

- 市民の皆さん、こちらは河内長野市災害対策本部です。  
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。
  - 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
  - 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
  - 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
  - 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文13] 飲料水・食糧等の供給状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。  
飲料水は、現在〇〇公園、〇〇〇小学校、〇〇〇において、配っております。  
どうぞ、ご利用下さい。  
また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧・毛布などをお配りしております。  
(被害にあわれた方々には、町会などを通じ食糧・毛布などをお渡ししております。)  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文14] 学校等の再開状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。  
○ 市内の保育所、小学校、中学校については、(〇〇〇小学校、〇〇〇中学校を除き) 〇〇日から授業を再開します。  
○ 〇〇〇保育所、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から、また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から授業を再開します。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文15] 電気の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
電気の復旧状況についてお知らせいたします。  
(その1)  
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き) 〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。  
(その2)  
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、〇〇町、〇〇地区については 〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については 〇〇日頃に復旧する見込です。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文16] ガスの復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
ガスの復旧状況についてお知らせいたします。  
(その1)  
現在、〇〇町、〇地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧工事が完了する見込です。  
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。  
(その2)  
現在、〇〇町、〇地区一帯でガスの供給を停止していますが〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧工事が完了する見込です。  
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文17] 水道の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
水道の復旧状況についてお知らせいたします。  
(その1)  
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が断水していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。  
(その2)  
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文18] 電話の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
電話の復旧状況についてお知らせいたします。  
(その1)  
現在、市内全域(〇〇町、〇地区一帯)で電話が不通になっています。  
NTTでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。  
なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇……………に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文19] 道路の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
道路の復旧状況についてお知らせいたします。  
現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。  
このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。  
なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文20] バスの運行状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
バスの運行状況についてお知らせいたします。  
現在、市内を通行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇〇〇バスの〇〇行、〇〇行、〇〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っている〇〇バスの〇〇行、〇〇行……………です。  
なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。  
（なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込です。）  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文21] ごみ・し尿の収集状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。  
ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については〇〇日頃……………）に収集作業が開始される予定です。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文22] 防犯・防火の広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。  
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。  
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。  
また、夜の外出はなるべくやめましょう。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文23] 防疫・保健衛生の広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。  
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。  
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。  
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。  
食中毒症状のときは、連絡所・地区連絡所（避難所・災害相談所など）に連絡して下さい。  
以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文24] 市民相談所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。  
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
  - 市民相談所は、市役所1階フロア内に設置し、災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受け付けます。
  - 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
  - ○○日より○○日まで、○○において、巡回市民相談所を開設します。開設時間は、○○時から○○時までです。  
どうぞご利用下さい。以上、河内長野市災害対策本部です。  
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)



## 4 通信関係



資料4-1 通信連絡窓口

	機 関 名	所 在 地	電話番号	
国	羽曳野労働基準監督署	羽曳野市誉田3-15-17	0729 59-7161	
	近畿農政局大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1丁目5-44 (合同庁舎1号館)	06 6943-9691	
	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	河内長野市木戸東町2-1	0721 53-5761	
	陸上自衛隊	第3師団司令部	伊丹市広畑1-1	072 781-0021
		信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725 41-0090
	総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	03 5253-5111	
府	危機管理室	大阪市中央区大手前2	06 6944-6021	
	地域支援・防災グループ	富田林市寿町2丁目6-1 (府民センター内)	0721 25-1175	
	富田林土木事務所	〃	0721 25-1131	
	河内長野公共職業安定所	河内長野市昭栄町7-2	0721 53-3081	
	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721 23-2681	
	南河内農と緑の総合事務所	富田林市寿町2丁目6-1	0721 25-1131	
	南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室	河内長野市滝畑240-2	0721 62-3672	
	河内長野警察署	河内長野市西之山町6-1	0721 54-1234	
市	消 防 署	本部	河内長野市小山田町1663-3	0721 53-0119
		本署	〃	0721 53-5681
		北出張所	河内長野市木戸1丁目23-5	0721 55-1245
		南出張所	河内長野市南花台8-4-3	0721 62-0119
	上下水道部 水道施設	西代浄水場	河内長野市栄町27-27	0721 53-2570
		日野浄水場	河内長野市日野1376-2	0721 63-3221
そ の 他	(一社)河内長野市医師会	河内長野市菊水町2-13	0721 54-1550	
	河内長野市歯科医師会	〃	0721 53-2002	
	河内長野郵便局	河内長野市喜多町154	0721 62-2050	
	西日本電信電話株式会社 大阪支店	大阪市中央区博労町2丁目5-15	06 6120-6440	
	関西電力(株) 羽曳野営業所	羽曳野市軽里1丁目2-1	072 956-3381	
	大阪ガス(株) 南部導管部	堺市堺区住吉橋町2-2-19	072 238-2375	
	河内長野ガス(株)	河内長野市昭栄町14-31	0721 53-3561	
	近畿日本鉄道(株)河内長野駅	河内長野市本町29-1	0721 52-2023	
	南海電鉄(株)河内長野駅	河内長野市本町29-9	0721 52-2010	
	南海バス(株)河内長野営業所	河内長野市錦町25-10	0721 53-9043	
	大阪第一交通(株)長野営業所	河内長野市寿町7-22	0721 52-2789	
	富田林市役所内 河南記者クラブ	富田林市常磐町1-1	0721-24-3114	
	河内長野市商工会	河内長野市昭栄町7-3	0721-53-9900	

(注) 医療関係機関は資料6-1参照

## 近隣応援協定市町村との通信連絡窓口

市名	関係部署名	電話番号	無線電話
富田林市	危機管理室	0721-25-1000	8-8-514-421
松原市	市民安全課	072-337-3151	8-8-517-2404
羽曳野市	危機管理室	072-958-1111	8-8-522-2711
藤井寺市	危機管理課	072-939-1190	8-8-526-4150
大阪狭山市	危機管理グループ	072-366-0011	8-8-531-228
太子町	安全環境グループ	0721-98-5525	8-8-540-251
河南町	危機管理室	0721-93-2500	8-8-541-222
千早赤阪村	総務課	0721-72-0081	88-542-234
堺市	危機管理室	072-228-7605	88-501-5106

## 応援協定市との通信連絡窓口

市名	関係部署名	電話番号
五條市	危機管理課	(代) 0747-22-4001
橋本市	防災推進室	(代) 0736-33-1111
米子市	防災安全課	(代) 0859-23-5337
多治見市	企画防災課	(代) 0752-22-1111

## 避難場所通信連絡窓口(1)

	施設名	電話番号	屋外子局呼出番号
中学校	長野中学校	53-2266	
	東中学校	62-2430	040
	千代田中学校	54-6000	
	西中学校	52-2702	
	加賀田中学校	68-8778	
	南花台中学校	62-2777	038
	美加の台中学校	63-7878	046
小学校	千代田小学校	53-1371	034
	長野小学校	52-6044	035
	小山田小学校	53-2527	036
	天野小学校	52-2528	037
	高向小学校	52-2129	
	三日市小学校	62-2429	039
	加賀田小学校	62-2916	
	天見小学校	68-8004	041
	楠小学校	53-8371	042
	石仏小学校	68-8766	043
	南花台小学校	63-2511	044
	川上小学校	62-5353	045
	美加の台小学校	62-2468	
	旧南花台小学校	63-1610	047
	幼稚園 保育園	三日市幼稚園	62-2929
汐の宮保育園		52-3437	

## 避難場所通信連絡窓口（2）

	施設名	電話番号
公民館	川上公民館	0721-65-1612
	加賀田公民館	0721-62-2116
	高向公民館	0721-54-4548
	千代田公民館	0721-55-1125
	天見公民館	0721-63-4074
	天野公民館	0721-55-6169
	南花台公民館	0721-63-1131
	市民総合体育館	0721-65-0121
	福祉センター	0721-65-0123
	保健センター	0721-55-0301
	ふるさと文化財の森センター	0721-63-0201
	ノバティホール	0721-56-2360
	ラブリーホール	0721-56-6100
	あやたホール	0721-54-0773
	キックス	0721-54-0001
	みのでホール	0721-50-1203
	くすのかホール	0721-62-7799
	三日市市民ホール（フォレスト三日市）	0721-62-1313

## 災害時における物品等の供給協力

協定先	電話番号	
河内長野米友会（代表：東口米穀店）	0721-53-2020	
（株）チェーンストアオークワ	本社	073-425-2481
	河内長野店	0721-56-6300
コーナン商事（株）	072-274-1621	
大阪いずみ市民生活協同組合	072-232-5100	
イズミヤ（株）	河内長野店	0721-64-1227
	総務部	06-6657-3323
（株）西友 企業コミュニケーション部	03-3598-7760	
（株）セレスポ（テント設備の提供）	06-6682-8711	
（株）関西スーパー	河内長野店	0721-56-2005
	総務チーム	072-772-0341
（株）サンプラザ 三日市駅前店	0721-63-3719	
Jパック（株）	避難所設営に必要な	072-923-1388
セツカートン	物資の調達	072-784-6001
カネ増製菓（株）		0721-53-5381

## 葬儀関係

協定先	電話番号
（株）セルビス（葬儀会館メモリアルホール）	072-223-1199
（株）グリーンサポート（葬儀会館ティア）	0721-53-9200

## 避難所受け入れ（福祉避難所）

協 定 先	電 話 番 号
特別養護老人ホーム寿里苑	0721-52-3888
老人保健施設寿里苑フェリス	0721-62-0700
寿里苑加賀田サービスセンター	0721-60-3888
特別養護老人ホーム泰昌園	0721-63-0171
特定施設入居者生活介護オーパス	0721-53-5550
特別養護老人ホームふれあいの丘	0721-65-1818
特別養護老人ホームクローバーの丘	0721-60-1100
ワークメイト聖徳園	0721-55-6568
特別養護老人ホーム生登福祉ケアセンター	0721-50-0101
美加の台生登福祉ケアセンター	0721-60-0707
あまの園	0721-56-7837
ライフサポートあおぞら	0721-62-8500
かわちながの老人保健施設てらもと総合福祉センター	0721-52-7000
医療法人 ラポール会 青山第二病院	0721-65-0003
医療法人 仁済会 滝谷病院	0721-53-5002
老人保健施設 あかしあ	0721-56-8500
特別養護老人ホーム慈恵園希望の丘	0721-52-0333
チャーム河内長野	0721-69-0531
コープアイメゾン河内長野	0721-60-5011
地域生活総合支援センターきらら	0721-53-5988

## 避難所受け入れ（一般）

協 定 先	電 話 番 号
大阪府立長野北高等学校	0721-54-2781
清教学園中・高等学校	0721-62-6828
大阪千代田短期大学	0721-52-4141
大阪暁光高等学校	0721-53-5281

## 災害時における緊急対策・支援協力

協 定 先	電 話 番 号
関西サイクルスポーツセンター	0721-54-3101
河内長野ガス（株）	0721-53-3561

## 災害時における災害対策（医療）

協 定 先	電 話 番 号
国立病院機構 大阪南医療センター	53-5761（昼）
	53-5764（18:00～）

## 災害時等緊急放送に関する協定

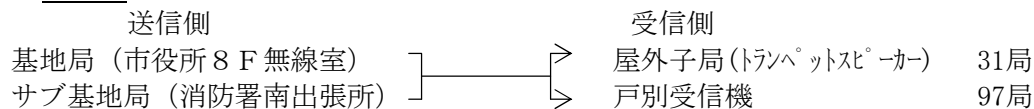
協 定 先	電 話 番 号
（株）ジェイコムウエスト	06-7897-3006
緊急時連絡先（全日9:30～21:00、年末年始除く）	06-6942-5585
緊急時専用携帯電話	080-5961-0310

## 災害時における緊急対策・復旧

	協 定 先	電 話 番 号
大阪府電気工事組合 羽曳野支部長野ブロック	森花電気商会	0721-62-3175
	山野電気	0721-21-5467
	山浦電気商会	0721-52-5095
	小坂電気商会	072-237-0180
	(有)北野電気	0721-52-2190
	徳永電気商会	0721-53-1038
	大浦デンキ	0721-53-1660
	西村電気商会	0721-22-5755
	尾浦電気設備工業	0721-65-1474
	須高電工	0721-54-3338
	河内長野ミリオン電気(株)	0721-53-2588
	北山電気工事(株)	0721-53-7661
	(株)アサヒテクノ	0721-54-1880
	みつもと電設工業	0721-50-1444
	日野電設	0721-55-7676
	山岸電気	0721-69-0756
	寺西電気設備	0721-64-1693
	吉村電気工事	0721-54-3507
河内長野市土木建設協同組合	(株)江後建材	0721-53-9100
	(株)カワタニ	0721-65-6124
	幸栄建設(株)	0721-54-6066
	(株)セレクト	0721-54-0398
	(株)高山組	0721-53-3033
	中央建設(株)	0721-54-1255
	(株)中谷組	0721-63-9800
	(株)西端組	0721-54-5639
	部谷工務店(株)	0721-62-2828
	ホクシン道路(株)	0721-63-2714
(株)道本工務店	0721-62-3581	
アイシン空調(株)	0721-54-1625	
(株)山之内建設	0721-63-0185	
(有)緑勢美建	0721-64-0499	
(株)木谷工務店	0721-63-2651	
南大阪建設(株)	0721-63-3687	
(株)建匠	0721-55-6540	

## 資料4-2 市防災行政無線系統及び設置場所

### 固定系



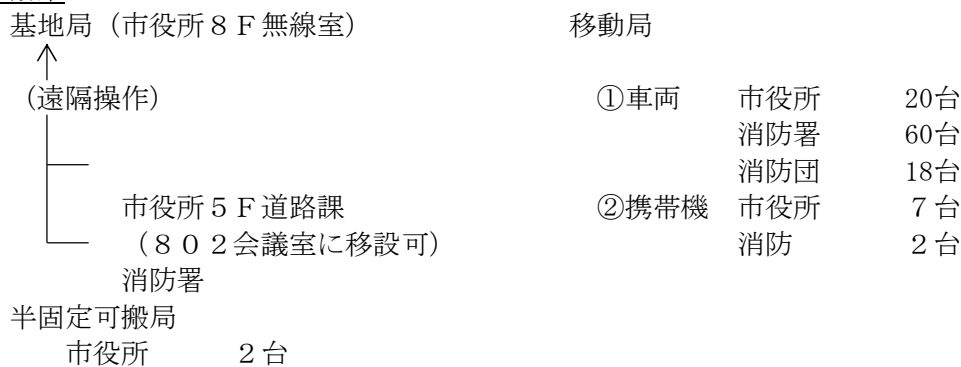
※子局はグループ分けされており、選択送信可能。

○屋外子局（トランペットスピーカー 31箇所）

名 称	名 称	名 称
1 市役所	13 三日月屯所	25 広野
2 消防署	14 岩瀬屯所	26 河合寺
3 松ヶ丘屯所	15 天見屯所	27 神が丘
4 千代田屯所	16 島の谷	28 太井
5 小山田屯所	17 川上屯所	29 美加の台
6 野作屯所	18 石見川屯所	30 小深
7 上原屯所	19 汐ノ宮	31 緑ヶ丘
8 高向屯所	20 小山田	
9 日野屯所	21 下里	
10 天野屯所	22 鳩原	
11 加賀田屯所	23 流谷	
12 滝畑屯所	24 末広町	

任意の局を選択して、放送可能である。

### 移動系





河内長野市防災行政無線固定系（戸別受信機）設置場所一覧

○戸別受信機（合計97箇所）

設置場所	
<b>【指定避難場所等（41箇所）】</b>	
1 長野中学校	21 美加の台小学校
2 東中学校	22 三日市幼稚園
3 千代田中学校	23 汐ノ宮保育園
4 西中学校	24 加賀田公民館
5 加賀田中学校	25 高向公民館
6 南花台中学校	26 千代田公民館
7 美加の台中学校	27 川上公民館
8 千代田小学校	28 天見公民館
9 長野小学校	29 南花台公民館
10 小山田小学校	30 天野公民館
11 天野小学校	31 滝畑ふるさと文化財の森センター
12 高向小学校	32 総合体育館
13 旧南花台西小学校	33 福祉センター
14 三日市小学校	34 保健センター
15 加賀田小学校	35 ラブリーホール
16 天見小学校	36 ノバティホール
17 楠小学校	37 あやたホール
18 石仏小学校	38 キックス
19 南花台東小学校	39 みのでホール
20 川上小学校	40 くすのかホール
	41 三日市市民ホール
<b>【公共機関（2箇所）】</b>	
1 河内長野警察署	
2 河内長野ガス(株)	
<b>【市関係機関（34箇所）】</b>	
<b>【消防団員（16箇所）】</b>	
<b>【その他市内高等学校（4箇所）】</b>	
1 府立長野高等学校	3 清教学園中・高等学校
2 府立長野北高等学校	4 大阪暁光高等学校



資料4-4 非常通信経路

大阪府地域防災計画 関連資料

発信 (市町村)	非常通信経路 (中継)				着信 (大阪府)
河内長野市 危機管理課	_____ 市消防本部 (通信司令室)	_____	大阪市消防局 (指令情報センター)	_____	大阪府
	0.5K …… 河内長野警察署 (総務課)	_____	大阪府警察本部 (通信司令室)	隣 ……	
	1.5K …… 南海河内長野駅	……	南海電鉄本社 (運輸指令)	4.2K ……	

…… ; 使走区間      \_\_\_\_\_ ; 無線区間      …… ; 有線区間



## 5 輸送關係



資料5-1 公用車の保有状況

H25.8現在 単位：台

自動車の種別	用途	車体の形状	台数	
			( )内は水道事業分	
軽自動車	乗用		12	
	貨物	バン	62	(12)
	貨物	キャブオーバ	4	(2)
	貨物	ダンプ	3	(1)
	特殊用途	糞尿車	1	
	計			82
小型自動車	乗用	キャブオーバ	1	(1)
	貨物	バン	5	
	貨物	キャブオーバ	2	
	貨物	ダンプ	2	(1)
	計			10
普通自動車	乗用	箱型	4	
	貨物	ダンプ	2	
	貨物	キャブオーバ	1	
	乗用	キャブオーバ	1	
	計			8
小型特殊			6	
普通特殊（給水タンク車ほか）			9	(1)
大型特殊			1	
合計			116	(18)

※ 消防車両は除く





緊急交通路路線一覧表

番号	路線名等	起点	終点
A	国道170号	天野町1035	市町1122
B	(旧)170号	天野町1035	汐の宮町22
C	310号	松ヶ丘東町1494	本町36-2
		本町315-8	石見川532-2
D	371号	長野町20-4	天見1345-1
E	371号バイパス	石仏1083-2	上原西町1422
F	府道河内長野かつらぎ線	錦町300	高向910-5
		高向335-4	日野776-2
		滝畑160	滝畑253-9
G	堺かつらぎ線	滝畑247	滝畑1587-4
H	富田林泉大津線	木戸3丁目933-15	松ヶ丘東町1316-4
		桐ヶ丘1864	小山田町5458-9
I	東阪三日市線	三日市町240-2	寺元129-4
J	河内長野千早城跡線	鳩原330	鳩原348-2
		小深116-2	小深191-2
K	中津原寺元線	鳩原852-2	鳩原1096
L	加賀田片添線	西片添町73	加賀田1482-2
M	大野天野線	下里町801	下里町459-2
1	市道貴望ヶ丘病院住宅線	楠町西850-2	木戸町677-1
2	貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-2	小山田町2302
3	野作赤峯下里線	西之山町1166	小山田町2649-154
4	原町狭山線	原町473-4	小山田町5458-1
5	野作向野線	野作町962	向野町496
6	西代2号線	西代町746-4	西代町771-10
7	サニータウン1号線	小山田町2527-1	小山田町2364-4
8	小山田東峰3号線	小山田町1769-1	小山田町1848
9	松ヶ丘小山田広野線	楠町西1085-3	小山田町2528-4
10	千代田松ヶ丘線	楠町西5581-3	楠町西1055-3
11	柳風台1号線	市町1717-1	市町1415-5
12	柳風台5号線	市町1415-10	市町1442-4
13	木戸鳴尾線	市町1441-2	木戸町677-2
14	汐の宮滝谷1号線	汐の宮町315	千代田南町632-9
15	汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
16	汐の宮7号線	汐の宮町58-1	汐の宮町51-2
17	市町向野線	市町699-2	向野町764

番号	路線名等	起点	終点
18	千代田駅前自転車駐車場線	木戸町401-4	木戸町403-3
19	西の山原線	原町545-1	原町559-5
20	野作台4号線	原町396-3	原町840
21	門前下里1号線	天野町985-6	下里町912-1
22	東谷線	下里町610-2	下里町670-1
23	下里口上条線	下里町291-3	天野町319-2
24	天野下里1号線	下里町268-4	下里町340
25	広野団地1号線	小山田町146-2	小山田町117-3
26	グリーンヒルズ1号線	旭ヶ丘259-699	旭ヶ丘1-121
27	天野山日野線	天野町1009-1	日野1462-1
28	天野滝畑線	天野町1436-2	滝畑236-2
29	堂村1号線	滝畑483-17	滝畑543-3
30	東の村線	滝畑584-5	滝畑2012-1
31	中村西の村線	滝畑1973-3	滝畑1769
32	三日市高向線	上田町147	上田町794-11
33	高向8号線	高向912-4	高向328-2
34	上田3号線	上田町171-2	上田町130
35	上田8号線	上田町98-9	上田町102-2
36	長野小塩線	上田町150	上田町148
37	三日市1号線 (楠ヶ丘内道路含む)	三日市町1141-2	楠ヶ丘1924-280
38	三日市2号線	三日市町231-6	三日市町220-1
39	三日市喜多線	三日市町1122-1	喜多町108-1
40	喜多6号線	喜多町198-2	喜多町104-4
41	原町喜多線	喜多町99-2	喜多町58-3
42	河合寺竜泉寺線	河合寺600-1	末広町624
43	楠翠台1号線	喜多町57-1	大師町85-1
44	楠翠台2号線	大師町85-98	大師町85-254
45	楠台1号線	河合寺274-4	日東町623-683
46	楠台2号線	日東町623-623	日東町623-88
47	楠台4号線	三日市町560-15	日東町623-635
48	楠台21号線	日東町623-89	日東町623-95
49	清見台1号線	三日市町556-4	清見台2丁目9
50	清見台美加の台線	清見台5丁目4-1	美加の台2丁目974-29
51	美加の台1号線	石仏187-1	美加の台1丁目1162-120
52	美加の台2号線	美加の台1丁目35-71	美加の台2丁目974-54
53	美加の台6号線	美加の台5丁目239-411	美加の台6丁目239-32

番号	路線名等	起点	終点
54	美加の台45号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-425
55	美加の台49号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-292
56	片添美加の台線	中片添町1294	美加の台1丁目1-18
57	三日市青葉台線	三日市町33-1	片添町1124-1
58	小塩青葉台線	高向2201-13	石仏1122-1
59	青葉台2号線（学校進入路含む）	北青葉台768-194	北青葉台768-128
60	青葉台ハイツ1号線	南青葉台3969-57	南青葉台858-52
61	イトーピア1号線	加賀田490-1	大矢船北町2801-183
62	矢伏線	加賀田575-1	加賀田2812
63	小塩南花台線	小塩町125-1	南花台1丁目440-258
64	南花台1号線	南花台1丁目440-117	南花台4丁目1958-213
65	南花台2号線	南花台1丁目3635-51	南花台4丁目1958-207
66	南花台3号線	南花台1丁目3711-75	日野1376-1
67	南花台16号線	南花台4丁目1958-327	南花台4丁目1958-245
68	南花台34号線	南花台1丁目3711-110	南花台1丁目3635-57
69	南花台53号線	南花台1丁目2108-62	南花台1丁目2108-9
70	千早口鳩原線	清水17-1	寺元677
71	流谷線	天見1675-3	流谷363
72	島の谷線	天見1507-1	天見826-1
73	日野加賀田線	日野1375-3	加賀田3387

資料5-3 緊急通行車両確認証明書及び標章

標章

別記様式第3（第6条関係）（平綴付枠39・全紙、平綴付枠1・旧様式第2類下）



21

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
大阪府知事 大阪府公安委員会	
印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所
	氏名
通行日時	( ) 局 番
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

## 資料5-4 災害時用臨時ヘリポート

### 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）
  - 2 地面斜度6度以内のこと。
  - 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。  
[必要最小限度の地積]
    - ◎大型ヘリコプター・・・100m四方の地積
    - ◎中型ヘリコプター・・・50m四方の地積
    - ◎小型ヘリコプター・・・30m四方の地積
  - 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
  - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
  - 6 車両等の進入路があること。
  - 7 林野火災における空中消火基地の場合
    - ①水利、水源に近いこと。
    - ②複数の駐機が可能なこと。
    - ③補給基地が設けられること。
    - ④気流が安定していること。
- ◎なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。
- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。  
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
  - 2 着陸点にはHを表示すること。
  - 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

番号	ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ(m)	備考
124	河内長野市立 大師総合運動場	大師町885-2	市民総合体育館	65-0122	140×140	大型 駐機可能
125	河内長野市立 赤峯市民広場	小山田町379-1	市民総合体育館	65-0122	180×100	大型 駐機可能
126	大阪府立長野北 高等学校	木戸東町3-1	府立長野北高等学校	54-2781	125×90	大型 駐機可能
127	大阪府立長野 高等学校	原町533	府立長野高等学校	53-7371	140×70	大型 駐機可能
128	河内長野市立 南花台中学校	南花台6-6-1	南花台中学校	62-2777	110×65	
129	河内長野市立 美加の台中学校	美加の台7-2-1	美加の台中学校	63-7878	150×100	大型 駐機可能
130	河内長野市立 加賀田中学校	石仏570	加賀田中学校	68-8778	120×100	大型 駐機可能
131	河内長野市立 天見小学校	天見2370-1	天見小学校	68-8004	50×50	
132	河内長野市立滝 畑ふるさと文化 財の森センター 多目的広場	滝畑地内河川 敷右岸	滝畑ふるさと文化財 の森センター	63-0201	100×30	
133	河内長野市立 下里総合運動場	下里町892-3	市民総合体育館	65-0122	130×75	大型 駐機可能
134	河内長野市役所 (屋上)	原町1丁目1-1	財 政 課	53-1111	34×34	

## 6 医療・社会福祉関係





資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
あびこ医院	南花台 4-14-5	63-3755	内・児	
池田内科医院	南花台 3-6-50	63-3969	内・児・アレルギー	
石倉医院	緑ヶ丘中町 8-6	54-4161	内・児・放・神経科	
泉谷こどもクリニック	野作町 3-66	52-1110	児	
いいたに小児科	あかしあ台 1-24-10	56-1189	児	
信輝會 今岡クリニック	木戸町 1-1-3 ミヤサカビル 2F	52-1102	心療内・神経・精神	
仁済会 滝谷病院	松ヶ丘中町 1453	53-5002	内・放	
大阪南医療センター	木戸東町 2-1	53-5761	内・外・神経・呼吸器・循環器・消化器・児・脳神経・皮膚・泌尿・産婦・眼・耳鼻咽・放・麻酔・精神・アレルギー・整・リハビリ・歯・リウマチ・小児科・心療内科・心臓血管外科	○
追矢クリニック	木戸町 1-6-5	52-0108	内・消化器	
大谷整形外科	木戸西町 2-7-7	55-7727	整・リハビリ	
大橋眼科	木戸西町 2-1-26 小澤ビル 1階	50-0055	眼	
敬任会 岡記念病院	西之山町 11-18	55-1221	内・外・整・脳神経・皮膚・形成・放・リハビリ	○
奥田整形外科	木戸西町 3-1-15 山原ビル 2F	54-2003	整・リハビリ	
尾崎医院	本町 29-27	52-2349	内・外・脳神経・放・リハビリ	
小田医院	中片添町 38-5	63-5350	内・児・放・リハビリ	
柿木耳鼻咽喉科	西之山町 8-58 1F	50-4649	耳鼻咽	
勝部外科胃腸科	西之山町 2-29	53-2121	内・外・胃腸・肛	
加藤医院	三日市町 206-1	65-6070	内・外・放	
川崎眼科	三日市町 1118-1 日野谷ビル 2F	69-0113	眼	
かんべ診療所	三日市町 405-7	64-8988	内・消化器・児・リハビリ	
弘生会 老寿サナトリウム	小山田町 379-5	55-0200	内	
楠本医院	木戸西町 3-1-1	52-0550	内・胃腸・肛	
栗本皮膚科医院	中片添町 3-4	65-1852	皮膚	
溝口医院	楠町西 5583	53-2155	精神・心療内	
小林診療所	美加の台 1-38-6	63-3072	内・児・リハビリ	
幸仁会 齋田マタニティークリニック	昭栄町 1-19	55-7000	内・児・婦・産	
青山会 青山クリニック	喜多町 193-1	63-0048	内・循	
桜井耳鼻咽喉科	長野町 7-24	54-5771	耳鼻咽	
笹井内科	小山田町 631-1	53-1000	内・児・皮膚・リハビリ	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
佐野耳鼻咽喉科	千代田南町8-3	52-3387	耳鼻咽	
三軒医院	寿町3-46	52-2252	泌尿・皮	
七野整形外科医院	南青葉台18-18	63-6925	整・外・リハビリ	
清水クリニック	美加の台1-34-5	63-9356	外・児・婦・整・消化器	
すなみクリニック	喜多町193番1	62-8711	耳鼻咽	
孝仁会 沢田病院	長野町7-11	53-2313	内・外・整・皮・泌尿	
たかい内科クリニック	松ヶ丘東町1805-1	50-1119	内・循	
寿里苑診療所	小山田町448-2	52-3888	内・外・リハビリ	
田中整形クリニック	三日市町243-1	62-7575	整・リハビリ・リウマチ	
新和会 津田整形外科	西之山町10-29	54-1575	外・整・脳神経・リハビリ	
生登会 寺元記念病院	古野町4-11	50-1111	内・外・循・整・脳神経・泌尿・形成・耳鼻・皮・眼・放・消化器・アレルギー・リハビリ・血液内科・心臓血管外科・歯科口腔外科	○
とやま医院	清見台1-8-22	65-1817	内・整	
幸生会 中林医院	南花台8-5-5	62-3838	内・循・消化器	
ナカノレディスクリニック	北貴望ヶ丘3-20	53-1635	産・婦	
中野皮膚科医院	西代町1-21 山内眼科ビル3F	52-1112	皮	
なみかわクリニック	西之山町1-22	54-6155	内・循・放・胃腸	
かわちながの介護老人保健施設てらもと総合福祉センター	小山田町1701-1	52-7000		
西村小児科	木戸町1-6-1 澤田ビル1F	56-1770 56-1785	児	
長谷川医院	清見台5-4-1	63-9350	内・児	
畑間診療所	日東町11-10	63-0562	内・児・放	
ラポール会 青山第二病院	喜多町192-1	65-0003	内・外・整・循・消化器・皮・歯・口腔・放・リハビリ	
健真会 はぶ医院	本多町1-45 シェーネスハイム日野谷101	56-2220	内・循	
日沖貴望ヶ丘診療所	北貴望ヶ丘2-17	53-7018	内・児	
日沖医院	千代田南町8-19	52-5918	内・児	
福岡内科クリニック	北青葉台43-30	65-0360	内・神経内科	
藤林医院	本町8-5	52-2539	内・外・リハビリ	
ふくだ眼科	西之山町8-58cocomoⅢ2F	52-0880	眼	
松尾クリニック	南花台1-17-9	63-4130	整・脳神経	
松尾皮膚科医院	木戸西町2-1-26	55-1460	皮	
松本医院	荘園町12-8	53-0345	内・皮・麻酔	
水野診療所	千代田台町6-1	53-6420	内・児・消化器	
みやざき整形外科	松ヶ丘東町1805-1	50-1336	整・リウマチ・リハビリ	
森川クリニック	北青葉台29-3	62-1555	内・消化器・肛	
森本小児科医院	三日市町481-147	64-0390	児	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
矢ヶ崎小児科・アレルギー科	三日市町 56-16 高岸ビル 3F	60-3300	児・アレルギー	
山内眼科医院	西代町 1-21	55-0750	眼	
山片医院	南花台 1-13-17	62-3435	内・児・皮	
山片診療所	大矢船中町 38-1	62-2553	内・児・皮	
山上クリニック	木戸西町 2-1-23 千代田セントラルビル 1F	54-4772	内・児・循	
山口診療所	汐の宮 19-10	52-5719	内・放・呼吸器	
山本医院	千代田南町 6-8	52-6407	内・呼吸器	
吉川眼科医院	三日市町 241-1	63-7393	眼	
柏友会柏友千代田クリニック	木戸西町 2-1-25	55-0515	内・泌尿・腎臓内科・人工透析内科	
よこうちクリニック	菊水町 2-33	50-2810	内・神経・精神	
江富眼科	菊水町 2-6 荒川菊水ビル 3F	50-1166	眼	
生登会 てもと医療リハビリ病院	喜多町 14-1	63-0101	内・放・リハビリ	

<参考1>その他医療機関等

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
休日急病診療所	菊水町 2-13	55-0300		
保健センター	菊水町 2-13	55-0301		
(一社)河内長野市医師会	菊水町 2-13	54-1550		

資料6-2 市内歯科医院一覧

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
三谷歯科医院	西代町9-1	53-8111	歯科
静間歯科医院	長野町4-7	52-2158	歯科
新宅歯科医院	北貴望ヶ丘1-18	54-1582	歯科
千葉歯科医院	千代田南町8-20	52-5033	歯科 小児歯科 矯正歯科
荒川歯科医院	菊水町2-6	53-8627	歯科 小児歯科
生地歯科医院	三日市町237-1	65-6061	歯科
椋本歯科医院	栄町27-14	54-6515	歯科
とみやま歯科医院	三日市町235-4	65-0487	歯科 小児歯科 口腔外科
松岡歯科医院	本町11-29 松岡ビル2・3F	54-6488	歯科
田中歯科診療所	北青葉台23-5	65-6351	歯科
寒川歯科医院	本町22-20 優智ビル1F	54-1668	歯科
洲寄歯科医院	上田町20-6	62-6467	歯科
シバモト歯科	長野町5-1-102 ハテナがの南館1F	55-0418	歯科
中谷歯科医院	西代町12-43 大洋ビル2F	55-1511	歯科 小児歯科
西浦歯科医院	上原町956-8	53-8841	歯科
藤田歯科医院	美加の台1-34-7	68-8948	歯科
医療法人南歯科医院	長野町3-1	55-1081	歯科 矯正歯科 小児歯科
さわだ歯科	本多町4-5-101	52-5137	歯科 小児歯科
牛嶋歯科医院	南花台1-24-5	64-0100	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
牧野歯科医院	栄町6-21	52-2403	歯科 小児歯科
沢崎歯科医院	楠町東1602-1	54-5952	歯科
西川歯科医院	西之山町4-8	52-2202	歯科 矯正歯科 小児歯科
フルヤ歯科医院	木戸1丁目6-22	52-4618	歯科 小児歯科 矯正歯科
医療法人尽誠会 森本歯科医院	昭栄町8-5	56-0028	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
梅崎歯科	木戸西町2-2-1	53-9222	歯科 矯正歯科
上堂歯科医院	本町8-19	52-5552	歯科 矯正歯科
医療法人仁泉会 近藤歯科医院	清見台5-10-1	63-5277	歯科 小児歯科 矯正歯科
かわはら小児歯科	南貴望ヶ丘25-6	54-0648	歯科 小児歯科 矯正歯科
永田歯科医院	南花台1-1-11	63-6363	歯科 小児歯科
医療法人康永会 いぬい歯科医院	西之山町13-21	52-4500	歯科 小児歯科
上嶋歯科医院	南花台3-6-10 南花台ショッピングセンター2F	62-3670	歯科 小児歯科
尾畑歯科医院	三日市町139-1	65-6404	歯科 小児歯科
土居歯科医院	西之山町4-23	56-5319	歯科 小児歯科
松葉歯科医院	楠町東1681-3	56-8181	歯科 小児歯科 矯正歯科
うつみ歯科医院	あかしあ台1-8-18	56-0118	歯科 小児歯科
古谷矯正歯科	長野町4-9 うすやビル2F	56-8888	矯正歯科
近藤歯科医院	汐の宮町92-14	53-6480	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
たに歯科医院	西之山町6-5	56-4181	歯科 小児歯科
井上歯科	南花台1-16-10	65-1118	歯科 小児歯科 矯正歯科
中田歯科医院	北青葉台4-10	63-3964	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
くにし歯科医院	松ヶ丘中町1317-1	55-6777	歯科 矯正歯科
吉本歯科	南花台1-14-1	62-4500	歯科 口腔外科

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
坂口歯科医院	市町764-1	54-6328	歯科 小児歯科 矯正歯科
いまい歯科クリニック	南貴望ヶ丘18-18	55-7177	歯科 小児歯科
医療法人かのう歯科	小山田町3079-21	50-2525	歯科 小児歯科 口腔外科
中家歯科医院	上田町93-7	62-2485	歯科
あすか歯科医院	美加の台1-38-4	69-0648	歯科 小児歯科
こうの歯科医院	木戸1丁目8-1 千代田プラザ1F	53-8606	歯科 小児歯科
林田歯科	大矢船中町28-11	64-1739	歯科
医療法人天真会 ふくしげ歯科	木戸1丁目36-6	52-1100	歯科 小児歯科 矯正歯科
やまもと歯科	中片添町41-6	63-6480	歯科 小児歯科
中西歯科クリニック	松ヶ丘東町1805-1	54-1181	歯科 小児歯科 矯正歯科
てらもと歯科	木戸西町1-1-35 司ビル2F	50-0080	歯科 小児歯科
平尾歯科	三日市町56-18	81-8148	歯科 小児歯科
安本歯科医院	緑ヶ丘中町8-7	50-1972	歯科
うえむら歯科クリニック	小山田町451-156	52-0118	歯科 小児歯科
廣瀬歯科診療所	野作町32-16	54-6839	歯科
さこがわ歯科クリニック	北青葉台28-26	62-1181	歯科 小児歯科 口腔外科
三浦歯科医院	日東町16-7	64-8036	歯科 小児歯科
森歯科医院	長野町4-9	56-3078	歯科
いながき歯科	三日市町32-1 フォレスト三日市204-1	62-5563	歯科 小児歯科

資料6-3 主な薬品調達先

薬局名	住所	電話番号
イルカ薬局	西之山町10-21	52-0866
上田薬局	大矢船中町3-8	64-8303
小川薬局	三日市町235-7	62-2612
オリーブ薬局	木戸西町2-1-27	50-1102
漢方サカグチ薬局	木戸西町1-1-35-101	54-0605
キタバ薬局	西之山町7-2	50-0085
清見台保健薬局	清見台1-15-7	63-7149
くるみ薬局	喜多町193-2	65-1633
コトブキ薬局	錦町2-23	52-2423
幸生堂薬局 河内長野店	西代町1-23	55-7045
幸生堂薬局 滝谷店	松ヶ丘東町1805-1	52-1212
ごんべえドリ薬局	楠町東444-4シティコート古谷1F	52-1601
サカグチ薬局千代田東店	木戸町1-6-1	50-0058
三光天薬局	本多町175-1シェーネスハイム日野谷1F	54-1283
三光天薬局 三日市店	三日市町243-1	81-7735
サン薬局	本町27-10	52-1139
自由ヶ丘薬局	自由ヶ丘2-1	53-6840
成光堂薬局	西之山町2-10	56-1567
だいちゃん薬局	汐の宮町20-44	56-5350
千代田シルク薬局	木戸1-33-16	53-2033
千代田薬局	寿町3-48	52-5261
ツバキ薬局	本多町1-33	52-0350
デイス薬局	西之山町1-15	56-4934
寺ヶ池薬局	小山田町451-156寺ヶ池スクエア	56-7008
長野台薬局	緑ヶ丘中町8-23	54-1778
ハロー千代田薬局	木戸1-33-12	55-0086
ファーマシィながの薬局	長野町7-7マイデンハイツ1F	50-4511
府薬会 営南河内薬局	木戸町678-1	53-3921
マルゼン薬局	本町24-1ノバティながの北館1F	53-3075
美加の台薬局	美加の台1-38-2	64-0493
ミドリ薬局	千代田南町1-12	53-2259
ヤナセ薬局	南花台3-6-10コノミヤ2F	63-5854
ヤナセ薬局 河内長野駅前店	長野町5-1ノバティながの南館1階	52-2506
ヤナセ薬局 三日市駅前店	三日市町56-16高岸ビル1 F	65-1571
山下グリーン薬局	木戸西町3-1-15山原ビル1F	53-3045
吉井薬局	本町23-15	52-2054
わかば薬局	千代田南町2-18レジデンスサザン102	56-1357
千代田イレブン薬局	原町2-3-6	50-1050
アンズ調剤薬局	南花台3-6-52	62-5300
だいちゃん薬局 2号店	菊水町2-6荒川菊水ビル1-B	55-2686
あかしあ薬局	あかしあ台1-16-8	53-3955

資料6-4 市営斎場

名 称	所 在 地	電 話
市営斎場	天野町1304-3	54-3189

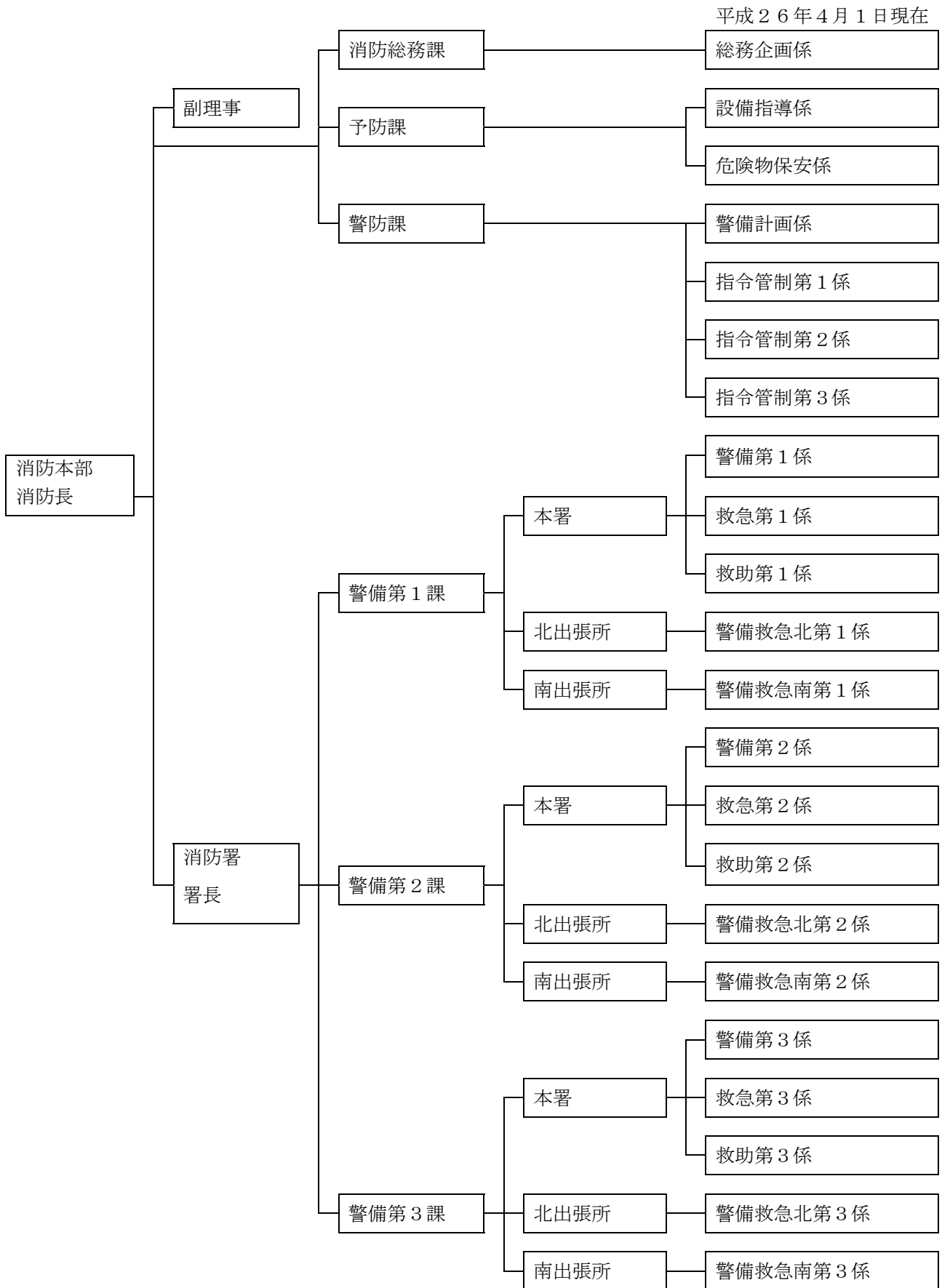




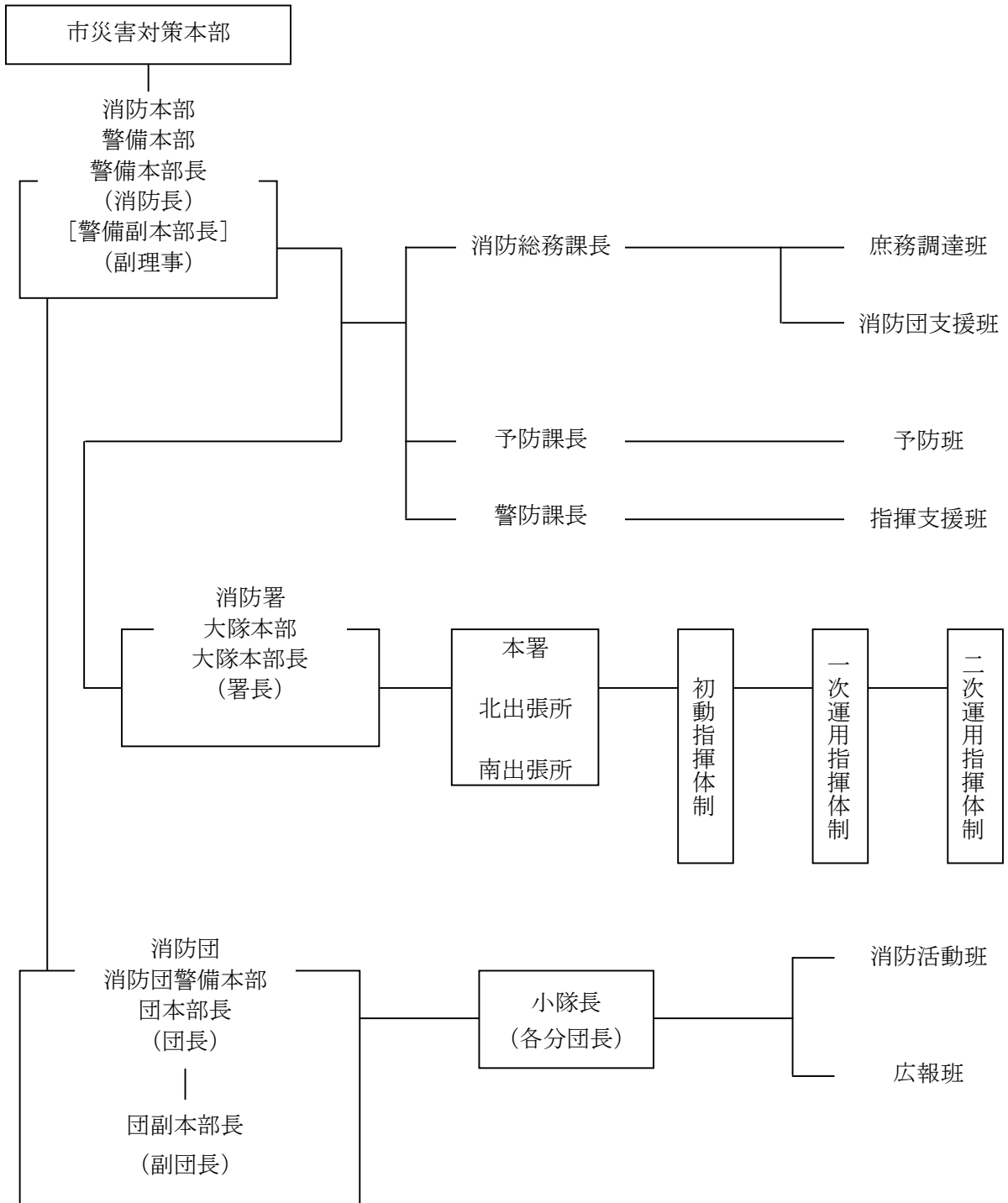
## 7 消防關係



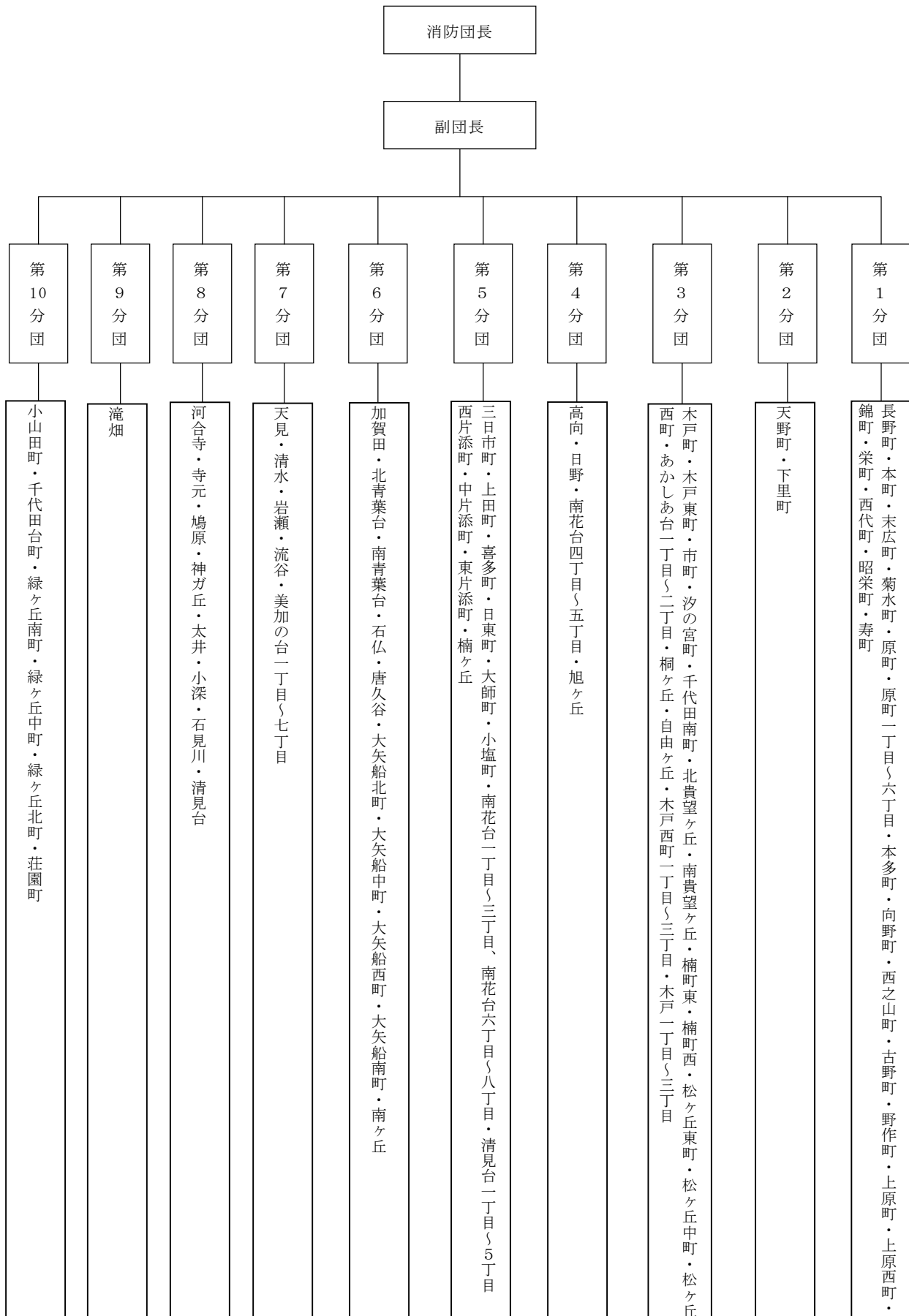
資料7-1 消防本部・署組織図



<非常時の消防本部、署及び消防団の事務機構>



資料7-2 消防団組織図



資料7-3 消防本部・消防署の事務分掌

課	消 防 総 務 室 分 掌 事 務	
消防総務課	(1) 総合企画並びに業務の管理、調整及び改善に関すること。 (2) 重要事項の調査研究及び情報の収集に関すること。 (3) 消防の組織及び職員の配置に関すること。 (4) 条例、規則、規程等に関すること。 (5) 告示、公告、訓令、指令に関すること。 (6) 予算の総括に関すること。 (7) 公印、文書及び帳票の管理に関すること。 (8) 会議、儀式及び渉外に関すること。	(10) 職員の任免その他人事に関すること。 (11) 職員の服務規律及び教養に関すること。 (12) 職員の福利厚生に関すること。 (13) 職員の安全管理及び職場の衛生管理に関すること。 (14) 職員の被服等の貸与に関すること。 (15) 職員の公務災害に関すること。 (16) 消防職員委員会に関すること。 (17) 消防団に関すること。 (18) 非常災害時の警備本部の設置に関すること。 (19) 室の庶務に関すること。
警防課	(1) 消防警備、救急救助の企画及び基本施策に関すること。 (2) 消防計画及び警防計画に関すること。 (3) 消防技術の研究及び指導に関すること。 (4) 消防車両、機械器具の整備計画及び配置に関すること。 (5) 消防相互応援協定に関すること。 (6) 消防水利施設の設置計画及び整備に関すること。 (7) 総合的な各種訓練に関すること。 (8) 宅地開発行為に対する同意及び指導に関すること。 (9) 安全運転管理に関すること。 (10) 交通事故等の渉外に関すること。 (11) 救急業務の運用に関する医療機関との連絡調整に関すること。	(12) 火災調査業務の総括並びに一定規模の火災の原因及び損害の調査に関すること。 (13) り災証明その他証明の発行に関すること。 (14) 救急搬送証明の発行に関すること。 (15) 河内長野市自衛消防隊部会の指導に関すること。 (16) 火災等の受信及び出動指令に関すること。 (17) 消防通信の運用及び統制に関すること。 (18) 災害時の情報の収集に関すること。 (19) 通信施設の整備及び維持管理に関すること。 (20) 消防緊急情報施設の情報管理に関すること。 (21) 気象情報の収集及び伝達に関すること。 (22) 火災警報に関すること。 (23) 非常招集の実施に関すること。
予防課	(1) 防火対象物の査察及び一般住宅の防火指導に関すること。 (2) 建築同意事務に関すること。 (3) 防火思想の普及に関すること。 (4) 消防用設備の設置及び維持管理の指導に関すること。 (5) 消防設備士に関すること。 (6) 防火講習に関すること。 (7) 建築物の防火相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。	(8) 危険物の保安取締りに関すること。 (9) 少量危険物、指定可燃物の保安取締りに関すること。 (10) 液化石油ガスその他の高圧ガス、火薬類、劇毒物等の防火指導に関すること。 (11) 危険物取扱者に関すること。 (12) 危険物に関する相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。 (13) 防火に関する団体等の育成及び指導に関すること。

課別	消 防 署 分 掌 事 務	
消防署	(1) 企画、調査、統計及び報告に関すること。 (2) 文書の保管に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 消防署印等の公印の保管に関すること。 (5) 消防車両の整備及び維持管理に関すること。 (6) 消防機械器具の整備及び維持管理に関すること。 (7) 備品及び物品の保管に関すること。 (8) 消防警備業務の実施に関すること。 (9) 自衛消防訓練の指導に関すること。 (10) 消防水利施設の維持管理に関すること。	(11) 一定規模の防火対象物の査察及び指導に関すること。 (12) 火災の原因及び損害の調査並びに爆発事故その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。 (13) 救急業務の実施に関すること。 (14) 救助業務の実施に関すること。 (15) 応急手当の普及啓発に関すること。 (16) 自主防災活動の指導に関すること。 (17) 警防訓練等の実施に関すること。 (18) 非常災害時の大隊本部の設置に関すること。 (19) 署の庶務に関すること。

・非常時体制における任務分担（警備本部）

平成26年4月1日現在

警備本部長 消防長 警備副本部長 副理事

責任者	担当者	任務分担
消防総務課長 (消防総務課 課長補佐)	消防総務課 課長補佐 消防総務課員	①警備本部庶務に関する事 ②食料・飲料水等の調達に関する事 ③関係機関等との連絡調整に関する事 ④災害情報の総括に関する事 ⑤危機管理室との調整に関する事 ⑥消防団との連絡調整に関する事
警防課長	警防課課長補佐 警防課員	①災害情報の収集、記録及び連絡調整に関する事 ②災害資機材等の調達に関する事 ③参集状況の把握に関する事 ④現場指揮の活動支援に関する事 ⑤警備本部との連絡調整に関する事 ⑥報道機関との連絡調整及び情報提供に関する事 ⑦広報活動に関する事 ⑧職員の招集命令の伝達に関する事 ⑨消防部隊の管制及び運用に関する事 ⑩通信施設の保全及び整備に関する事 ⑪医療機関の受け入れ状況の把握に関する事
予防課長	予防課課長補佐 予防課員	①災害情報の収集、記録及び整理に関する事 ②記録写真に関する事 ③大隊本部との連絡調整に関する事 ④重要対象物及び危険物施設に関する事 ⑤応急措置及び対策に関する事 ⑥参集状況の把握に関する事 ⑦広報活動に関する事

・非常時体制における任務分担（大隊本部）

大隊本部長 署長

担当部隊	担当班	任務分担
大隊本部隊	警備第1課、警備第2課、警備第3課 警備係 警備救急係	①大隊本部の庶務に関する事 ②災害防ぎょ活動に関する事 ③災害の発見及び状況の連絡に関する事 ④現場活動の記録及び連絡に関する事 ⑤災害現場状況の記録写真に関する事
	警備第1課、警備第2課、警備第3課 救急係 救助係	①人命救助に関する事 ②避難誘導に関する事 ③特命による支援活動に関する事
	警備第1課、警備第2課、警備第3課 救急係 救助係 警備救急係	①救急活動に関する事 ②応急救護所の設置に関する事 ③傷病者の収容状況の把握に関する事

資料7-4 施行令規制防火対象物数

(平成24年度)

防 火 対 象 物			件 数
1	イ	映 画 館 の 類	
	ロ	集 会 場 の 類	21
2	イ	ナ イ ト ク ラ ブ の 類	
	ロ	遊 技 場 の 類	8
	ハ	性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 店 舗 等	
	ニ	個 室 型 店 舗 の 類	1
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 の 類	
	ロ	飲 食 店	46
4	店 舗 ・ マ ー ケ ッ ト の 類		92
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル	8
	ロ	寮 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	560
6	イ	病 院 ・ 診 療 所	41
	ロ	老 人 福 祉 施 設 の 類	14
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー の 類	40
	ニ	幼 稚 園 又 は 特 別 支 援 学 校	22
7	各 種 学 校 の 類		72
8	図 書 館 の 類		
9	イ	特 殊 浴 場	
	ロ	公 衆 浴 場	1
10	車 両 の 停 車 場		5
11	神 社 ・ 寺 院 の 類		30
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	241
	ロ	ス タ ジ オ の 類	
13	イ	車 庫 ・ 駐 車 場	65
	ロ	航 空 機 の 格 納 庫	
14	倉 庫		146
15	前 各 号 に 該 当 し な い 事 業 場		181
16	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 ( 特 定 )	160
	ロ	〃 ( そ の 他 )	73
16 の 2、16 の 3	地 下 街 等		
17	重 要 文 化 財 等 の 建 造 物		50
18	5 0 m 以 上 の ア ー ケ ード		2
19	市 町 村 長 の 指 定 す る 山 林		
20	総 務 省 令 で 定 め る 舟 車		
合 計			1879

この表は、管内に存する消防法施行令別表第1に定められた防火対象物のうち、消防用設備等の設置について規制される数を表したものである。

※特殊浴場（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの）



資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

製造所等別 地区別	製造所等別											小計	
	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所		一般取扱所
あかしあ台一丁目													0
あかしあ台二丁目													0
旭ヶ丘													0
天野町		3			2					2		1	8
天見													0
石仏							1						1
石見川													0
市町									1				1
岩瀬													0
上田町												1	1
上原町		2							1			2	5
上原西町		2	3							1		2	8
太井													0
大矢船北町													0
大矢船中町													0
大矢船西町													0
大矢船南町													0
小塩町					1							1	2
小山田町		3											3
加賀田		1								2		1	4
神ガ丘													0
唐久谷													0
河合寺					2							1	3
菊水町					1								1
北青葉台													0
南青葉台													0
北貴望ヶ丘													0
南貴望ヶ丘													0
喜多町					1								1
木戸一丁目									1				1
木戸二丁目													0
木戸三丁目													0
木戸町													0
木戸西町一丁目		1		1	4				1			1	8
木戸西町二丁目		1		3	1								5
木戸西町三丁目		1											1
木戸東町					1								1
清見台一丁目													0
清見台二丁目													0
清見台三丁目													0
清見台四丁目													0
清見台五丁目													0
桐ヶ丘													0
楠ヶ丘													0
楠町西		1											1
楠町東		1							1			1	3
寿町							1		1				2
小深				1									1
栄町		1	2										3
汐の宮町				1									1
清水													0
下里町										1			1
自由ヶ丘													0
昭栄町									1				1

製造所等別 地区別	製造所等別											小計	
	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所		一般取扱所
末広町													0
荘園町													0
大師町													0
滝畑													0
高向		1			3		1		1			4	10
千代田台町													0
千代田南町		1											1
寺元													0
中片添町													0
西片添町		1											1
東片添町													0
長野町													0
流谷													0
南花台一丁目												1	1
南花台二丁目													0
南花台三丁目													0
南花台四丁目													0
南花台五丁目													0
南花台六丁目													0
南花台七丁目													0
南花台八丁目													0
錦町		1								1			2
西代町		1			1							1	3
西之山町					1					1			2
日東町													0
野作町													0
鳩原													0
原町													0
原町一丁目										1			1
原町二丁目													0
原町三丁目		2				1						1	4
原町四丁目		3							1			1	5
原町五丁目													0
原町六丁目													0
日野						2						2	4
古野町		1											1
本多町		1							1			1	3
本町													0
松ヶ丘中町		2											2
松ヶ丘西町		1											1
松ヶ丘東町										1			1
美加の台一丁目													0
美加の台二丁目													0
美加の台三丁目													0
美加の台四丁目													0
美加の台五丁目													0
美加の台六丁目													0
美加の台七丁目													0
三日市町						1			1				2
緑ヶ丘北町													0
緑ヶ丘中町													0
緑ヶ丘南町													0
南ヶ丘													0
向野町													0
合計	0	32	5	7	21	0	3	1	12	8	0	22	111

資料7-6 消防力の現状（平成26年4月1日）

1 主力機械

消防本部	ポンプ車	3台		
	タンク車	3台		
	梯子車	2台		
	救助工作車	1台		
	救急車	4台		
	指揮電源車	1台		
	隊員輸送車	1台		
	指揮車	2台		
	査察車	1台		
	予防車	1台		
	多目的搬送車	2台		
	搬送車	2台		
	その他	2台		
		可搬ポンプ	1台	予備 1台
	消防団	ポンプ車	12台	
積載車		4台		
指令車		2台		
		可搬ポンプ	16台	

2 通信施設の状況

施設名	容量	実装	摘要	
消防緊急情報システム	119番受け付け回線	17	8	
	携帯119回線	4	4	
	指令回線	12	4	
	録音装置	3	3	署・各出張所
	短縮ダイヤル	500	500	病院・関係機関
	無線統制台	8波実装		
	病院表示盤	一式	各病院	
	車両表示盤	一式	各車両	
	情報表示盤	一式		
	地図検索装置	一式		
指令電話機	一式			
気象観測装置	一式11種目観測			
計測震度計	分岐表示盤1台(観測部は、市役所敷地内に設置)			
災害情報案内	10回線			
救急医療情報システム	一式			
無線局	基地局	1		
	陸上移動局	54		
防災行政無線	同報系遠隔装置	一式(B型)		
	移動系遠隔装置	一式		

### 3 消防水利状況

#### 消火栓

口径別 (mm)公私別	75	100	125	150	200	250
公設	238	885	2	484	244	69
私設	38	32	0	13	7	0
合計	276	908	2	483	248	67

口径別 (mm)公私別	300	350	400	450	500	600	合計
公設	84	8	14	2	13	1	2044
私設	0	0	0	0	0	0	90
合計	84	8	14	2	13	1	2134

#### 防火水槽

水量別 公私別	20ℓ未満	20ℓ以上 40ℓ未満	40ℓ以上 60ℓ未満	60ℓ以上 80ℓ未満	80ℓ以上 100ℓ未満	100ℓ以上	合計
公設	2	13	247	3	0	7	272
〈内耐震性防火水槽〉	〈1〉	〈9〉	〈237〉	〈1〉	〈0〉	〈4〉	〈252〉
私設	3	16	108	10	2	10	149
〈内耐震性防火水槽〉	〈1〉	〈0〉	〈66〉	〈3〉	〈2〉	〈1〉	〈73〉
合計	5	29	355	13	2	17	421
〈内耐震性防火水槽〉	〈2〉	〈9〉	〈303〉	〈4〉	〈2〉	〈5〉	〈325〉

#### プール

公設	私設	合計
26	7	33

#### 自然水利

河川	池	合計
13	17	30

### 4 火災・救助用資機材

#### < 消防署 >

#### 消防ホース現有数

口径別 所属	本署	北出張所	南出張所	合計
100mm	57			57
75mm	4			4
65mm	165	162	96	323
40mm	98	61	83	242
65mm水幕ホース	10			10

特殊機械器具の保有状況

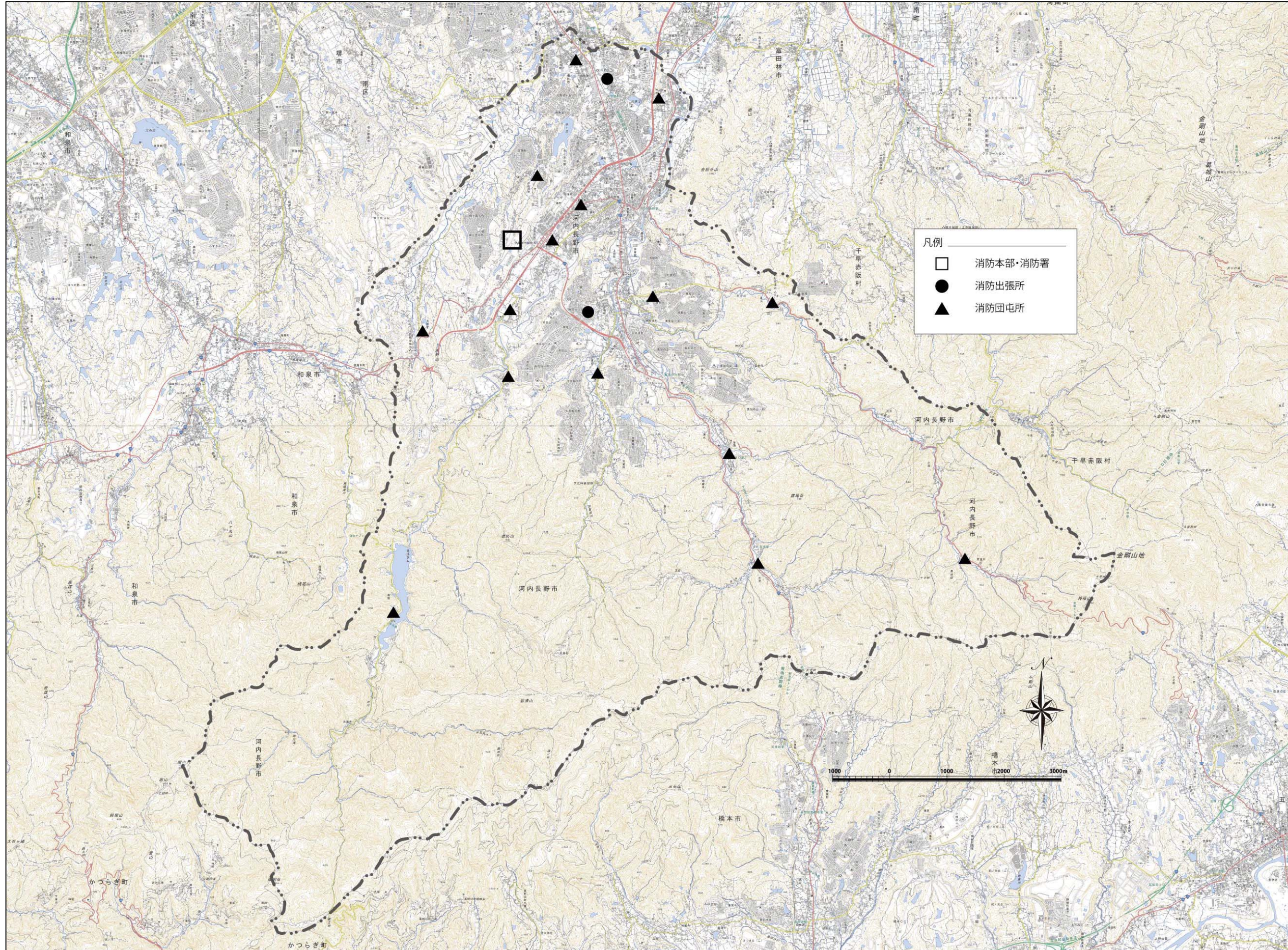
用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
消火用	遠距離送水システム	1	1		
	プロジェクトガン	13	7	4	2
	高発泡器	5	2	2	1
	高圧噴霧放水銃	1			1
	可搬式送水装置	2	2		
	可搬式散水装置	75	65	3	7
	山林火災用伐採資機材セット	27	19	4	4
	組立式水槽	15	15		
切断・破壊用	大型油圧カッター	1			1
	酸素溶断器(O2)	1			1
	エンジンカッター	4	1	1	2
	チェーンソー	3			3
	エアソー	1			1
	エンジン式削岩機	1			1
	ハンマードリル	1			1
	鉄線カッター	20	14	2	4
	ペダルカッター	1			1
	エアーツール	1			1
	万能斧	45	23	12	10
	携帯用コンクリート破壊器具	6	2	1	3
	ドアオープナー	1			1
計測用	有毒ガス測定器	1			1
	検電器	3	2		1
	炭化測定器	2	1		1
	消火栓圧力計	3	1	1	1
	張力計	1		1	
一般救助用	放射線測定器	6			6
	空気式救助マット	1			1
	救命索発射銃	3			3
	サバイバースリング	1			1
	緩降器	2	1		1
	縛帯	5	2		3
	安全帯	16	12		4
	バスケット型担架	4	2		2
	東消式平担架	1			1
	携帯警報器	33	13	6	14
	感電傷者救助用フック	1			1
金属製ワイヤー梯子	1			1	
マンホール救助器具	1			1	

用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
重量物排除用	大型油圧スプレッダー	2			2
	プランジャーラム	1			1
	マルチツール	1			1
	油圧式救助器具	2			2
	マット型空気ジャッキ	1			1
	可搬ウインチ	3		1	2
	ナイロンスリング	6			6
	マルチスリング	7			7
	シャックル	13			13
	身体保護用	空気呼吸器	42	16	9
空気ボンベ(予備)		49	31	3	15
酸素循環式呼吸器		7	7		
酸素ボンベ(予備)		7	5		2
簡易呼吸器		2			2
防毒マスク		18	3	3	12
耐熱服		2	2		
化学防護服		6	6		
耐電手袋		10	5	1	4
耐電衣		4	2		2
耐電ズボン		4	2		2
耐電長靴		7	5		2
送排風機		1			1
水難救助用		救助用ボート	1	1	
	救命胴衣	17	10	3	4
	救命浮輪	5	2	1	2
災害用	エアータント	2	2		
検索用	熱画像カメラ	1			1
	簡易画像探索機	1			1

<消防団>

分団名（地区名）		車両名	可搬 の有無	ホース		チェーンソー	スコップ
				65mm	40mm		
第1分団	野作	ポンプ車	有	27本	15本	1機	8本
	上原	ポンプ車	有	31本	10本	1機	10本
第2分団	天野	ポンプ車	有	37本	9本	2機	14本
第3分団	千代田	ポンプ車	有	34本	8本	—	9本
	松ヶ丘	搬送車	有	23本	7本	1機	7本
第4分団	高向	ポンプ車	有	49本	14本	2機	11本
	日野	搬送車	有				
第5分団	北三日市	ポンプ車	有	63本	10本	2機	16本
	南三日市	ポンプ車	有				
第6分団	加賀田	ポンプ車	有	36本	15本	2機	10本
第7分団	天見	ポンプ車	有	50本	23本	2機	11本
	岩瀬	搬送車	有				
第8分団	川上	ポンプ車	有	43本	15本	2機	16本
	石見川	搬送車	有				
第9分団	滝畑	ポンプ車	有	30本	13本	2機	7本
第10分団	小山田	搬送車	有	29本	10本	3機	8本
		合計		452本	149本	20機	127本

資料7-7 消防機関拠点位置図



資料7-8 消防の非常警備体制と非常招集

	1号	2号	3号
消防署	署長 (非番課) 本署所属職員	(非番課) 北・南出張所 所属職員	(週休課) 本署、北・南出張所 所属職員
割合	4分の1	2分の1	全員
本部	消防長 理事又は副理事 各課長 警防課職員	消防総務課職員(課長以外) 予防課職員(課長以外)	
消防団	2～4分団	4～6分団	全分団

資料7-9 消防相互応援協定締結状況

(平成26年4月1日現在)

名 称	締 結 機 関	締結内容	締結年月日
富田林市・河内長野市 消防相互応援協定	富 田 林 市	火 災 その他の災害	S40. 10. 8
大阪府中ブロック 消防相互応援協定	富田林市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合	火 災 その他の災害	S45. 2. 24 (H17. 2. 1)
大阪市・河内長野市 航空消防応援協定	大 阪 市	火災防ぎよ 消防訓練 火災予防 広報・調査 救急・救助	S45. 10. 1
河内長野市・和泉市 消防相互応援協定	和 泉 市	火 災 その他の災害	S45. 12. 1
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	大阪府側 八尾市・柏原市・羽曳野市・東大阪市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合 奈良県側 五條市・御所市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・王寺町・西和消防組合・中和広域消防組合・香芝広陵消防組合	林 野 火 災	S46. 1. 30 (H16. 10. 1)
河内長野市・堺市 消防相互応援協定	堺 市	火 災 水 災 その他の災害	S47. 3. 11 (H20. 10. 1)
阪和林野火災消防相互 応 援 協 定	大阪府側 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合 和歌山県側 和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合	林 野 火 災	S47. 4. 1 (H25. 4. 1)
大阪府下広域消防相互 応 援 協 定	大阪府下42市町村と管轄する消防本部（消防組合、委託を含む）	火 災 その他の災害	S63. 9. 1 (H25. 7. 1)

( ) は、改正年月日

大規模な火災・その他の災害に対処するため、本市と隣接する市町村と消防相互応援協定を締結し、万全を期している。



## 8 避難関係



## 資料8-1 避難場所一覧

### 1. 一次避難地

校区	名称	位置	面積(m <sup>2</sup> )
長野中学校区	野作第1公園	昭栄町地内	9,934
東中学校区	清見台第1公園	清見台2丁目地内	26,912
美加の台中学校区	美加の台第1公園	美加の台2丁目地内	13,798
	美加の台第2公園	美加の台7丁目地内	16,141

なお、このほかに、小・中学校のグラウンドも一次避難地としての利用が可能である。

### 2. 広域避難場所

名称	位置	電話番号	屋外面積(m <sup>2</sup> )	収容可能面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数(人)
寺ヶ池公園	小山田町674-5	56-2111	122,200	約30,000	約30,000

収容可能人数は、1 m<sup>2</sup>/人として算出した。

### 3. 避難路（広域避難場所への避難路）

- ・野作赤峰下里線（幅員16m）
- ・原町狭山線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘病院住宅線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘小山田線（幅員12m）

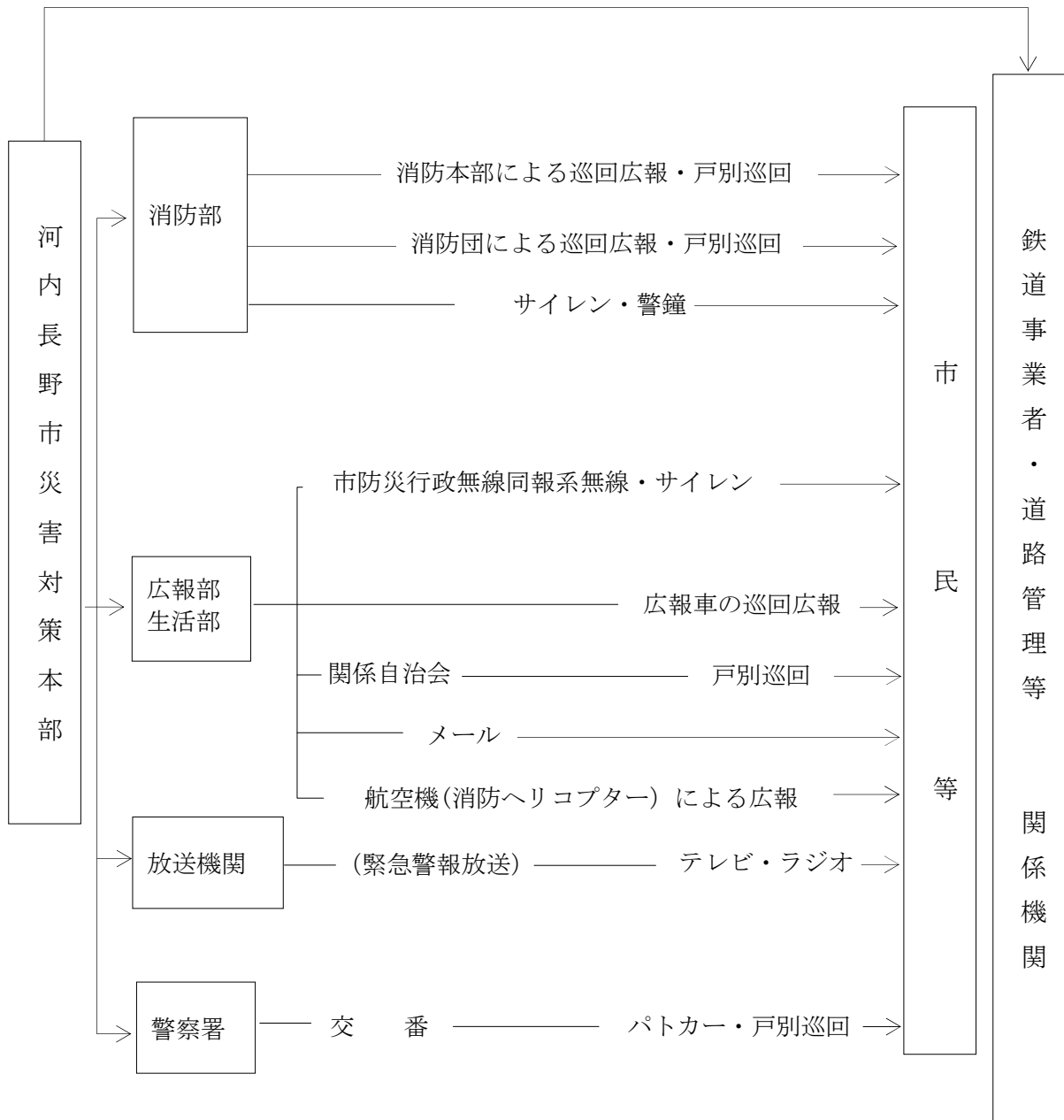
#### 4. 指定避難所

校区	避難所名	所在地	電話番号	対象地区	収容可能面積㎡	収容可能人数	屋外面積㎡
長野中学校区	長野中学校	本多町3-1	53-2266	長野	1,975	988	7,542
	長野小学校	西代町14-1	52-6044	長野	2,193	1,097	8,106
	小山田小学校	小山田町590-1	53-2527	小山田	1,491	746	8,463
	あやたホール	小山田町1824-4	54-0773	小山田	484	242	—
	保健センター	菊水町2-13	55-0301	長野	162	81	—
	ノパティホール	長野町5-1-303	56-2360	長野	543	271	—
	ラプリーホール	西代町12-46	56-6100	長野	840	420	—
キックス	昭栄町7-1	54-0001	長野	1,868	934	—	
東中学校区	東中学校	日東町26-1	62-2430	三日市	1,870	935	10,409
	三日市小学校	上田町380	62-2429	三日市	1,849	924	5,170
	川上小学校	清見台4-18-1	62-5353	川上	1,968	984	12,894
	天見小学校	天見2370-1	68-8004	天見	823	411	3,670
	三日市幼稚園	上田町200-1	62-2929	三日市	393	196	2,649
	川上公民館	寺元501	65-1612	川上	187	93	—
	天見公民館	岩瀬1244	63-4074	天見	194	97	—
	総合体育館	大師町25-1	65-0121	三日市	2,118	1,059	—
	福祉センター	大師町26-1	65-0123	三日市	442	221	—
	くすのかホール	清見台4-18-2	62-7799	川上	365	182	—
三日市市民ホール	三日市町32-1	62-1313	三日市	226	113	—	
千代田中学校区	千代田中学校	市町1367-1	54-6000	千代田	2,017	1,008	11,758
	千代田小学校	木戸町649	53-1371	千代田	2,460	1,230	7,032
	楠小学校	楠町東1011	53-8371	楠	2,213	1,106	14,616
	汐の宮保育園	汐の宮町8-39	52-3437	千代田	306	153	900
	千代田公民館	木戸西町1-2-9	55-1125	千代田	553	276	—
西中学校区	西中学校	下里町257-3	52-2702	天野	1,952	976	14,051
	天野小学校	下里町365	52-2528	天野	1,705	852	9,420
	高向小学校	高向86	52-2129	高向	1,138	569	6,023
	高向公民館	高向515-3	54-4548	高向	199	99	—
	天野公民館	天野町1520-5	55-6191	天野	195	97	—
	滝畑ふるさと文化財の森センター	滝畑483-3	63-0201	高向	645	322	150
	みのでホール	日野980	50-1203	高向	500	250	—
加賀学田校区	加賀田中学校	石仏570	68-8778	加賀田	2,150	1,075	15,192
	加賀田小学校	加賀田568-1	62-2916	加賀田	1,920	960	10,919
	石仏小学校	石仏662	68-8766	石仏	1,777	888	10,684
	加賀田公民館	加賀田617-4	62-2116	加賀田	196	98	—
南中花学台校区	南花台中学校	南花台6-6-1	62-2777	南花台西	1,823	912	9,253
	(旧)南花台西小学校	南花台4-24-1	63-0044	南花台西	1,718	859	4,069
	南花台小学校	南花台2-11-1	63-2511	南花台東	1,712	856	8,897
	南花台公民館	南花台8-4-1	63-1131	南花台東	177	88	—
美中加学の校区	美加の台中学校	美加の台7-2-1	63-7878	美加の台	1,769	885	16,457
	美加の台小学校	美加の台3-25-1	62-2468	美加の台	2,194	1,097	9,988
	計			*	45,655	27,662	

・収容可能人数は、収容可能面積の2.00㎡/人として算出した。

\*対象地区は、小学校区を指す。

資料8-2 避難の勧告・指示の伝達系統





## 9 水防關係





資料9-1 市内各河川の状況

水系名	河川名	市内流路延長	流域面積
石 川	河合寺川	1,760m	1.58km <sup>2</sup>
〃	横谷川	3,880	4.49
〃	石 川	525	11.06
〃	千石谷川	9,400	6.17
天見川	天見川	5,490	4.96
〃	岩瀬川	3,810	2.85
〃	島の谷川	3,100	4.44
〃	流谷川	2,350	3.37
石見川	石見川	9,520	13.28
〃	鬼住川	4,300	3.22
加賀田川	加賀田川	6,590	7.94
〃	矢伏川	3,000	1.50
〃	小井関川	4,410	1.62
〃	唐久谷川	2,100	1.31
西除川	西除川	2,650	2.33
〃	下里川	1,050	1.27
計 5 水系	16河川	64,340m	61.45km <sup>2</sup>

一級河川

水系名	河川名	市内流路延長	区間
石 川	石 川	16,400m	富田林市境～出合橋
〃	天見川	7,350	石川合流点～大豊橋
〃	石見川	4,340	石川合流点～南大門橋
〃	加賀田川	1,700	石川合流点～尾花橋
西除川	西除川	3,390	大阪狭山市境～上条橋
計 2 水系	5河川	36,180m	—————

資料9-2 水防ため池一覧

平成25年度 大阪府水防計画

た め 池 名	関係事務所	所 在 地	要水防 堤 長 (m)	堤 高 (m)	満 水 面 積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値
寺ヶ池	南河内農と緑の総合事務所	木戸町	145	14.6	11.3	662	A
滝畑ダム	〃	滝畑	121	62.0	52.3	9,340	A
灰原池	〃	市町	300	2.9	2.3	27	B
原大池	〃	原町	249	3.8	1.2	18	B
まさんだ池	〃	小山田町	103	6.8	1.0	27	B
ひょうたん池	〃	向野町	200	5.8	1.3	30	B
天野新池	〃	天野町	56	10.8	0.6	26	B
庄代池	〃	上田町	38				C
新池	〃	日野	45				C
下里新池	〃	下里町	42				C
加賀田新池	〃	加賀田	60				C
トンボ池	〃	天野町	75				C
梅ヶ谷池	〃	〃	45				C
池谷下池	〃	上原町	75				C
猿又池	〃	上田町	55				C
喜多町今池	〃	喜多町	63				C
日野新池	〃	日野	56				C
総持院池	〃	高向	140				C
下里今池	〃	下里町	58				C
丹保池	〃	高向	410				C
呑谷下池	〃	小山田町	40				C

A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

### 資料9-3 滝畑ダムの概要

滝畑ダムの概要

河川名	ダム名	所在地	常時満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調節容量 千m <sup>3</sup>	計画流入量 m <sup>3</sup> /s	計画放流量 m <sup>3</sup> /s	管理者
石川	滝畑ダム	河内長野市滝畑	262.4	269.8	3,405	190	55	大阪府 (環境農林水産部)

滝畑ダム計画諸元

ダム	河川名	大和川水系石川		貯水池	湛水面積	52.3ha		
	位置	河内長野市滝畑地先			湛水延長	約2.4km		
ダム	流域面積	22.9km <sup>2</sup>		水	満水位標高	E L 269.80 m		
	防災面積	542 ha			設計堆砂位	E L 245.0 m		
	かんがい面積	399.5 ha			ダム天端標高	E L 274.0 m		
	地質	半花崗岩			総貯水容量	9,340,000m <sup>3</sup>		
	形式	曲線重力式コンクリートダム			有効貯水容量	8,018,000m <sup>3</sup>		
	堤高	62.0m			洪水調節容量	3,405,000m <sup>3</sup>		
	堤頂長	120.5m			池	利水容量	4,613,000m <sup>3</sup>	
	堤頂幅	4.0m				死水容量	1,322,000m <sup>3</sup>	
	ダム	敷幅	56.0m		買収	水没戸数	79戸	
		法勾配	上流側;直、下流側;1:0.8			田	10.9ha	
堤体積		約84,500m <sup>3</sup>		畑		9.5ha		
道	付替府道	約4,010m 有効幅員 8.0m		補償	宅地	5.3ha		
	進入道路	約4,220m 有効幅員 8.0m			山林	19.6ha		
	管理道路	有効幅員 約2,680m 4.0m~5.5m			その他	6.2ha		
		湖面橋	橋長160m 有効幅員 6.5m		漁業権	1件		
水道	計画1日最大取水量	43,750m <sup>3</sup> /日						
	日平均給水量	35,000m <sup>3</sup> /日						

## 資料9-4 土砂災害用語の定義

### 1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

### 2. 地すべり危険箇所等

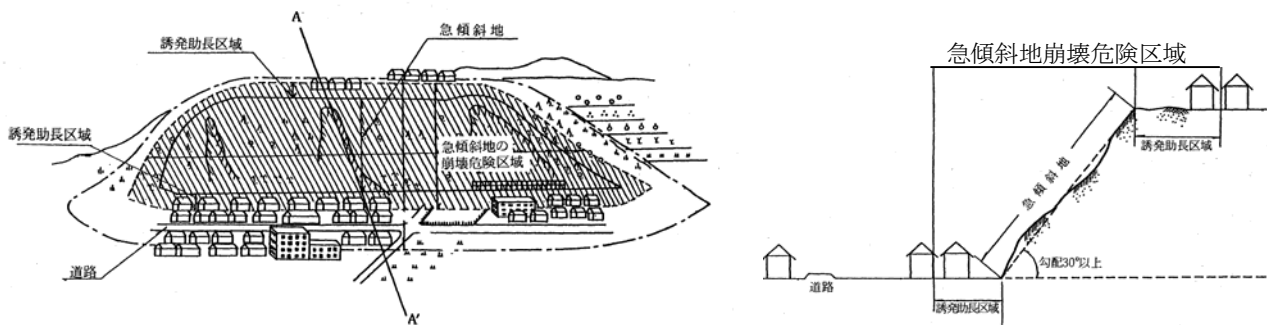
「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

### 3. 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に被害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。

急傾斜地模式図及び断面図



#### (注1) 急傾斜地崩壊危険区域

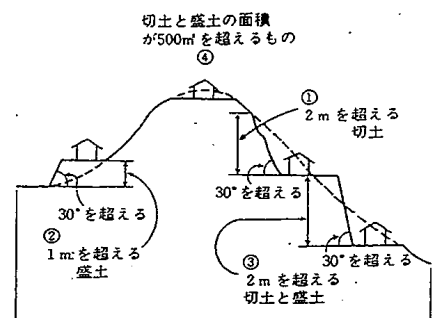
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

### 4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

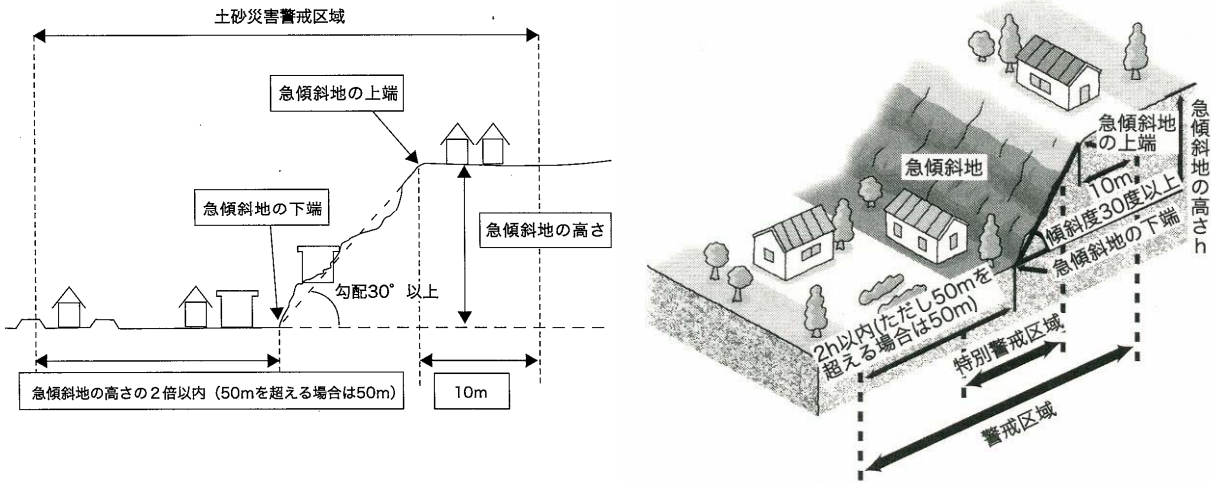
- ① 高さ2mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



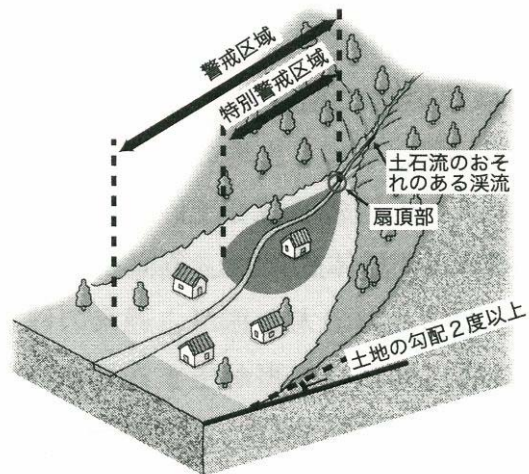
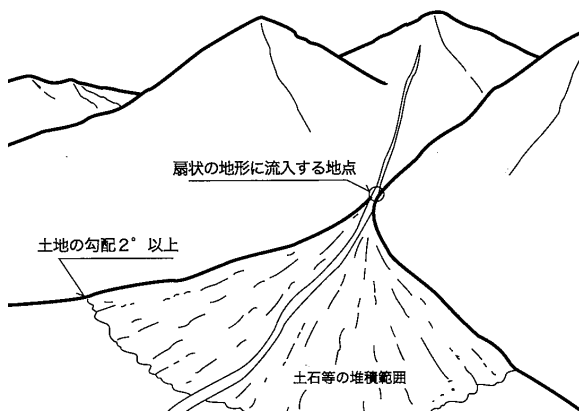
## 5. 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法\*に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

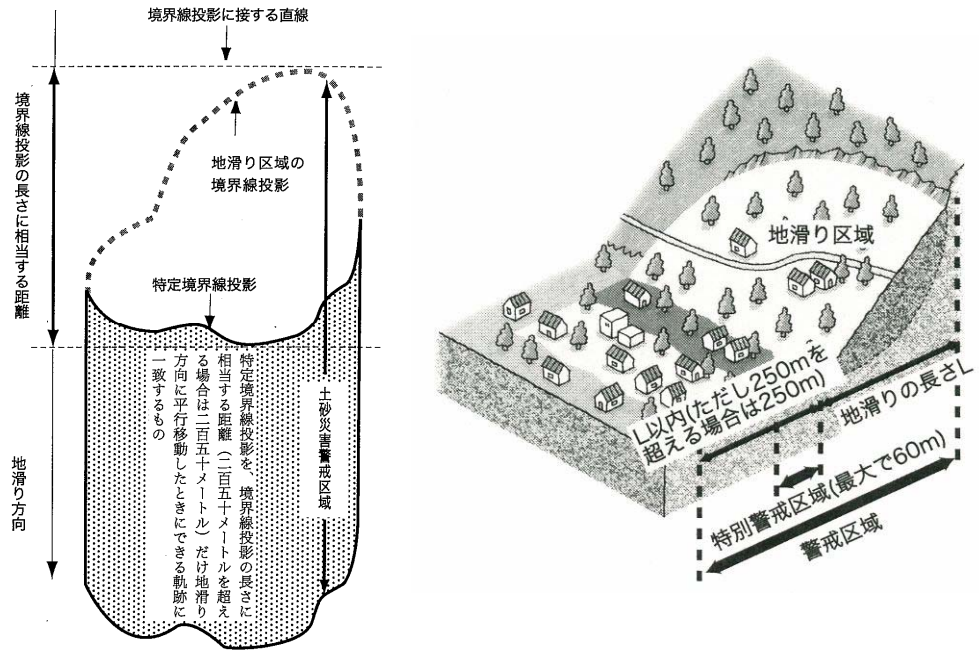
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図



土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

## 資料9-5 山地災害用語の定義

### 1 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

### 2 地すべり危険地区

(1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

(2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

※ 法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

### 3 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錐地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、損害を与える恐れのある地区であつて、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

※ 押し出し 河川上をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※ 崖 錐 崩落土砂が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

## 資料9-6 土砂災害危険箇所等一覧

土砂災害危険箇所総括表

土石流危険渓流			地すべり 危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所			計
I	II	III		危険箇所 I	危険箇所 II	危険箇所 III	
55	120	45	15	64	113	28	440

大阪府地域防災計画 関連資料（平成20年修正）

土砂災害警戒区域等総括表

（平成25年10月1日現在）

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）		土砂災害警戒区域等（土石流）	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
376	315	46	39

土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 （平成15年3月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律の規定による指定区域（現象：土石流） （平成25年10月1日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
I-216-001	石川	末広川右第二支溪					末広
I-216-002	石川	末広川支溪					末広
I-216-003	石川	河合谷					河合寺
I-216-004	石川	河合谷	D21610020	石川右1右ニ (河合谷)	○	○	河合寺
I-216-005	石川	河合川	D21610030	石川右1右三 (河合川)	○		河合寺
I-216-006	石見川	石見川右支溪					寺元
I-216-007	石見川	石見川第三支溪					寺元
I-216-008	石見川	石見川第四支溪					寺元
I-216-009	石見川	石見川第五支溪					寺元
I-216-010	石見川	第一支溪					寺元
I-216-011	石見川	寺川					寺元
I-216-012	石見川	石見川右支溪	D21610120	石見川右12(石 見川右支溪)	○	○	鳩原
I-216-013	石見川	石見川第六支溪	D21610130	石見川右15(石 見川第六支溪)	○	○	鳩原
I-216-014	石見川	石見川第八支溪					小深
I-216-015	石見川	石見川第九支溪					小深
I-216-016	石見川	石見川右支溪					石見川
I-216-017	石見川	第四支溪	D21610170	石見川右32(第 四支溪)	○		石見川
I-216-018	石見川	石見川左支溪					小深
I-216-019	石見川	石見川第十二支溪					太井
I-216-020	石見川	石見川第十三支溪					寺元
I-216-021	石見川	石見川第二支溪					神ガ丘
I-216-022	石川	石川支川左支溪					河合寺
I-216-023	石川	河合川支流					河合寺
I-216-024	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
I-216-025	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
I-216-026	天見川	天見川右支溪	D21610272	天見川右19右- (2)(旗尾谷)	○	○	天見
I-216-027	天見川	旗尾谷	D21610271	天見川右19右- (1)(旗尾谷)	○	○	天見
I-216-028	天見川	旗尾南谷	D21610280	天見川右20(旗 尾南谷)	○	○	天見
I-216-029	天見川	宮谷					天見
I-216-030	天見川	茶屋出川	D21610300	天見川左17(茶 屋出川)	○	○	天見



土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象: 土石流) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
溪流番号	河川名	溪流名	区域番号	区域の名称	土石災害警戒区域	土石災害特別警戒区域	
I-216-031	天見川	流谷川第三支溪					天見
I-216-032	天見川	流谷川第四支溪					天見
I-216-033	天見川	流谷川第二支溪					天見
I-216-034	天見川	天見川第四支溪	D21610340	天見川左 15 左一(天見川第四支溪)	○		天見
I-216-035	天見川	天見川第六支溪	D21610350	天見川左 13(天見川第六支溪)	○		天見
I-216-036	天見川	天見川左支溪	D21610360	天見川左 11(天見川左支溪)	○	○	天見
I-216-037	天見川	地藏谷					清水
I-216-038	天見川	天見川第七支溪					清水
I-216-039	天見川	天見川左支溪					清水
I-216-040	天見川	神納西谷					南青葉台
I-216-041	加賀田川	唐久谷					唐久谷
I-216-042	加賀田川	加賀田川					加賀田
I-216-043	加賀田川	加賀田川支川左支溪					大矢船中町
I-216-044	石川	石川右支溪					日野
I-216-045	石川	向浦川					日野
I-216-046	石川	石川右支溪					滝畑
I-216-047	石川	東谷					滝畑
I-216-048	石川	石川左支溪					滝畑
I-216-049	石川	西谷					滝畑
I-216-050	石川	堂村谷					滝畑
I-216-051	石川	堂村北谷	D21610510	石川左 6(堂村北谷)	○	○	滝畑
I-216-052	石川	石川左支溪					滝畑
I-216-053	天野川	天野川支川					天野町
I-216-054	天野川	天野川					天野町
I-216-055	天野川	天野川左支溪					天野町
II-216-001	石川	石川支川右支溪					河合寺
II-216-002	石川	石川支川右支溪	D21620010	石川右 1 右一(石川支川右支溪)	○		河合寺
II-216-003	石見川	石見川右支溪					寺元
II-216-004	石見川	石見川右支溪	D21620040	石見川右 10(石見川右支溪)	○	○	鳩原
II-216-005	石見川	石見川右支溪					鳩原
II-216-006	石見川	石見川右支溪					鳩原
II-216-007	石見川	石見川右支溪					鳩原
II-216-008	石見川	石見川右支溪					太井
II-216-009	石見川	石見川右支溪					太井
II-216-010	石見川	石見川支川左支溪					小深
II-216-011	石見川	石見川支川左支溪					小深
II-216-012	石見川	石見川右支溪					小深
II-216-013	石見川	石見川右支溪					小深
II-216-014	石見川	石見川右支溪					石見川
II-216-015	石見川	石見川右支溪					石見川
II-216-016	石見川	第三支溪					石見川
II-216-017	石見川	石見川右支溪					石見川
II-216-018	石見川	宮の谷					石見川
II-216-019	石見川	石見川右支溪					石見川
II-216-020	石見川	石見川					石見川
II-216-021	石見川	地獄谷					石見川
II-216-022	石見川	石見川左支溪					石見川
II-216-023	石見川	上小深西谷					小深

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象: 土石流) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
溪流番号	河川名	溪流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅱ-216-024	石見川	石見川左支溪					太井
Ⅱ-216-025	石見川	石見川左支溪					太井
Ⅱ-216-026	石見川	石見川左支溪					太井
Ⅱ-216-027	石見川	石見川左支溪					太井
Ⅱ-216-028	石見川	石見川支溪					鳩原
Ⅱ-216-029	石見川	石見川左支溪	D21620290	石見川左 4(石見川左支溪)	○	○	鳩原
Ⅱ-216-030	石見川	石見川左支溪					寺元
Ⅱ-216-031	石見川	石見川第一支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-032	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-033	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-034	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-035	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-036	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-037	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-038	石見川	石見川支川左支溪					神ガ丘
Ⅱ-216-039	石見川	神ガ丘谷					神ガ丘
Ⅱ-216-040	天見川	天見川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-041	天見川	天見川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-042	天見川	天見川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-043	天見川	天見川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-044	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-045	天見川	才ノ神谷左支溪					岩瀬
Ⅱ-216-046	天見川	才ノ神谷左支溪					岩瀬
Ⅱ-216-047	天見川	天見川右支溪					岩瀬
Ⅱ-216-048	天見川	天見川第一支溪	D21620480	天見川右 15(天見川第一支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-049	天見川	天見川右支溪					天見
Ⅱ-216-050	天見川	天見川右支溪	D21620500	天見川右 17(天見川右支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-051	天見川	桑見谷	D21620510	天見川右 1(桑見谷)	○	○	天見
Ⅱ-216-052	天見川	島の谷右支溪					天見
Ⅱ-216-053	天見川	島の谷右支溪	D21620530	天見川右 3 右一(島の谷右支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-054	天見川	島の谷右支溪	D21620541	天見川右 1 右二(1)(島の谷右支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-055	天見川	島の谷第四支溪	D21620550	天見川右 3 右三(島の谷右第四支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-056	天見川	島の谷第三支溪	D21620560	天見川右 3 右四(島の谷右第三支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-057	天見川	島の谷右支溪					天見
Ⅱ-216-058	天見川	島の谷第四支溪	D21620580	天見川右 3 右五(島の谷右第四支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-059	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-060	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-061	天見川	島の谷左支溪					天見
Ⅱ-216-062	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-063	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-064	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-065	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-066	天見川	天見川右支溪	D21620660	天見川右 21(天見川右支溪)	○	○	天見

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土石流災害警戒区域等における土石流災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象: 土石流) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土石流災害警戒区域	土石流災害特別警戒区域	
				見川右支溪)			
Ⅱ-216-067	天見川	天見川右支溪	D21620670	天見川右 22(天見川右支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-068	天見川	天見川支溪					天見
Ⅱ-216-069	天見川	大蛇谷	D21620690	天見川左 21(大蛇谷)	○	○	天見
Ⅱ-216-070	天見川	天見川第二支溪	D21620700	天見川左 20(天見川第二支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-071	天見川	天見川第三支溪	D21620710	天見川左 19(天見川第三支溪)	○		天見
Ⅱ-216-072	天見川	天見川左支溪	D21620720	天見川左 18(天見川左支溪)	○		天見
Ⅱ-216-073	天見川	天見川左支溪	D21620730	天見川左 1(天見川左支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-074	天見川	天見川左支溪					天見
Ⅱ-216-075	天見川	天見川支川右支溪					天見
Ⅱ-216-076	天見川	流谷川第一支溪					天見
Ⅱ-216-077	天見川	流谷川右支溪					流谷
Ⅱ-216-078	天見川	流谷川右支溪					流谷
Ⅱ-216-079	天見川	流谷川					流谷
Ⅱ-216-080	天見川	流谷川左支溪					流谷
Ⅱ-216-081	天見川	天見川支川左支溪					天見
Ⅱ-216-082	天見川	天見川第五支溪	D21620820	天見川左 14(天見川第五支溪)	○	○	天見
Ⅱ-216-083	天見川	天見川左支溪					天見
Ⅱ-216-084	天見川	小手谷					天見
Ⅱ-216-085	天見川	天見川左支溪					天見
Ⅱ-216-086	天見川	天見川左支溪					天見
Ⅱ-216-087	天見川	地藏谷左支溪					清水
Ⅱ-216-088	天見川	天見川左支溪					清水
Ⅱ-216-089	天見川	天見川第八支溪					石仏
Ⅱ-216-090	天見川	神納東谷					清水
Ⅱ-216-091	加賀田川	加賀田川支川左支溪					唐久谷
Ⅱ-216-092	加賀田川	加賀田川支川左支溪					唐久谷
Ⅱ-216-093	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
Ⅱ-216-094	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
Ⅱ-216-095	加賀田川	第三支溪					加賀田
Ⅱ-216-096	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
Ⅱ-216-097	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
Ⅱ-216-098	加賀田川	第一支川					加賀田
Ⅱ-216-099	加賀田川	唐久谷支溪					加賀田
Ⅱ-216-100	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
Ⅱ-216-101	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
Ⅱ-216-102	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
Ⅱ-216-103	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
Ⅱ-216-104	石川	石川右支溪					日野
Ⅱ-216-105	石川	石川右支溪					日野
Ⅱ-216-106	石川	石川右支溪					日野
Ⅱ-216-107	石川	石川右支溪					日野
Ⅱ-216-108	石川	石川右支溪					日野
Ⅱ-216-109	石川	大向谷					滝畑
Ⅱ-216-110	石川	横谷川右支溪					滝畑
Ⅱ-216-111	石川	横谷					滝畑
Ⅱ-216-112	石川	横谷川左支溪					滝畑
Ⅱ-216-113	石川	横谷川左支溪					滝畑
Ⅱ-216-114	石川	横谷川左支溪					滝畑

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成 15 年 3 月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象: 土石流) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
溪流番号	河川名	溪流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
Ⅱ-216-115	石川	滝畑ダム右支溪					滝畑
Ⅱ-216-116	石川	滝畑ダム左支溪					滝畑
Ⅱ-216-117	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅱ-216-118	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅱ-216-119	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅱ-216-120	天野川	天野川左支溪					滝畑
Ⅲ-216-001	石見川	石見川右支溪					鳩原
Ⅲ-216-002	石見川	石見川右支溪					太井
Ⅲ-216-003	石見川	石見川右支溪					小深
Ⅲ-216-004	石見川	石見川支川右支溪					小深
Ⅲ-216-005	石見川	石見川支川右支溪					小深
Ⅲ-216-006	石見川	石見川支川右支溪					小深
Ⅲ-216-007	石見川	大住谷					小深
Ⅲ-216-008	石見川	石見川右支溪					小深
Ⅲ-216-009	石見川	石見川右支溪					石見川
Ⅲ-216-010	石見川	石見川左支溪					石見川
Ⅲ-216-011	石見川	石見川左支溪					小深
Ⅲ-216-012	石見川	石見川左支溪					小深
Ⅲ-216-013	石見川	石見川左支溪					小深
Ⅲ-216-014	石見川	石見川左支溪					小深
Ⅲ-216-015	石見川	石見川左支溪					小深
Ⅲ-216-016	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
Ⅲ-216-017	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
Ⅲ-216-018	天見川	才ノ神谷右支溪					岩瀬
Ⅲ-216-019	天見川	才ノ神谷					岩瀬
Ⅲ-216-020	天見川	天見川支川左支溪					岩瀬
Ⅲ-216-021	天見川	天見川支川左支溪					岩瀬
Ⅲ-216-022	天見川	天見川右支溪					天見
Ⅲ-216-023	天見川	天見川右支溪					天見
Ⅲ-216-024	天見川	天見川右支溪					天見
Ⅲ-216-025	天見川	島の谷右支溪	D21630250	天見川右 3 右六 (島の谷右支溪)	○	○	天見
Ⅲ-216-026	天見川	島の谷	D21630260	天見川右 3 (島の 谷)	○	○	天見
Ⅲ-216-027	天見川	島の谷左支溪	D21630270	天見川右 3 左十 (島の谷左支溪)	○	○	天見
Ⅲ-216-028	天見川	島の谷左支溪	D21630280	天見川右 3 左九 (島の谷左支溪)	○	○	天見
Ⅲ-216-029	天見川	島の谷左支溪	D21630290	天見川右 3 左八 (島の谷左支溪)	○	○	天見
Ⅲ-216-030	天見川	流谷川右支溪					天見
Ⅲ-216-031	天見川	流谷川右支溪					天見
Ⅲ-216-032	天見川	流谷川左支溪					流谷
Ⅲ-216-033	加賀田川	中山谷					加賀田
Ⅲ-216-034	加賀田川	タカツカ谷					高向
Ⅲ-216-035	石川	石川右支溪					日野
Ⅲ-216-036	石川	石川右支溪					日野
Ⅲ-216-037	石川	森谷					滝畑
Ⅲ-216-038	石川	石川右支溪					滝畑
Ⅲ-216-039	石川	石川					滝畑
Ⅲ-216-040	石川	石川支川右支溪					滝畑
Ⅲ-216-041	石川	石川支川					滝畑
Ⅲ-216-042	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅲ-216-043	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅲ-216-044	石川	石川左支溪					滝畑
Ⅲ-216-045	天見川	流谷川第六支溪					日野

地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定による指定区域 (平成25年10月1日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：地すべり） (平成25年10月30日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
89	日野	末広川右第二支溪					日野
90	小塩町						小塩町
91	石仏						美加の台1丁目
92	神ヶ丘						神ガ丘
93	寺元						河内寺
94	鳩原						寺元
95	滝尻						滝畑
96	加賀田						日野
97	中山						加賀田
98	中の組						加賀田
99	上の組						加賀田
100	石見川						石見川
101	東ノ村						滝畑
102	滝畑						滝畑
138	上久保						小塩町

急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域（現象：急傾斜地の崩壊） (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
11216327	松ヶ丘西(2)						松ヶ丘西町
11216328	市町(1)		K21601200	市町(1)	○	○	市町
11216329	市町(2)		K21601210	市町(2)	○	○	市町
11216330	谷(1)	谷(1)					小山田町
11216331	谷(2)	谷(2)					小山田町
11216332	小山田町(2)		K21601220	小山田町(2)A	○	○	小山田町
11216333	西ノ山(1)		K21601290	西ノ山(1)	○	○	昭栄町
11216334	西ノ山(2)		K21601300	西ノ山(2)	○	○	寿町
11216335	末広(1)	末広(1)	K21602800	末広(1)	○	○	末広町
11216336	末広(2)		K21601381	末広(2)-1	○	○	末広町
11216337	河合寺(1)						河合寺
11216338	河合寺(2)	河合寺(2)					河合寺
11216339	喜多		K21601340	喜多	○		喜多町
11216340	大師(2)						大師町
11216341	水落		K21601460	水落	○		上原町水落
11216342	下里	下里					下里町
11216343	門前(1)		K21601660	門前(1)	○		天野町
11216344	門前(2)		K21601670	門前(2)	○		天野町
11216345	門前(3)		K21601680	門前(3)	○		天野町
11216346	門前(4)		K21601690	門前(4)	○		天野町
11216347	高瀬		K21601700	高瀬	○		天野町
11216348	旭ヶ丘		K21601760	旭ヶ丘	○		旭ヶ丘
11216349	西峯		K21601770	西峯	○		西峯
11216350	三日市町		K21601480	三日市町	○		三日市町
11216351	東片添(1)		K21601510	東片添(1)	○		東片添町
11216352	東片添(2)		K21601520	東片添(2)	○		東片添町
11216353	葛野		K21601560	葛野	○		葛野
11216354	寺元(1)	寺元	K21603220	寺元(1)A	○		寺元
11216355	寺元(2)	寺元					寺元
11216356	寺元(3)		K21601530	寺元(3)A	○		寺元

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
11216358	東部(1)	東部(1)					加賀田
11216359	東部(2)	東部(2)					加賀田
11216360	大矢船						大矢船北町
11216361	加賀田						大矢船中町
11216362	向浦		K21601890	向浦	○		日野
11216363	滝畑(1)						滝畑
11216364	滝畑(2)						滝畑
11216365	西の村(1)						滝畑
11216366	西の村(2)						滝畑
11216367	清水(1)		K21600840	清水(1)	○	○	清水
11216368	清水(2)		K21600850	清水(2)	○	○	清水
11216369	清水(3)						清水
11216370	岩瀬						岩瀬
11216371	唐久谷						唐久谷
11216372	天見(1)		K21603240	天見(1)	○	○	天見
11216373	天見(2)		K21603331	天見(2)-1	○	○	天見
11216374	出合(1)	出合(1)	K21603250	出合(1)	○	○	天見
11216375	出合(2)		K21603271	出合(2)-1	○	○	天見
11216376	出合(3)						天見
11216377	流谷(1)						流谷
11216378	流谷(2)						流谷
11216379	島の谷上	島の谷上	K21603030	島の谷上	○	○	天見
11216380	小深(1)						小深
11216381	小深(2)						小深
11216382	小深(3)						小深
11216383	石見川(1)	石見川(1)					石見川
11216384	石見川(2)		K21603560	石見川(2)	○	○	石見川
11216658	喜多町(1)		K21601350	喜多町(1)	○		喜多町
11216659	喜多町(2)		K21601360	喜多町(2)	○		喜多町
11216660	寿町		K21601310	寿町	○	○	寿町
11216661	天野町		K21601570	天野町	○		天野町
11216822	市町(3)		K21602191	市町(3)-1	○	○	市町
11216823	小塩町(1)						小塩町
12216049	河合寺		K21601390	河合寺	○	○	河合寺
21216675	木戸東町(1)		K21601180	木戸東町(1)	○		木戸東町
21216676	莊園町(1)		K21602580	莊園町(1)	○	○	莊園町
21216677	小山田(3)		K21601230	小山田(3)	○	○	小山田町
21216678	小山田(4)		K21602400	小山田(4)	○	○	小山田町
21216679	小山田(5)		K21601240	小山田(5)	○	○	小山田町
21216680	小山田(6)		K21601250	小山田(6)	○	○	小山田町
21216681	小山田(7)		K21601260	小山田(7)B	○		小山田町
21216682	河合寺(3)						末広町
21216683	河合寺(4)						河合寺
21216684	河合寺(5)						河合寺
21216685	西之山町(1)		K21601280	西之山町(1)	○	○	西之山町
21216686	昭栄町(1)						西之山町
21216687	錦町(1)		K21601330	錦町(1)	○		錦町
21216688	上原町(1)		K21602650	上原西町(1)	○	○	上原西町
21216689	寺元(4)		K21601540	寺元(4)A	○		寺元
21216690	寺元(6)		K21601550	寺元(6)A	○		寺元
21216691	神ガ丘(1)		K21601780	神ガ丘(1)	○		神ガ丘
21216692	神ガ丘(2)		K21601790	神ガ丘(2)	○		神ガ丘
21216693	神ガ丘(3)		K21601800	神ガ丘(3)	○		神ガ丘
21216694	神ガ丘(4)		K21601810	神ガ丘(4)	○		神ガ丘

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
21216695	神ガ丘(5)		K21601820	神ガ丘(5)	○		神ガ丘
21216696	神ガ丘(6)		K21601830	神ガ丘(6)	○		神ガ丘
21216697	神ガ丘(7)		K21601840	神ガ丘(7)	○		神ガ丘
21216698	加賀田(2)						加賀田
21216699	加賀田(3)						加賀田
21216700	加賀田(4)						加賀田
21216701	加賀田(5)						加賀田
21216702	加賀田(6)						加賀田
21216703	加賀田(7)						加賀田
21216704	加賀田(8)						加賀田
21216705	加賀田(9)						加賀田
21216706	加賀田(10)						加賀田
21216707	加賀田(11)						加賀田
21216708	加賀田(12)						加賀田
21216709	加賀田(13)						加賀田
21216710	加賀田(14)						加賀田
21216711	加賀田(15)						加賀田
21216712	加賀田(16)						加賀田
21216713	加賀田(17)						加賀田
21216714	加賀田(18)						加賀田
21216715	加賀田(19)						加賀田
21216716	喜多町(3)						喜多町
21216717	上田町(1)		K21601470	上田町(1)	○		上田町
21216718	上田町(2)						上田町
21216719	小塩町(2)		K21601500	小塩町(2)	○		小塩町
21216720	高向(1)		K21601710	高向(1)	○		高向
21216721	高向(2)		K21601720	高向(2)	○		高向
21216722	高向(3)		K21601730	高向(3)	○		高向
21216723	高向(4)						高向
21216724	高向(5)		K21601740	高向(5)	○		高向
21216725	高向(7)		K21601750	高向(7)	○		高向
21216726	下里(2)		K21601430	下里(2)	○		下里町
21216727	下里(3)		K21601440	下里(3)	○		下里町
21216728	下里(4)		K21601450	下里(4)	○		下里町
21216729	天野町(2)		K21601580	天野町(2)	○		天野町
21216730	天野町(3)		K21601590	天野町(3)	○		天野町
21216731	天野町(4)		K21601600	天野町(4)	○		天野町
21216732	天野町(5)		K21601610	天野町(5)	○		天野町
21216733	天野町(6)		K21601620	天野町(6)	○		天野町
21216734	天野町(7)		K21601630	天野町(7)	○		天野町
21216735	天野町(8)		K21601640	天野町(8)- 1	○		天野町
			K21601650	天野町(8)- 2	○		
21216736	鳩原(1)		K21603680	鳩原(1)A	○	○	鳩原
21216737	鳩原(2)		K21603740	鳩原(2)A	○	○	鳩原
21216738	鳩原(3)		K21603760	鳩原(3)A	○	○	鳩原
21216739	鳩原(4)		K21603790	鳩原(4)	○	○	鳩原
21216740	鳩原(5)		K21603780	鳩原(5)	○	○	鳩原
21216741	鳩原(6)		K21603830	鳩原(6)	○	○	鳩原
21216742	鳩原(7)		K21603840	鳩原(7)	○	○	鳩原
21216743	石仏(1)		K21601930	石仏(1)	○		石仏
21216744	日野(1)		K21601850	日野(1)	○		日野
21216745	日野(2)		K21601860	日野(2)	○		日野
21216746	日野(4)		K21601870	日野(4)	○		日野
21216747	日野(6)		K21601880	日野(6)	○		日野
21216748	小深(4)						小深

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
21216749	小深(5)						小深
21216750	岩瀬(2)						岩瀬
21216751	太井(1)						太井
21216752	太井(2)						太井
21216753	太井(3)						太井
21216754	清水(4)						清水
21216755	清水(5)						清水
21216756	清水(6)						清水
21216757	清水(7)						清水
21216758	清水(8)						清水
21216759	清水(9)						清水
21216760	清水(10)						清水
21216761	南青葉台(1)		K21601940	南青葉台 (1)	○		南青葉台
21216762	大矢船中町		K21601910	大矢船中町	○		大矢船中町
21216763	大矢船南町 (1)		K21601920	大矢船南町 (1)	○		大矢船南町
21216764	天見(6)		K21603531	天見(6)-1	○	○	天見
21216765	天見(7)		K21603490	天見(7)	○	○	天見
21216766	天見(8)						天見
21216767	天見(9)		K21602981	天見(9)-1	○	○	天見
21216768	天見(10)		K21602960	天見(10)	○	○	天見
21216769	天見(11)		K21603400	天見(11)	○	○	天見
21216770	天見(12)		K21603430	天見(12)	○	○	天見
21216771	唐久谷(2)						唐久谷
21216772	唐久谷(3)						唐久谷
21216773	滝畑(3)						滝畑
21216774	滝畑(4)						滝畑
21216775	滝畑(5)						滝畑
21216776	滝畑(7)						滝畑
21216777	滝畑(8)						滝畑
21216778	滝畑(9)						滝畑
21216779	滝畑(10)						滝畑
21216780	滝畑(11)						滝畑
21216781	滝畑(12)						滝畑
21216782	滝畑(13)						滝畑
21216783	滝畑(14)						滝畑
21216784	流谷(4)						流谷
21216785	流谷(5)						流谷
21216786	流谷(3)						流谷
22216067	小山田町(8)						小山田町
31216131	木戸東町						木戸東町
31216132	市町(4)		K21602201	市町(4)-1	○	○	市町
31216133	小山田町(3)		K21602020	小山田町 (3)A	○	○	小山田町
31216134	小山田町(4)		K21602340	小山田町 (4)A	○	○	小山田町
31216135	小山田町(5)		K21600730	小山田町 (5)	○	○	小山田町
31216136	小山田町(6)		K21600740	小山田町 (6)	○	○	小山田町
31216137	小山田町(7)		K21602660	小山田町 (7)A	○	○	小山田町
31216138	寿町(1)		K21600720	小山田町 (4)	○	○	小山田町
31216139	向野町						向野町
31216140	寺元(7)						寺元



急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
31216141	天野町(9)		K21600010	天野町(9)	○	○	下里町
31216142	天野町(10)		K21600081	天野町(18)	○	○	天野町
			K21600082	天野町(19)	○	○	天野町
31216143	天野町(11)		K21600100	天野町(11)	○	○	天野町
31216144	天野町(12)		K21600140	天野町(12)	○	○	天野町
31216145	天野町(13)						天野町
31216146	日野						日野
31216147	南花台八丁目						南花台八丁目
31216148	南花台五丁目						南花台五丁目
31216149	東片添町						東片添町
31216150	北青葉台						北青葉台
31216151	美加の台二丁目						美加の台二丁目
31216152	美加の台四丁目						美加の台四丁目
31216153	清水(11)						清水
31216154	天見(3)						天見
31216155	天見(4)		K21603470	天見(4)	○	○	天見
32216004	小山田町(8)						小山田町
32216005	清水(12)						清水
32216006	加賀田(1)						加賀田
			K21600030	天野町(14)	○	○	天野町
			K21600050	天野町(15)	○	○	天野町
			K21600060	天野町(16)	○	○	天野町
			K21600070	天野町(17)	○	○	天野町
			K21600110	天野町(20)	○	○	天野町
			K21600130	天野町(21)	○	○	天野町
			K21600150	天野町(22)	○	○	天野町
			K21600160	天野町(23)	○	○	天野町
			K21600190	天野町(25)	○	○	天野町
			K21600200	天野町(26)	○	○	天野町
			K21600210	天野町(27)	○	○	天野町
			K21600230	天野町(28)	○	○	天野町
			K21600240	天野町(29)	○	○	天野町
			K21600250	天野町(30)	○	○	天野町
			K21600270	天野町(31)	○	○	天野町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21600310	日野 (8)	○	○	日野
			K21600320	日野 (9)	○	○	日野
			K21600330	日野 (10)	○	○	日野
			K21600340	日野 (11)	○	○	日野
			K21600360	日野 (12)	○	○	日野
			K21600370	日野 (13)	○	○	日野
			K21600410	日野 (17)	○	○	日野
			K21600420	日野 (18)	○	○	日野
			K21600450	日野 (21)	○	○	日野
			K21600460	日野 (22)	○	○	日野
			K21600470	日野 (23)	○	○	日野
			K21600480	日野 (24)	○	○	日野
			K21600500	日野 (26)	○	○	日野
			K21600520	日野 (28)	○	○	日野
			K21600530	日野 (29)	○	○	日野
			K21600540	日野 (30)	○	○	日野
			K21600550	日野 (31)	○	○	日野
			K21600600	日野 (36)	○	○	日野
			K21600610	河合寺 (1)	○	○	河合寺
			K21600620	河合寺 (2)	○	○	河合寺
			K21600630	河合寺 (3)	○	○	河合寺
			K21600640	寺元 (1)	○	○	寺元
			K21600650	寺元 (2)	○	○	寺元
			K21600660	寺元 (3)	○	○	寺元
			K21600670	寺元 (4)	○	○	寺元
			K21600680	東片添町 (1)	○	○	東片添町
			K21600690	小山田町 (1)	○	○	小山田町
			K21600700	小山田町 (2)	○	○	小山田町
			K21600710	小山田町 (3)	○	○	小山田町
			K21600750	小山田町 (7)	○	○	小山田町
			K21600760	小山田町 (8)	○	○	小山田町
			K21600770	下里 (1)	○	○	下里町
			K21600780	天野町 (50)	○	○	天野町
			K21600790	岩瀬 (1)	○	○	岩瀬
			K21600800	中片添町	○	○	中片添町
			K21600810	神ガ丘	○	○	岩瀬
			K21600820	岩瀬 (2)	○	○	岩瀬
			K21600830	石仏	○	○	石仏
			K21600860	岩瀬 (3)	○	○	岩瀬
			K21600870	清水 (3)	○	○	清水
			K21600880	清水 (4)	○	○	清水
			K21600890	清水 (5)	○	○	清水
			K21600900	清水 (6)	○	○	清水
			K21600920	清水 (8)	○	○	清水
			K21600930	清水 (9)	○	○	清水
			K21600940	清水 (10)	○	○	清水
			K21600950	清水 (11)	○	○	清水
			K21600910	清水 (14)	○	○	清水
			K21600960	岩瀬 (4)	○	○	岩瀬

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21600970	岩瀬 (5)	○	○	岩瀬
			K21600980	岩瀬 (6)	○	○	岩瀬
			K21600990	岩瀬 (7)	○	○	岩瀬
			K21601000	岩瀬 (8)	○	○	岩瀬
			K21601010	岩瀬 (9)	○	○	岩瀬
			K21601020	岩瀬 (10)	○	○	岩瀬
			K21601030	清水 (12)	○	○	清水
			K21601040	清水 (13)	○	○	清水
			K21601050	天見(3)	○	○	天見
			K21601060	寺元 (5)	○	○	寺元
			K21601070	寺元 (6)	○	○	寺元
			K21601080	寺元 (7)	○	○	寺元
			K21601090	鳩原 (1)	○	○	鳩原
			K21601100	鳩原 (2)	○	○	鳩原
			K21601110	鳩原 (3)	○	○	鳩原
			K21601120	鳩原 (8)	○	○	鳩原
			K21601130	鳩原 (9)	○	○	鳩原
			K21601140	鳩原 (10)	○	○	鳩原
			K21601150	太井 (4)	○	○	太井
			K21601160	小深 (6)	○	○	小深
			K21601170	太井 (5)	○	○	太井
			K21601370	喜多町 (3)	○		喜多町
			K21601490	小塩町 (1)	○		小塩町
			K21601900	大矢船	○		大矢船北町
			K21601950	松ヶ丘中町	○	○	松ヶ丘中町
			K21601960	松ヶ丘西町 (1)	○	○	松ヶ丘西町
			K21601980	木戸三丁目	○	○	木戸三丁目
			K21601990	木戸東町 (2)	○	○	木戸東町
			K21602000	木戸東町 (3)	○	○	木戸東町
			K21602050	小山田町 (11)	○	○	小山田町
			K21602060	小山田町 (12)	○	○	小山田町
			K21602070	小山田町 (13)	○	○	小山田町
			K21602080	小山田町 (14)	○	○	小山田町
			K21602090	小山田町 (15)	○	○	小山田町
			K21602100	小山田町 (16)	○	○	小山田町
			K21602110	木戸1丁目 (1)	○	○	木戸1丁目
			K21602192	市町 (3) - 2	○	○	市町
			K21602202	市町 (4) - 2	○	○	市町
			K21602210	市町 (5)	○	○	市町
			K21602220	市町 (6)	○	○	市町
			K21602230	市町 (7)	○	○	市町
			K21602240	市町 (8)	○	○	市町
			K21602250	市町 (9)	○	○	市町
			K21602280	市町 (12)	○	○	市町
			K21601190	松ヶ丘西	○	○	松ヶ丘西

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成25年10月1日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
				(2)			
			K21602860	小山田町 (17)	○	○	小山田町
			K21602420	小山田町 (30)	○	○	小山田町
			K21602430	小山田町 (31)	○	○	小山田町
			K21602450	小山田町 (33)	○	○	小山田町
			K21602460	小山田町 (34)	○	○	小山田町
			K21602470	小山田町 (35)	○	○	小山田町
			K21602480	小山田町 (36)	○	○	小山田町
			K21602530	小山田町 (41)	○	○	小山田町
			K21602880	小山田町 (43)	○	○	小山田町
			K21602920	小山田町 (44)	○	○	小山田町
			K21602550	原町2丁目 (1)	○	○	原町2丁目
			K21602560	原町2丁目 (2)	○	○	原町2丁目
			K21602570	原町2丁目 (3)	○	○	原町2丁目
			K21601270	小山田町 (8) A	○	○	小山田町
			K21602370	小山田町 (25)	○	○	小山田町
			K21602950	小山田町 (28)	○	○	小山田町
			K21602380	小山田町 (26)	○	○	小山田町
			K21602540	小山田町 (42)	○	○	小山田町
			K21602590	荘園町 (2)	○	○	荘園町
			K21602310	小山田町 (19)	○	○	小山田町
			K21602320	小山田町 (20)	○	○	小山田町
			K21602330	小山田町 (21)	○	○	小山田町
			K21602930	小山田町 (45)	○	○	小山田町
			K21602360	小山田町 (24)	○	○	小山田町
			K21602870	小山田町 (18)	○	○	小山田町
			K21602390	小山田町 (27)	○	○	小山田町
			K21602410	小山田町 (29)	○	○	小山田町
			K21602940	小山田町 (46)	○	○	小山田町
			K21602440	小山田町 (32)	○	○	小山田町
			K21602490	小山田町	○	○	小山田町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
				(37)			
			K21602500	小山田町 (38)	○	○	小山田町
			K21602510	小山田町 (39)	○	○	小山田町
			K21602520	小山田町 (40)	○	○	小山田町
			K21602600	原町二丁目 (4)	○	○	原町二丁目
			K21602620	寿町 (1)	○	○	寿町
			K21602630	河合寺 (17)	○	○	河合寺
			K21602640	河合寺 (18)	○	○	河合寺
			K21602670	大師町 (1)	○	○	大師町
			K21602680	向野町 (1)	○	○	向野町
			K21602690	向野町 (2)	○	○	向野町
			K21602700	河合寺 (19)	○	○	河合寺
			K21602710	河合寺 (8)	○	○	河合寺
			K21602720	河合寺 (9)	○	○	河合寺
			K21602730	河合寺 (10)	○	○	河合寺
			K21602740	河合寺 (11)	○	○	河合寺
			K21602750	河合寺 (12)	○	○	河合寺
			K21601420	河合寺 (16)	○	○	河合寺
			K21602760	河合寺 (13)	○	○	河合寺
			K21601382	末広 (2) - 2	○	○	末広町
			K21601383	末広 (2) - 3	○	○	末広町
			K21601400	河合寺 (1) A	○	○	末広町
			K21601410	河合寺 (3) A	○	○	末広町
			K21602770	古野町 (1)	○	○	古野町
			K21602780	本多町 (1)	○	○	本多町
			K21602790	菊水町 (1)	○	○	菊水町
			K21602810	末広町 (2)	○	○	末広町
			K21602820	末広町 (3)	○	○	末広町
			K21602830	末広町 (4)	○	○	末広町
			K21602850	河合寺 (15)	○	○	河合寺
			K21602890	末広町 (5)	○	○	末広町

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21602920	天見 (13)	○	○	天見
			K21602930	天見 (14)	○	○	天見
			K21602940	天見 (15)	○	○	天見
			K21602950	天見 (16)	○	○	天見
			K21602970	天見 (17)	○	○	天見
			K21602982	天見 (9) - 2	○	○	天見
			K21602983	天見 (9) - 3	○	○	天見
			K21602990	天見 (18)	○	○	天見
			K21603000	天見 (19)	○	○	天見
			K21603010	天見 (20)	○	○	天見
			K21603020	天見 (21)	○	○	天見
			K21603040	天見 (22)	○	○	天見
			K21603050	天見 (23)	○	○	天見
			K21603060	天見 (24)	○	○	天見
			K21603070	天見 (25)	○	○	天見
			K21603080	天見 (26)	○	○	天見
			K21603090	天見 (27)	○	○	天見
			K21603100	天見 (28)	○	○	天見
			K21603110	天見 (29)	○	○	天見
			K21603120	天見 (30)	○	○	天見
			K21603130	天見 (31)	○	○	天見
			K21603140	天見 (32)	○	○	天見
			K21603150	天見 (33)	○	○	天見
			K21603160	天見 (34)	○	○	天見
			K21603170	天見 (35)	○	○	天見
			K21603180	寺元 (8)	○	○	寺元
			K21603190	寺元 (9)	○		寺元
			K21603200	寺元 (10)	○	○	寺元
			K21603210	寺元 (11)	○	○	寺元
			K21601970	松ヶ丘西町 (2)	○	○	松ヶ丘西町
			K21602010	自由ヶ丘	○	○	自由ヶ丘
			K21602030	小山田町 (9)	○	○	小山田町
			K21602040	小山田町 (10)	○	○	小山田町
			K21602120	楠町西 (1)	○	○	楠町西
			K21602130	楠町西 (2)	○	○	楠町西
			K21602140	楠町西 (3)	○	○	楠町西
			K21602150	楠町西 (4)	○	○	楠町西
			K21602160	北貴望ヶ丘 (1)	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602170	北貴望ヶ丘 (2)	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602180	北貴望ヶ丘 (3)	○	○	北貴望ヶ丘
			K21602270	市町 (11)	○	○	市町
			K21601230	河合寺 (14)	○	○	河合寺
			K21603230	天見 (36)	○	○	天見
			K21603260	天見 (37)	○	○	天見
			K21603272	出合 (2) - 2	○	○	天見

急傾斜地崩壊危険箇所 点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成 15 年 3 月公表)		急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律の規 定による指定区域 (平成 20 年 3 月 25 日現在)	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する 法律の規定による指定区域 (現象：急傾斜地の崩壊) (平成 25 年 10 月 1 日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
			K21603273	出合 (2) - 3	○	○	天見
			K21603280	天見 (38)	○	○	天見
			K21603290	天見 (39)	○	○	天見
			K21603300	天見 (40)	○	○	天見
			K21603310	天見 (41)	○	○	天見
			K21603320	天見 (42)	○	○	天見
			K21603340	天見 (43)	○	○	天見
			K21603332	天見 (2) - 2	○	○	天見
			K21603350	天見 (44)	○	○	天見
			K21603360	天見 (45)	○	○	天見
			K21603370	天見 (46)	○	○	天見
			K21603380	天見 (47)	○	○	天見
			K21603390	天見 (48)	○	○	天見
			K21603532	天見 (6) - 2	○	○	天見
			K21603410	天見 (49)	○	○	天見
			K21603420	天見 (50)	○	○	天見
			K21603440	天見 (51)	○	○	天見
			K21603450	天見 (52)	○	○	天見
			K21603460	天見 (53)	○	○	天見
			K21603480	天見 (54)	○	○	天見
			K21603500	天見 (55)	○	○	天見
			K21603510	天見 (56)	○	○	天見
			K21603520	天見 (57)	○	○	天見
			K21603540	天見 (58)	○	○	天見
			K21603550	滝畑 (15)	○	○	滝畑
			K21603570	鳩原 (11)	○	○	鳩原
			K21603580	鳩原 (12)	○	○	鳩原
			K21603590	鳩原 (13)	○	○	鳩原
			K21603600	鳩原 (14)	○	○	鳩原
			K21603610	鳩原 (15)	○	○	鳩原
			K21603620	鳩原 (16)	○	○	鳩原
			K21603630	鳩原 (17)	○	○	鳩原
			K21603640	鳩原 (18)	○	○	鳩原
			K21603650	鳩原 (19)	○	○	鳩原
			K21603660	鳩原 (20)	○	○	鳩原
			K21603670	鳩原 (21)	○	○	鳩原
			K21603690	鳩原 (22)	○	○	鳩原
			K21603700	鳩原 (23)	○	○	鳩原
			K21603710	鳩原 (24)	○	○	鳩原
			K21603720	鳩原 (25)	○	○	鳩原
			K21603730	鳩原 (26)	○	○	鳩原
			K21603750	鳩原 (27)	○	○	鳩原
			K21603770	鳩原 (28)	○	○	鳩原
			K21603800	鳩原 (29)	○	○	鳩原
			K21603810	鳩原 (30)	○	○	鳩原
			K21603820	鳩原 (31)	○	○	鳩原
			K21603850	鳩原 (32)	○	○	鳩原
			K21603860	鳩原 (33)	○	○	鳩原
			K21603870	鳩原 (34)	○	○	鳩原
			K21603880	鳩原 (35)	○	○	鳩原
			K21603890	鳩原 (36)	○	○	鳩原
			K21603900	鳩原 (37)	○	○	鳩原
			K21603910	鳩原 (38)	○	○	鳩原
			K21401560	向野町	○	○	大字向野町

## 急傾斜地崩壊危険区域

平成25年12月31日現在

番号	区域名	所在地	指定年月日等
11	谷	小山田町	S. 53. 3. 31(第508号)
21	下里	下里町	S. 56. 3. 6(第275号)
39	東部	加賀田	S. 61. 2. 10(第217号)
85	出合(1)	天見	H. 6. 3. 30(第585号)
86	河合寺(2)	河合寺	H. 6. 3. 30(第586号)
113	石見川(1)	石見川	H. 22. 7. 6(第1239号)
134	寺元	寺元	H. 15. 8. 19(第1435号)
153	末広(1)	末広町	H. 19. 1. 19(第106号)
156	島の谷	天見	H. 19. 7. 5(第1199号)
160	西の村(1)	滝畑	H. 20. 12. 24(第2251号)

## 災害危険区域一覧表

平成25年12月31日現在

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
11	谷	小山田町	1種	S53. 3. 31	508	急傾11
21	下里	下里町	1種	S56. 3. 6	275	急傾21
49	東部	加賀田	1種	S61. 2. 10	217	急傾39
94	出合(1)	天見	1種	H6. 3. 30	585	急傾85
95	河合寺(2)	河合寺	1種	H6. 3. 30	586	急傾86
121	石見川(2)	石見川	1種	H22. 7. 6	1239	急傾165
142	寺元	寺元	1種	H15. 8. 19	1435	急傾134
161	末広(1)	末広町	1種	H. 19. 1. 19	106	急傾153
164	島の谷	天見	1種	H. 19. 7. 5	1199	急傾156
168	西の村(1)	滝畑	1種	H. 20. 12. 24	2251	急傾160

## 山地災害危険地区総括表

(平成25年4月1日現在)

単位：箇所

山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂流出危険 地区	計
99	0	102	201



## 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19-	1	河合寺(1)	19-	46	流谷(4)
19-	2	河合寺(2)	19-	47	天見(5)
19-	3	河合寺(3)	19-	48	天見(6)
19-	4	河合寺(4)	19-	49	天見(7)
19-	5	神が丘(1)	19-	50	天野(4)
19-	6	寺元(1)	19-	51	天見(8)
19-	7	寺元(2)	19-	52	天見(9)
19-	8	寺元(3)	19-	53	天見(10)
19-	9	神が丘(2)	19-	54	天見(11)
19-	10	神が丘(3)	19-	55	天見(12)
19-	11	寺元(4)	19-	56	滝畑(4)
19-	12	寺元(5)	19-	57	小深(1)
19-	13	神が丘(4)	19-	58	小深(2)
19-	14	神が丘(5)	19-	59	小深(3)
19-	15	鳩原(1)	19-	60	小深(4)
19-	16	鳩原(2)	19-	61	小深(5)
19-	17	鳩原(3)	19-	62	石見川(1)
19-	18	鳩原(4)	19-	63	石見川(2)
19-	19	鳩原(5)	19-	64	石見川(3)
19-	20	天野(1)	19-	65	小深(6)
19-	21	天野(2)	19-	66	天見(13)
19-	22	天野(3)	19-	67	加賀田(4)
19-	23	石仏(1)	19-	68	日野(2)
19-	24	岩瀬(1)	19-	69	日野(3)
19-	25	滝畑(1)	19-	70	寺元(6)
19-	26	日野(1)	19-	71	鳩原(6)
19-	27	石仏(2)	19-	72	天野(5)
19-	28	太井(1)	19-	73	太井(5)
19-	29	太井(2)	19-	74	滝畑(5)
19-	30	太井(3)	19-	75	石見川(4)
19-	31	太井(4)	19-	76	石見川(5)
19-	32	滝畑(2)	19-	77	石見川(6)
19-	33	滝畑(3)	19-	78	岩瀬(2)
19-	34	加賀田(1)	19-	79	天見(14)
19-	35	加賀田(2)	19-	80	天見(15)
19-	36	加賀田(3)	19-	81	流谷(5)
19-	37	清水	19-	82	流谷(6)
19-	38	天見(1)	19-	83	加賀田(5)
19-	39	天見(2)	19-	84	加賀田(6)
19-	40	天見(3)	19-	85	滝畑(6)
19-	41	天見(4)	19-	86	日野(4)
19-	42	流谷(1)	19-	87	日野(5)
19-	43	流谷(2)	19-	88	日野(6)
19-	44	流谷、天見	19-	89	滝畑(7)
19-	45	流谷(3)	19-	90	滝畑(8)
19-	91	滝畑(9)	19-	96	滝畑(14)
19-	92	滝畑(10)	19-	97	滝畑(15)
19-	93	滝畑(11)	19-	98	河合寺
19-	94	滝畑(12)	19-	99	寺元(7)
19-	95	滝畑(13)			

## 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19-	1	神ヶ丘(1)	19-	39	滝畑(31)
19-	2	神ヶ丘(2)	19-	40	滝畑(32)
19-	3	神ヶ丘(3)	19-	41	滝畑(33)
19-	4	鳩原、大井	19-	42	滝畑(34)
19-	5	日野(1)	19-	43	滝畑(35)
19-	6	清水	19-	44	滝畑(36)
19-	7	日野(2)	19-	45	滝畑(37)
19-	8	日野(3)	19-	46	滝畑(38)
19-	9	滝畑(1)	19-	47	滝畑(39)
19-	10	滝畑(2)	19-	48	滝畑(40)
19-	11	滝畑(3)	19-	49	滝畑(41)
19-	12	滝畑(4)	19-	50	滝畑(42)
19-	13	滝畑(5)	19-	51	滝畑(43)
19-	14	滝畑(6)	19-	52	加賀田(1)
19-	15	滝畑(7)	19-	53	加賀田(2)
19-	16	滝畑(8)	19-	54	加賀田(3)
19-	17	滝畑(9)	19-	55	加賀田(4)
19-	18	滝畑(10)	19-	56	加賀田(5)
19-	19	滝畑(11)	19-	57	加賀田(6)
19-	20	滝畑(12)	19-	58	加賀田(7)
19-	21	滝畑(13)	19-	59	加賀田(8)
19-	22	滝畑(14)	19-	60	加賀田(9)
19-	23	滝畑(15)	19-	61	加賀田(10)
19-	24	滝畑(16)	19-	62	加賀田(11)
19-	25	滝畑(17)	19-	63	唐久谷(1)
19-	26	滝畑(18)	19-	64	唐久谷(2)
19-	27	滝畑(19)	19-	65	唐久谷(3)
19-	28	滝畑(20)	19-	66	唐久谷(4)
19-	29	滝畑(21)	19-	67	唐久谷(5)
19-	30	滝畑(22)	19-	68	唐久谷(6)
19-	31	滝畑(23)	19-	69	清水(1)
19-	32	滝畑(24)	19-	70	清水(2)
19-	33	滝畑(25)	19-	71	天見(1)
19-	34	滝畑(26)	19-	72	天見(2)
19-	35	滝畑(27)	19-	73	天見(3)
19-	36	滝畑(28)	19-	74	天見(4)
19-	37	滝畑(29)	19-	75	流谷
19-	38	滝畑(30)	19-	76	天見(5)
19-	77	天見(6)	19-	90	小深(2)
19-	78	天見(7)	19-	91	小深(3)
19-	79	天見(8)	19-	92	小深(4)
19-	80	天見(9)	19-	93	小深(5)
19-	81	天見(10)	19-	94	石見川(1)
19-	82	天見(11)	19-	95	石見川(2)
19-	83	天見(12)	19-	96	石見川(3)
19-	84	天見(13)	19-	97	石見川(4)
19-	85	岩瀬(1)	19-	98	石見川(5)
19-	86	岩瀬(2)	19-	99	小深(6)
19-	87	岩瀬(3)	19-	100	小深(7)
19-	88	太井	19-	101	石見川(6)
19-	89	小深(1)	19-	102	石見川(7)

## 宅地造成工事規制区域指定状況

平成25年4月1日現在(単位:ha)

市町村(告示) (施行)	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	累計
	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.3.26	S61.3.24	H5.4.19	H7.3.31	H10.3.31	
河内長野市	〃	〃	〃	S51.4.1	S61.3.31	H5.5.10	〃	H10.5.1	4,365

## 10 備蓄關係



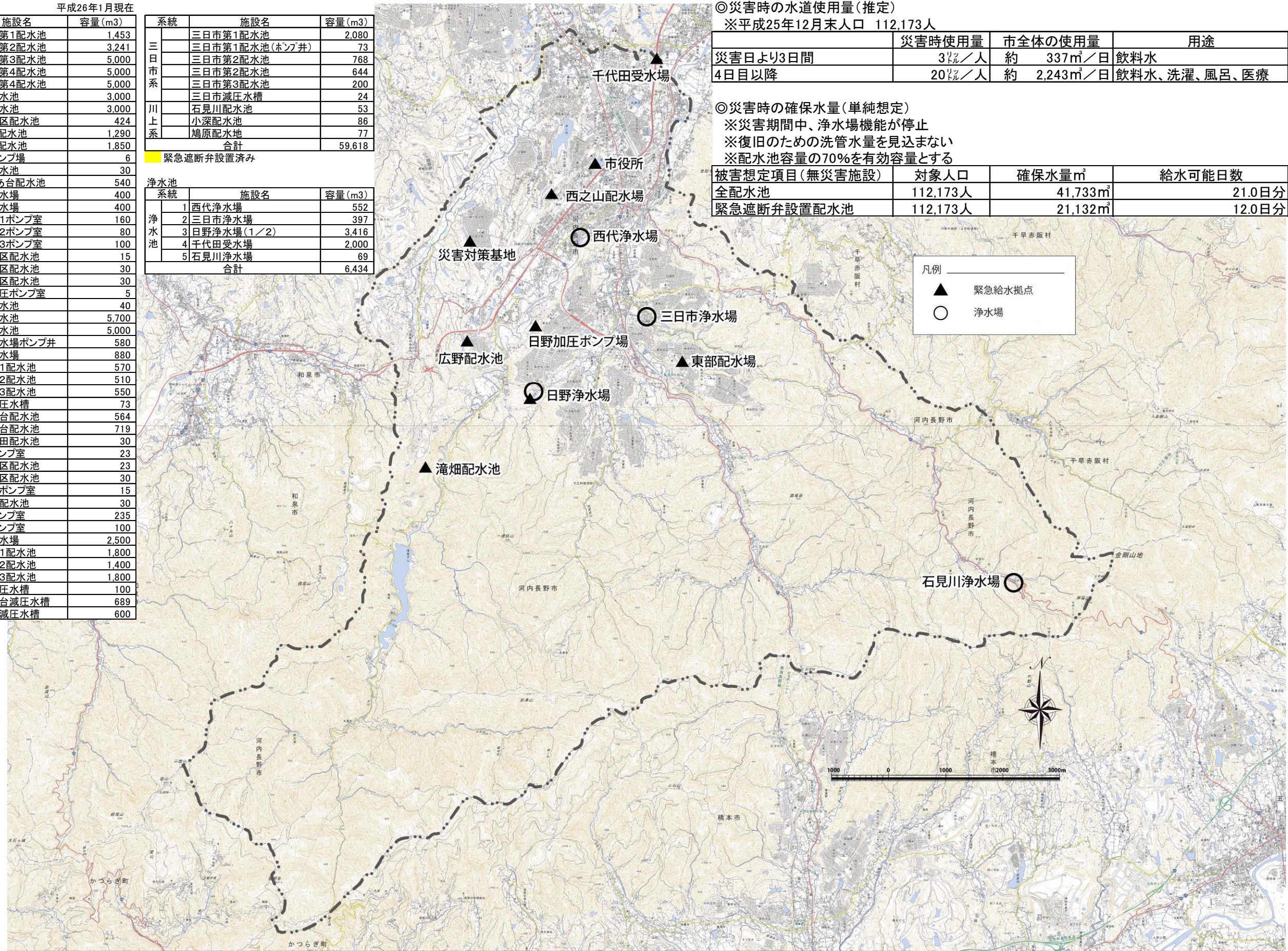
資料10-1 緊急給水拠点整備図

配水池 平成26年1月現在

系統	施設名	容量(m <sup>3</sup> )
西之山系	1 西之山第1配水池	1,453
	2 西之山第2配水池	3,241
	3 西之山第3配水池	5,000
	4 西之山第4配水池	5,000
	5 西之山第4配水池	5,000
広野系	6 広野配水池	3,000
	7 広野配水池	3,000
	8 広野高区配水池	424
	9 緑ヶ丘配水池	1,290
	10 緑ヶ丘配水池	1,850
	11 高瀬ポンプ場	6
	12 高瀬配水池	30
	13 あかしあ台配水池	540
	14 滝畑配水池	400
	15 滝畑配水池	400
	16 滝畑第1ポンプ室	160
	17 滝畑第2ポンプ室	80
	18 滝畑第3ポンプ室	100
	19 滝畑高区配水池	15
	20 滝畑高区配水池	30
	21 滝畑低区配水池	30
	22 横谷加圧ポンプ室	5
	23 横谷配水池	40
	24 日野配水池	5,700
	25 日野配水池	5,000
	26 日野浄水場ポンプ井	580
	27 南部配水池	880
28 南部第1配水池	570	
29 南部第2配水池	510	
30 南部第3配水池	550	
31 南部減圧水槽	73	
32 南青葉台配水池	564	
33 北青葉台配水池	719	
34 上加賀田配水池	30	
日野系	35 流谷ポンプ室	23
	36 流谷低区配水池	23
	37 流谷高区配水池	30
	38 島の谷ポンプ室	15
	39 島の谷配水池	30
	40 天見ポンプ室	235
	41 岩瀬ポンプ室	100
	42 東部配水池	2,500
	43 東部第1配水池	1,800
	44 東部第2配水池	1,400
	45 東部第3配水池	1,800
	46 東部減圧水槽	100
	47 美加の台減圧水槽	689
48 南花台減圧水槽	600	

系統	施設名	容量(m <sup>3</sup> )
三日月系	三日月第1配水池	2,080
	三日月第1配水池(ポンプ井)	73
	三日月第2配水池	768
	三日月第2配水池	644
	三日月第3配水池	200
	三日月減圧水槽	24
川上系	石見川配水池	53
	小深配水池	86
緊急遮断弁設置済み	鳩原配水池	77
	合計	59,618

系統	施設名	容量(m <sup>3</sup> )
浄水池	1 西代浄水場	552
	2 三日月浄水場	397
	3 日野浄水場(1/2)	3,416
	4 千代田受水場	2,000
	5 石見川浄水場	69
合計	6,434	



◎災害時の水道使用量(推定)

※平成25年12月末人口 112,173人

	災害時使用量	市全体の使用量	用途
災害日より3日間	3ℓ/人	約 337m <sup>3</sup> /日	飲料水
4日目以降	20ℓ/人	約 2,243m <sup>3</sup> /日	飲料水、洗濯、風呂、医療

◎災害時の確保水量(単純想定)

※災害期間中、浄水場機能が停止

※復旧のための洗管水量を見込まない

※配水池容量の70%を有効容量とする

被害想定項目(無災害施設)	対象人口	確保水量m <sup>3</sup>	給水可能日数
全配水池	112,173人	41,733m <sup>3</sup>	21.0日分
緊急遮断弁設置配水池	112,173人	21,132m <sup>3</sup>	12.0日分

## 資料10-2 水道災害備品備蓄状況

(平成25年4月1日現在)

### 資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
仕切弁キー	0.9m	4	キャップライト		2
制水弁キー		1	コードリール		2
キー廻し（プレインゲート）	1.0M	8	吊り下げ帯		3
グラント廻し		4	寝袋		4
引上げ式スタンドパイプ		10	鋼製ワイヤー		2
町野式ホース		4	夜間蛍光たすき		34
木くい		3	荷締機		12
バルブ廻し（二股）	1.5m	7	防水シート		1
止水栓キー		8	工具一式		1
ロープ		9	放水銃		2
スコップ		1	洗管用具（メーター部分）	13mm	9
かけや		2	洗管用具（メーター部分）	20mm	6
土のう袋（200枚入り）		2	メーター代用管	13mm	44
箒		14	メーター代用管	20mm	45
バール		1	懸垂幕「節水」		1
懐中電灯		16	横断幕「節水」		1
投光器	300W	6			

### 給水資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
高圧給水タンク車（車載型） 【市役所】	2 t	1	緊急給水栓（携帯組立型） 【分散保管】	4栓式	8
給水タンク	2 t	3	ポリタンク（白）	20ℓ	153
給水タンク	1.8t	1	非常用飲料水袋	6ℓ	3,200
給水タンク（ポリエチレン製）	1t	2	ペットボトル	500ml	13,560
給水タンク（ポリエチレン製）	500ℓ	1			

### 資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

#### 重要物資

品名	H26.3現在数量	備蓄目標	備考
アルファー化米	16,650食	14,000食	真空パックで湯又は水に戻して食べられるもの 5年間保存可能
乾パン	16,032食	14,000食	100g缶入り、5年間保存可能
高齢者用食	500食	280食	
粉ミルク・哺乳瓶	16缶・147本	147人分	
毛布	4,165枚	4,200枚	真空包装
おむつ	2,856枚	2,100枚	
生理用品	23,016個	23,205個	
簡易トイレ	600基	140基	

#### その他の物資

品名	H26.3現在数量	備考
肌着	665枚	
衣類	500枚	Tシャツ
	130枚	トレーナー（下）
タオル	1,150枚	
飲料水袋	2,400袋	6ℓ用
歯ブラシ	1,000本	
ポケットティッシュ	6,000個	
割り箸	5,000膳	
紙コップ	3,000個	
椀	2,000個	発泡スチロール製
トイレ処理セット	5,160個	

#### 応急資機材

品名	H26.3現在数量	備考
発電機	35台	
投光器	85台	
チェーンソー	20台	消防団に配備
万能オノ	100丁	消防団に配備
木杭	180本	φ7.5cm、長さ1.2m
防水シート	327枚	消防団に配備
土のう袋	95,000枚	
ブルーシート	282枚	
真砂土	0m <sup>3</sup>	

## 資料10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧

(大阪府HP 大阪府災害用備蓄物資・保管状況一覧 平成25年4月1日現在)

品名	備蓄物資合計	北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等
アルファ化米	816,800 食	161,500 食	484,500 食	170,800 食	0 食
長期保存パン	27,500 食	0 食	0 食	27,500 食	0 食
アレルギー対応食*	12,500 食	2,500 食	7,500 食	2,500 食	0 食
高齢者等食	17,200 食	3,000 食	10,000 食	4,200 食	0 食
毛布	578,900 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	10,000 枚
哺乳瓶	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
紙おむつ	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	31,000 枚	15,484 枚
生理用品	1,410,544 個	339,600 個	716,224 個	340,320 個	14,400 個
簡易トイレ	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基
肌着	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組
タオル	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚
ティッシュ	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個
飲料水袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋
作業服	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着
マスク	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚
ペットボトル水 500ml	164,000 本	0 本	164,000 本	0 本	0 本
移動式仮設風呂	3 式	1 式	1 式	1 式	0 式
かにパン	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓㈱			
漬物	18 ト	府漬物組合			
粉ミルク	1,152 缶	森永乳業 (320g入り)			
	1,320 缶	ビーンスタークスノー (300g入り)			
	3,600 箱	明治乳業 (108g入り)			
アレルギー対応粉ミルク	96 缶	ビーンスタークスノー (350g入り)			
	96 缶	明治乳業 (850g入り)			

※ 厚生労働省省令に基づく表示義務 (卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ) 及び表示奨励 (あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ) とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としている。

### ○ 調達対応

(大阪府地域防災計画 関連資料 (平成22年修正) 平成21年4月1日現在)

精米 (5社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (㈱大阪第一食糧・幸南食糧㈱・幸福米穀㈱・㈱丸三・中山物産㈱)	在庫報告量 510万食 (1,020トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院 (大阪府立急性期・総合医療センターなど12箇所)	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 ((一社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分 (上記推定入院患者の3日分を除く)
即席麺 (5社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品㈱・明星食品㈱・ハウス食品㈱・サンヨー食品㈱・エースコック㈱)	依頼食数 305万食
乾パン (三立パン)	り災者用食糧確保を依頼 (三立製菓㈱)	依頼食数 9万食
バイクラッカー、ソーダクラッカー	り災者用食糧確保を依頼 (明治製菓㈱)	依頼食数 9万食
○ 飲料の提供協力 近畿コカ・コーラボトリング、ダイドードリンコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供		
○ 救助用物資の供給協力 イオン西日本カンパニー、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オークワ、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、大丸ピーコック、阪急ニッショーストア、平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサリーブチェーン、サークルKサンクス、セブンイレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ローソン：保有・調達可能な救助用物資の供給協力		

### ○ 備蓄水 (大阪府水道部製作)

大阪府備蓄水	高齢者などの災害時用援護者に対する給水活動を強化するため、アルミボトル缶詰備蓄水 (490ml) 100万本を備蓄	受水市町村 60万本
		府施設 40万本*

災害時の給水には、非常用自家発電設備を備え未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓 (Aタイプ)」を府内45箇所に設置

※ 水道部施設を中心に備蓄。内15万本は危機管理室所管分 (中部広域防災拠点6万本、泉北府民センター7万5千本、寝屋川公園8千本、北河内府民センター5千本)



資料10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧

府民センタービル別の備蓄状況

大阪府地域防災計画 関連資料（平成22年修正）

平成21年4月1日現在

センター名	アルファ 化米	毛 布	タ オ ル	ティッシュ	生理用品	紙おむつ	備 考
三 島	食 1,000	枚 1,000	枚 1,500	個 1,500	個 1,200	枚 860	
豊 能	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
泉 北	1,000	2,000	1,500	1,500	3,600	4,520	
泉 南	1,000	1,000	1,500	1,500	0	0	
南 河 内	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
中 河 内	1,000	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
北 河 内	0	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	別途、寝屋川公園にアルファ化米5,000食を備蓄
計	6,000	10,000	10,500	10,500	14,400	15,484	

## 11 清掃関係



## 資料11-1 ごみ処理施設

### 焼 却 場

名 称 南河内環境事業組合第1清掃工場  
所在地 富田林市大字甘南備2345  
処理能力 300 t / 日  
(平成25年8月現在)

名 称 南河内環境事業組合第2清掃工場  
所在地 河内長野市日野1564-3  
処理能力 190 t / 日  
(平成25年8月現在)

## 資料11-2 市内し尿処理施設

### し 尿 処 理 場

名 称 河内長野市衛生処理場  
所在地 河内長野市高向2092  
処理能力 132 m<sup>3</sup> / 日  
(平成25年8月現在)



## 12 応援関係



資料12-1 災害時応援協定

官 公 庁				
協 定 名	協 定 先	電 話 番 号	締 結 日	内 容
災害相互応援協定	中河内及び南河内 9市2町1村 八尾市 東大阪市 富田林市 大阪狭山市 太子町 松原市 河南町 柏原市 羽曳野市 千早赤阪村 藤井寺市	072-924-3810 06-4309-3130 0721-25-1000 072-366-0011 0721-98-0300 072-337-3151 0721-93-2500 072-972-1529 072-958-1111 0721-72-0081 072-939-1190	H7.8.28 ※H17.2.1 市町合併 による	応援要請に基づく人的 ・物的支援
災害時における 相互応援協定	五條市	0747-22-4001	H14.7.22	応援要請に基づく人的 ・物的支援
災害時における 相互応援協定	橋本市	0736-33-1111	H14.7.22	応援要請に基づく人的 ・物的支援
災害相互応援協定 災害時における 避難者の受け入れに かかる確認書	堺市及び南河内地域 6市2町1村 堺市 富田林市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村	072-228-7605 0721-25-1000 072-337-3151 072-958-1111 072-939-1190 072-366-0011 0721-98-0300 0721-93-2500 0721-72-0081	H23.9.1 H25.7.1	応援要請に基づく人的 ・物的支援 避難者の受け入れ支 援
災害時における相互 応援に関する協定書	多治見市	0752-22-1111	H24.2.27	応援要請に基づく人的 ・物的支援
米子市及び 河内長野市の 災害時相互応援協定	米子市	0859-23-5328	H24.5.28	応援要請に基づく人的 ・物的支援
災害時等の応援に関 する申し合わせ	国土交通省 近畿地方整備局	06-6942-1141	H24.10.17	応援要請に基づく人的 支援
災害発生時の施設使 用に関する協定書	河内長野警察署	0721-54-1234	H25.2.20	河内長野警察署庁舎 が損壊した際の代替 施設として、市民交流 センターを使用する
災害時の人的支援に 関する協定	財務省近畿財務局	06-6949-6390	H25.10.4	応援要請に基づく人的 支援



物品の供給

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時における物品の供給協力に関する協定書	河内長野米友会	0721-53-2020	H8.7.8	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)スーパやまもと	0723-37-1300	H8.7.8	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)チェーンストアオークワ	073-425-2481	H8.7.16	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	コーナン商事(株)	072-274-1621	H8.7.24	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	大阪いずみ市 民生活協同組合	072-232-5100	H8.7.25 H17.1.21 H20.4.1	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	イズミヤ(株)	06-6657-3323	H8.7.31	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)西友	03-3598-7760	H8.8.2	物品の供給協力
災害時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	06-6682-8711	H10.1.17 H13.7.10	大災害時に避難所での災害対策に必要なテント設備等を速やかに確保するため
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)関西スーパーマーケット	072-772-0341	H14.3.1	物品の供給協力
災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)サンプラザ	0721-63-3719	H8.7.26 H19.6.25	物品の供給協力
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	Jパックス(株)	072-923-1388	H25.6.18	避難所の設営等において必要な物資の調達
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セツカートン(株)	072-784-6001	H25.6.18	避難所の設営等において必要な物資の調達
災害時における物品の供給協力に関する協定	カネ増製菓(株)	0721-53-5381	H25.8.16	物品の供給協力

応急復旧				
協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	河内長野土木建設協同組合	0721-53-4696	H19.9.5	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	アイシン空調(株)	0721-54-1625	H19.10.25	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	(株)山之内建設	0721-63-0185	H20.3.24	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	(有)緑勢美建	0721-64-0499	H20.3.27	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)木谷工務店	0721-63-2651	H20.4.9	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	南大阪建設(株)	0721-63-3687	H20.4.9	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)建匠	0721-55-6540	H20.4.24	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	大阪府電気工事工業 羽曳野支部 長野ブロック長  山浦電気商会	0721-52-5095	H20.6.4	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書	河内長野造園業組合		H22.6.11	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業

施設利用等				
協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害における緊急対策に関する協定	財団法人自転車センター関西サイクルスポーツセンター	0721-54-3101	H20.4.1	災害時における物品の貸与、施設の使用等に協力を得るため
災害時等における支援協力に関する協定	河内長野ガス(株)	0721-53-3561	H24.5.31	災害時における施設および資機材等の提供他

**遺体収容**

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時等における協力に関する協定	(株)セルビス(葬儀会館メモリアルホール)	072-223-1199	H22.3.5	多数の被災者(死者も含む)が発生した場合における支援協力
災害時等における協力に関する協定	(株)グリーンサポート(葬儀会館ティア)	0721-53-9200	H22.5.7	多数の被災者(死者も含む)が発生した場合における支援協力

**避難所開設**

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	サニータウン自治会	0721-54-6222	H22.4.1	自治会集会所の一時避難所として使用
覚書	大阪府立 長野北高等学校	0721-54-2781	H23.8.10	避難所の鍵の管理に関する覚書
災害時における避難所としての施設使用に関する協定書	清教学園中・ 高等学校	0721-62-6828	H23.9.21	避難所としての施設使用
災害時における避難所としての施設使用に関する協定書	千代田学園 (大阪千代田短期大学/ 大阪暁光高等学校)	0721-52-4141 0721-53-5281	H23.10.24	避難所としての施設使用
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 博光福祉会 (特別養護老人ホーム 寿里苑、老人保健施設 寿里苑フェリス、寿 里苑加賀田デイサービス センター)	0721-52-3888 0721-62-0700 0721-60-3888	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 楠黄福祉会 (特別養護老人ホーム 泰昌園)	0721-63-0171	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 天聖会 (特定施設入居者生活 介護オーパス)	0721-53-5550	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 長野社会福祉事業 財団 (特別養護老人ホーム ふれあいの丘、特別 養護老人ホームクロ ーバーの丘)	0721-65-1818 0721-60-1100	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 聖徳園 (ワークメイト聖徳園)	0721-55-6568	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 生登福祉会 (特別養護老人ホーム 生登福祉ケアセンター、 美加の台生登福祉ケ アセンター)	0721-50-0101 0721-60-0707	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 みなのか (あまの園)	0721-56-7837	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 あおぞらの会 (ライフサポートあおぞら)	0721-62-8500	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 生登会 (かわちながの老人保 健施設てらもと総合福 祉センター)	0721-52-7000	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 ラポール会 (青山第二病院)	0721-65-0003	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 仁済会 (滝谷病院)	0721-53-5002	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 慈恵園福祉会 (老人保健施設あかし あ、特別養護老人ホ ム慈恵園希望の丘)	0721-56-8500 0721-52-0333	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(株)チャーム・ケア・ コーポレーション (チャーム河内長野)	0721-69-0531	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大阪いずみ市民 生活協同組合 (コープアイメゾン河内 長野)	0721-60-5011	H24.10.30	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 大阪府障害者 福祉事業団 (地域生活総合支援セ ンターきらら)	0721-53-5988	H25.1.24	要援護者を受け入れるための福祉避難所の設置運営

**医療**

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時における 災害対策に関する協定書	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	0721-53-5761	H24.9.24	応急対策及び災害救助 の円滑化を図るための 協力

**情報**

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
災害時等の緊急放送に 関する協定	(株)ジェイコムウエスト	06-7897-3006 06-6942-5585 080-5961-0310	H25.7.24	災害時等の緊急放送に ついて
大規模災害発生時の 安否情報確認協定	NTTレゾナント(株)		H25.12.16	J-anpi による安否情報 の検索・確認

**水道**

協定名	協定先	電話番号	締結日	内容
河内長野市水道事業・ 富田林水道事業の 災害相互応援に関する 協定書	富田林市水道事業	0721-25-1000	H22.1.18	相互応援
河内長野市・大阪市水 道事業に係る 災害相互応援に関する 実施協定書	大阪市水道事業	06-6616-5404	H23.2.16	相互応援
大阪狭山市水道事業・ 河内長野市水道事業の 災害相互応援に関する 協定書	大阪狭山市水道事業	072-366-0011	H23.5.31	相互応援

## 資料12-2 大阪府水道震災対策相互応援協定

### 大阪広域水道震災対策相互応援協定書

#### (目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

3 第一項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

#### (中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

#### (ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの担当者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

#### (現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

#### (中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的

に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。
- 3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

- 2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。
- 3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

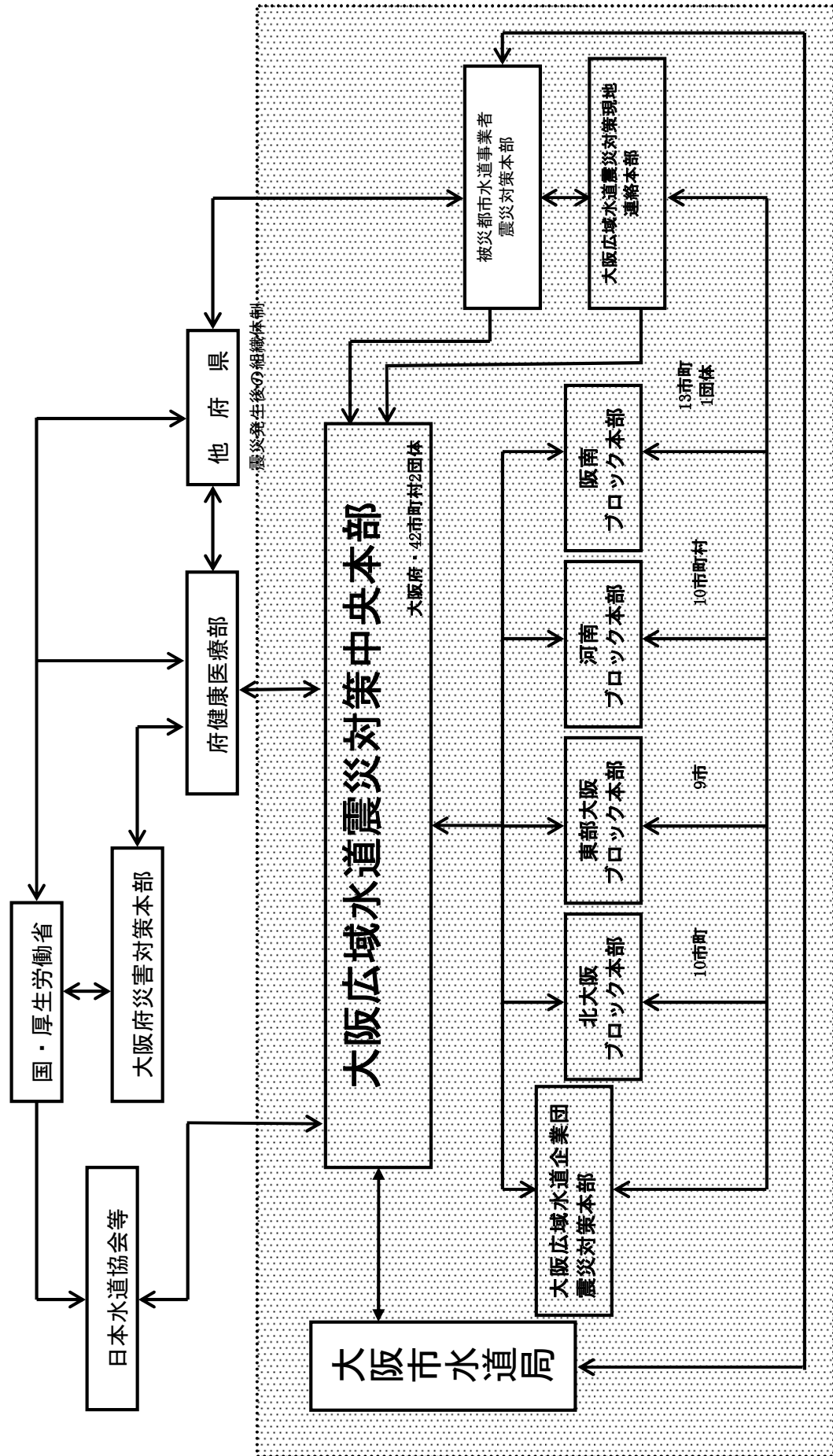
第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

平成23年4月1日

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図







## 13 建築物關係



## 資料13-1 耐震安全性の分類

官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類		
多数のものが利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	III類	B類	乙類

耐震安全性の目標

構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

## 資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

## 1. 必要面積

全壊、焼失棟数 $\times 0.3 \times 50\text{m}^2 / 1\text{戸} = \text{約 } 81,000 \text{ m}^2$

## 2. 候補地

名 称	面積 (m <sup>2</sup> )
大師総合運動場	20,900
赤峰市民広場	18,402
下里総合運動場	19,000
天野少年球技場	3,170
松ヶ丘公園	1,700
清見台第1公園	4,550
寺ヶ池公園野球場	8,000
野作第1公園	3,000
南花台第10公園	3,600
汐の宮公園	1,500
美加の台第1公園	2,100
計	85,922

## 14 地震被害想定関係

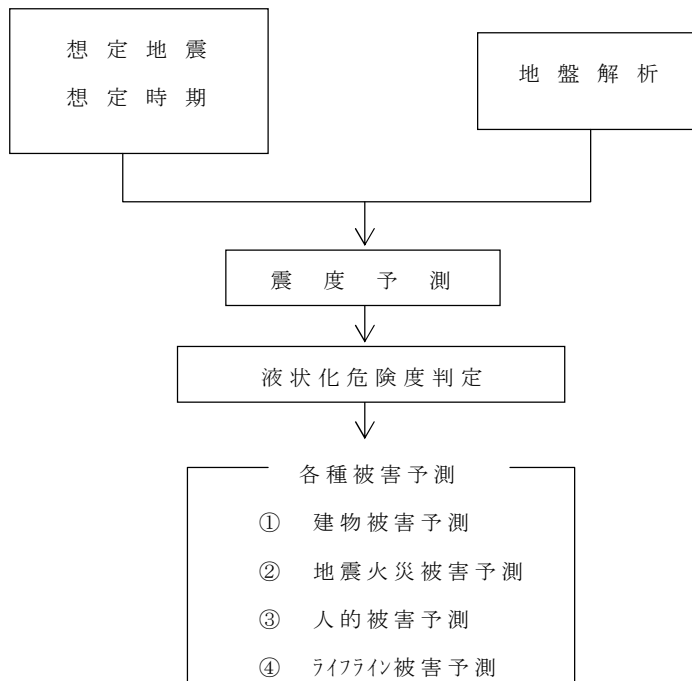


## 資料14 地震被害想定概要

### 1. 市の被害想定（中央構造線における地震）

#### (1) 前提条件

##### ア. 被害想定フロー



#### イ. 想定地震

##### ● 中央構造線における地震

市南部和歌山県境とほぼ並行に位置する活断層である中央構造線による内陸直下型地震を想定した。中央構造線は、根来～■城東断層（新編日本の活断層による活断層 No. 45, 35, 30, 27）で総延長59.9kmが動いたときの地震を想定した。断層長により地震規模を推定するとマグニチュード7.3となる。

#### ウ. 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響が大きい「冬季の夕刻（平日）」とした。

#### エ. 地盤解析

地震による地盤の揺れや被害は、地盤の状況によって大きく左右されることが知られている。そこで、精度の高い地震動予測を行うため、市内で実施されたボーリング資料を基に市域を11種類の地盤類に分類し、これらの地盤種を250m×250mのメッシュで表した。

#### オ. 震度予測

地震波は、地表近くにくると、地表付近の地盤が軟弱であるために増幅される。この増幅される度合いは地盤の状況により異なり、一般に低地が大きく山地が小さい。防災アセスメントでは、市域を区分した地盤種毎に応答計算を行い、地表最大加速度、地表最大速度、地表最大変位を求め、気象庁の計測震度計算法（平成8年）により震度を求めた。

想定地震1では、市域の推定震度は6弱～5弱となった。これによると、市北部で震度が大きく、国道170号周辺の低地で震度6弱となっており、それを囲むように震度が小さくなっている。山間部でも、千早口や天見等の谷底低地で震度6弱となっている。これら震度の大きい地域は、本市の主要な機関、産業、宅地が集中している。

想定地震2では、市域の推定震度は6強～5強であり、想定地震1より震度が大きい。地域別には想定地震1と同じく市北部で震度が大きい、震度6強の地域はある程度限定される。



#### カ. 液状化危険度判定

液状化とは、地震動によって地盤が液体のようになって砂が吹き出したり流動したりする現象であり、地下埋設物の被害や地盤の不等沈下が発生する。防災アセスメントでは、ボーリング調査結果から、液状化指数（P L）を算出し、液状化危険度を判定した。一般に液状化は、低地の砂層にみられるものであって、過去の地震被災例をみても、丘陵地、山地で液状化が発生したという記録はほとんど見られない。

想定地震 1 では、地震動が小さく、市域では液状化の発生度は低い。

想定地震 2 では、天見川、加賀田川、西除川沿いの低地において、液状化の危険性がある。

想定地震 1, 2 のいずれにおいても、市域の山地部、丘陵部については、液状化の発生度は低いという結果となった。しかし、これらの想定であらわれていないが、丘陵地のため池周辺部において局地的に厚い砂層を有する等、比較的液状化の発生度の高い地盤も存在する。

#### キ. 建物被害予測

建物は、構造により振動特性や耐震性に大きな違いがあるため、本調査では 4 つの構造（木造、RC 造、S 造、その他の構造）に区分して被害予測を行った。また、それぞれについて、建築年代、階層等の振動特性に影響する項目についても考慮した。

#### ク. 地震火災被害予測

地震によって発生する出火（出火予測）、その出火に対する消防活動、さらに消防活動によって消し止められなかった火災の延焼動態（延焼予測）について予測した。

#### ケ. 人的被害予測

建物被害及び地震火災被害予測結果を基に、死傷者数及び避難所生活者数を推定した。

#### コ. ライフライン被害予測

本調査では、上水道、下水道、ガス管の地下埋設管及び配電線、電話線の支持物を対象とし、地表最大加速度、P L 値等を基に標準被害率を算出した。

また、標準被害率に延長または本数を乗じることにより被害量を推定した。

(2) 被害想定結果

本市の建物被害、焼失被害、人的被害等を算定した。建物被害では、小山田地区の被害率が最も大きくなった。焼失被害では、設定時期を冬の17時とし、延焼経過24時間における値を示した。これによると、長野地区の焼失率が最も大きくなった。

		想定地震	中央構造線
地震の規模 (マグニチュード)		7.3	
建物総数		41,150棟	
建物被害	全壊棟数	2,710棟 (6.6%)	
	半壊棟数	11,680棟 (28.4%)	
焼失被害	出火点数	29	
	焼失棟数	3,000棟 (7.3%)	
総人口		119,810人	
人的被害	死者数	720人 (0.6%)	
	負傷者数	1,450人 (1.2%)	
	避難所生活者数	13,340人 (11.1%)	
ライフライン被害 <small>250mメッシュでの最大</small>	上水道管	5箇所以上	
	下水道管	2～3箇所	
	ガス管	3箇所以上	
	電力柱	1本未満	
	電話柱	1本未満	

## 2. 市の被害想定（南海トラフ巨大地震）

「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」において、市町村別に被害が最大となると考えられる条件で検討された結果がとりまとめられた。河内長野市における被害想定結果は以下のとおりである。

### ○ライフライン等施設被害

#### 上水道

給水人口（人）	断水率（%）					
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	約40日後
111,028	59.2%	26.3%	24.4%	22.6%	6.1%	0.4%

#### 下水道

処理人口（人）	機能支障率（%）				
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
93,500	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

#### 電力

契約軒数	停電率（%）					早期受電 困難（%）
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	
49,397	49.0%	3.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

#### 通信（固定電話）

加入 契約者数	復旧 対象契約数	不通契約数（%）				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
24,000	21,000	87.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

#### 通信（携帯電話）

携帯電話 基地局数	通信状況等									
	被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヶ月後	
	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク	停波 基地局数	不通 ランク
281	87.0%	A	3.5%	-	2.4%	-	0.0%	-	0.0%	-

### ○交通施設被害

#### 道路

道路総延長(km)	被害箇所数
407	31

#### 道路閉塞率

道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率（%）			道路リンク 閉塞率（%）
5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道 路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
159.8	202.9	26.2	388.9	0.5%	1.6%	3.4%	1.3%

### ○生活への影響

#### 避難者数

1日後			1週間後			1ヶ月後			約40日後		
避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）			避難者数（人）		
避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
1,163	698	465	7,358	3,679	3,679	7,186	2,156	5,030	1,163	349	814

#### 帰宅困難者数

帰宅困難者数（人）
4,088

#### 物資

飲料水（ℓ）				食糧（食）			毛布（枚）			
備蓄量	必要量		不足量 （7日間）	備蓄量	必要量		不足量 （7日間）	備蓄量	必要量	不足量 （7日間）
	1～3日間	4～7日間			1～3日間	4～7日間				
117,047	455,809	319,412	658,175	41,528	12,556	105,954	76,983	4,120	2,325	-1,795

#### 医療機能（冬18時（早期避難率低））

転院患者数（人）	医療対応不足数（人）
13	0

## ○災害廃棄物

### 災害廃棄物等（冬18時）

災害廃棄物発生量（万t）				
計	揺れ	液状化	急傾斜	火災
2.0	1.5	0.4	0.1	0.0

## ○その他

### エレベーター内閉じ込め

エレベーター設置台数	エレベーター停止台数
312	74

## ○人的被害・建物被害

### 建物被害

	揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
揺れによる建物被害	177	139	38	2,104	1,849	254
液状化による建物被害	49	49	0	107	107	0
急傾斜地崩壊による建物被害	10	8	2	15	10	5

### 地震火災による建物被害（1%超過確率風速）

揺れによる全壊棟数	
冬18時	夏12時
0	0

## ○屋外転倒、落下物の発生

### ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

塀件数				転倒件数				転倒率		
総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
6,476	4,486	981	1,009	1,279	699	430	149	15.6%	43.8%	14.8%

### ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

自動販売機台数	自動販売機転倒件数	転倒率
4,084	562	13.8%

### 屋外落下物の発生

落下危険物を有する建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数	落下率
17,310	51	0.3%

## ○人的被害

### 建物倒壊による被害（合計 ※「揺れによる被害」と「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害」の合計）

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	7	274	26
冬18時	8	285	22

### 建物倒壊による被害（揺れによる被害）

	死者数			負傷者数			重傷者数		
	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
夏12時	7	4	3	189	45	144	12	2	10
冬18時	7	6	1	201	126	75	10	5	5

### 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物	夏12時	0	22	6
	冬18時	1	22	5
屋内落下物	夏12時	0	23	2
	冬18時	0	23	2
屋内ガラス被害	夏12時	0	40	6
	冬18時	0	39	5
合計	夏12時	0	85	14
	冬18時	1	84	12

### 急傾斜地崩壊による人的被害

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	0	0	0
冬18時	1	1	0

### 火災による人的被害（1%超過確率風速）

	死者数				負傷者数			重傷者数		
	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	延焼拡大時の 逃げまどい	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め
夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

		死者数			負傷者数			重傷者数		
		ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
ブロック塀	夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	1	1	0	1	0	0
自動販売機	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
屋外落下物	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
合計	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			2			1		

### 揺れによる建物被害

揺れによる建物被害	
夏12時	冬12時
27	34

## ○参考

### 1) 人口（市内・浸水域）

市内全域	
夜間人口	昼間人口
12,490	92,434

### 2) 建物棟数

市内		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数
46,330	29,160	17,170

### 3) 出火件数

出火件数（冬18時）			出火件数（夏12時）		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
3	0	0	2	0	0

2. 府の被害想定

内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

大阪府地震被害想定概要

		上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7
		計測震度 5弱~6強	計測震度 5強~7	計測震度 4以下~5強
建物全半壊棟数	全壊 449 棟 半壊 881 棟	全壊 1,184 棟 半壊 1,844 棟	全壊 12 棟 半壊 34 棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	0 件	1 件	0 件	
死傷者数	死者 2 人 負傷者 281 人	死者 7 人 負傷者 539 人	死者 0 人 負傷者 10 人	
り災者数	5,108 人	10,647 人	189 人	
避難所生活者数	1,482 人	3,088 人	55 人	
ライフライン	停電	3,331 軒	5,683 軒	0 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸	0 千戸
	電話不通	2,065 加入者	2,065 加入者	1,147 加入者
	水道断水	1.7 万人	3.5 万人	0.8 万人

		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模		マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6
		計測震度 4以下~5弱	計測震度 6弱~6強	計測震度 4以下~5強
建物全半壊棟数	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 1,077 棟 半壊 1,861 棟	全壊 21 棟 半壊 56 棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	0 件	1 件	0 件	
死傷者数	死者 0 人 負傷者 0 人	死者 5 人 負傷者 592 人	死者 0 人 負傷者 15 人	
り災者数	1 人	10,715 人	217 人	
避難所生活者数	1 人	3,108 人	63 人	
ライフライン	停電	0 軒	20,021 軒	0 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸	0 千戸
	電話不通	0 加入者	2,065 加入者	0 加入者
	水道断水	0 万人	4.0 万人	0.1 万人

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書、平成19年3月、大阪府



## 15 河内長野市自主防災組織一覽表





## 資料 15 河内長野市自主防災組織一覧表

平成 25 年 12 月現在

	組織名	設立年月日
1	南花台自治会・自主防災委員会	H13.10.28
2	サニータウン自治会・自主防災委員会	H14.6.1
3	UR 南花台団地自治会・自主防災委員会	H16.3.28
4	高向自主防災委員会	H17.4.17
5	野作町自治会自主防災組織	H17.6.13
6	上原区自治会自主防災組織	H17.10.1
7	アメニティ長野自主防災組織	H19.6.1
8	清見台自主防災委員会	H20.6.22
9	南ヶ丘自主防災委員会	H20.9.15
10	美加の台自治会自主防災委員会	H20.10.18
11	長野地区町会連合会自主防災組織	H21.1.27
12	楠台自治会自主防災委員会	H21.4.1
13	大矢船自主防災組織	H21.10.1
14	寿町町会自治会自主防災部	H22.7.12
15	下西代連合自治会自主防災組織	H22 年度
16	美加の台自治会連合会防災会	H23.1.9
17	荘園町防災会	H23.4.24
18	河内長野グリーンマンション自主防災会	H23.5.1
19	南貴望ヶ丘自治会防災特別部会	H23.9.1
20	楠町自主防災組織	H24.1.1
21	小山田自治会自主防災組織	H24.1.15
22	三日市町会自主防災委員会	H24.4.1
23	美加の台南自主防災会	H24.4.1
24	流谷地区自主防災組織	H24.5.1
25	北青葉台自治会自主防災委員会	H24.6.3
26	楠ヶ丘自主防災委員会	H24.8.24
27	千代田東和苑自主防災組織	H24.12.1
28	上天見地区自主防災組織	H25.4.1
29	南青葉台防災委員会	H25.4.1
30	喜多ガーデンヒル自治会自主防災組織	H25.4.1
31	北貴望ヶ丘防災会	H25.4.14
32	美加の台南海アーバンパレス自主防災組織	H25.5.26
33	古野区自主防災組織	H25.5.31
34	中片添町自主防災組織委員会	H25.6.16
35	西代区自治会自主防災組織	H25.8.1
36	松ヶ丘連合町会自主防災会	H25.8.4
37	ライオンズマンション自由ヶ丘合同自主防災組織	H25.10.1
38	向野上町会自主防災組織	H25.10.7
39	楠翠台自主防災委員会	H25.11.3
40	旭ヶ丘自主防災委員会	H25.11.24



## 16 河内長野市防災会議委員名簿



資料16 河内長野市防災会議委員名簿

平成26年3月現在

委員の内訳	役職名	役職名	氏名
会 長	河内長野市	市長	芝田 啓治
第1号委員			
第2号委員 (定数3人)	大阪府 富田林土木事務所	所長	小笠原 洋一
	大阪府 富田林土木事務所	地域防災監	森口 治
	大阪府 富田林保健所 地域保健課	課長	小川 ひろみ
第3号委員 (定数2人)	大阪府 河内長野警察署	署長	浦田 慶一郎
	大阪府 河内長野警察署 警備課	課長	山下 浩年
第4号委員 (定数)	河内長野市	副市長	向井 一雄
	河内長野市	副市長	田中 満
	河内長野市	総務部長	
	河内長野市	上下水道部長	
	河内長野市	地域福祉部長	
	河内長野市	都市建設部長	
	河内長野市	総合事務局長	
第5号委員	河内長野市 教育長		和田 栄
第6号委員	河内長野市 消防長		角 俊孝
	河内長野市 消防団	団長	北大宅 伊太郎
第7号委員 (定数7人)	西日本電信電話(株) 大阪支店 設備部	部長	藤原 知孝
	関西電力(株) 羽曳野営業所	所長	吉村 元伸
	南海電気鉄道(株) 河内長野駅	駅長	中谷 晴彦
	(一社)河内長野市医師会	会長	松尾 正氣
	大阪ガス(株) 導管事業部南部地区	保安総括	辻 哲男
	河内長野ガス(株) 供給保安担当	執行役員	山中 一恭
	河内長野市作業所連絡協議会	会長	大谷 多美子
第8号委員	河内長野市自主防災組織連絡協議会	会長	廣瀬 義雄
	神戸大学社会科学系教育府	特命准教授	紅谷 昇平

<定数> 1号、2号、3号、4号及び7号委員の定数は、それぞれ1人、3人、2人、7人及び7人以内

<任期> 1～6号委員期限なし、7号委員2年間（補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間）



# 河内長野市地域防災計画

平成26年4月修正

河内長野市危機管理課

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

0721-53-1111（代表）



